

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省総合政策局環境政策課）

項 目 名	より環境負荷の小さい輸送手段への転換及び公共交通機関の利用者利便の増進に資する事業に係る特例措置の延長		
税 目	地球温暖化対策のための税		
要 望 の 内 容	<p>【制度の概要】 地球温暖化対策を適正に推進するため、モーダルシフトの推進及び公共交通機関の利用者利便の増進に資する事業の用に供される以下の燃料に係る地球温暖化対策のための税が還付される。 ①内航海運、一般旅客定期航路事業（遊覧除く）の用に供した軽油又は重油 ②第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業の用に供した軽油 ③国内定期航空運送事業の用に供した航空機燃料</p> <p>【要望の内容】 現行の還付措置を3年間（令和5年度～令和7年度）延長する。</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法 第90条の3の2、第90条の3の4、第90条の7（第3項を除く。） 租税特別措置法施行令 第48条の7 租税特別措置法施行規則 第39条の4、第39条の5</p>		
容	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (▲4,000 百万円 の内数) (— 百円)	

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>「地球温暖化対策計画」（令和3年10月閣議決定）においては、2030年度における運輸部門のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、2013年度比で約35%減の水準にすることとされている。</p> <p>運輸部門は、我が国の二酸化炭素排出量の約2割を占めることから、運輸部門の低炭素化が我が国の温室効果ガス削減に果たす役割は大きい。そのため、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月閣議決定）においては、地球温暖化対策・施策として、「物流体系全体のグリーン化を推進するため、自動車輸送から二酸化炭素排出量の少ない内航海運又は鉄道による輸送への転換を促進する」こと（モーダルシフトの推進）や、「公共交通機関の利用促進」が位置づけられているところである。</p> <p>このような状況の中、引き続きモーダルシフトを推進し、公共交通機関の利用を促進するよう、当該事業の用に供される燃料に係る地球温暖化対策のための税の還付措置を延長し、我が国の地球温暖化対策を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>運輸部門は、我が国の二酸化炭素排出量の約2割を占めることから、運輸部門の低炭素化が我が国の温室効果ガス削減に果たす役割は大きい。還付措置は、地球温暖化対策のための税が地球温暖化対策として位置づけられているモーダルシフトの推進及び公共交通機関の利用促進に逆行する負の経済的インセンティブとなることを回避し、温室効果ガスの排出削減を図るものであり、これらの事業の用に供される燃料については還付措置が必要である。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ○政策目標3 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う ○政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施設目標27 地域公共交通の維持・活性化を推進する <p>政策の達成目標</p> <p>温室効果ガスの排出量の削減に寄与する。</p> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>3年間（令和5年度～令和7年度）</p> <p>同上の期間中の達成目標</p> <p>温室効果ガスの排出量の削減に寄与する。</p> <p>政策目標の達成状況</p> <p>温室効果ガスの排出量の削減に寄与している。</p>

	有効性	要望の措置の適用見込み	405 業者（海運 347 業者、鉄道 39 業者、航空 19 業者）
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	地球温暖化対策のための税がモーダルシフトの推進及び公共交通機関の利用者利便の増進に逆行する負のインセンティブとなることを回避し、温室効果ガスの排出量の削減に寄与する。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	本措置は、地球温暖化対策のための税に係る還付措置の延長を求めるものであり、当該税がモーダルシフトの推進及び公共交通機関の利用者利便の増進に逆行する負の経済的インセンティブとなることを回避することによって温室効果ガスの排出削減を図る適正な方法である。また、補助金等による補填等に比べて最も効果的かつ効率的な措置である。		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	平成 30 年度 406 業者（海運 345 業者、鉄道 41 業者、航空 20 業者） ▲5,276 百万円 令和元年度 406 業者（海運 346 業者、鉄道 40 業者、航空 20 業者） ▲5,334 百万円 令和 2 年度 405 業者（海運 347 業者、鉄道 39 業者、航空 19 業者） ▲3,717 百万円 （令和 2 年度要望時の減収見込額 ▲5,260 百万円）	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	温室効果ガスの排出量の削減に寄与している。
	前回要望時の達成目標	温室効果ガスの排出量の削減に寄与する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	温室効果ガスの排出量の削減に寄与している。
これまでの要望経緯	平成 22 年度 新設要望 平成 24 年度 創設 平成 26 年度 延長 平成 29 年度 延長 令和 2 年度 延長	

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(国土交通省 国土政策局 広域地方政策課)

項 目 名	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換えの特例措置の延長	
税 目	所得税、法人税	
要 望 の 内 容	<p>【制度の概要】 個人または事業者が、既成市街地等^{*1} 内にある事業用資産を譲渡し、特定の地域内にそれに代わる資産を取得して事業の用に供した場合の買換え特例。</p> <p>【要望の内容】 個人または事業者が、既成市街地等^{*1} 内にある事業用資産を譲渡し、特定の地域内にそれに代わる資産を取得して事業の用に供した場合、その譲渡益 80% の課税を繰り延べることができる現行措置について、適用期限を 3 年間（所得税は令和 8 年 12 月 31 日まで、法人税は令和 8 年 3 月 31 日まで）延長する。</p> <p>譲渡対象：既成市街地等^{*1} の区域内で工場、作業場、研究所、営業所、倉庫その他これらに類する施設（福利厚生施設を除く。）として使用されている建物又は土地等^{*2} で所有期間が 10 年を超えるもの。 買換え対象：土地等^{*2}、建物、構築物又は機械及び装置のうち、近郊整備地帯等^{*3} 及び政令指定都市の市街化区域又は都市開発区域の市街化調整区域以外の区域にあるもの（農林業は市街化区域以外）。 ただし、立地適正化計画を作成した市町村の都市機能誘導区域以外の地域内にある誘導施設に係るものを除く。</p> <p>* 1…首都圏の既成市街地、近畿圏の既成都市区域及び名古屋市の一部 * 2…土地又は土地の上に存する権利 * 3…首都圏の近郊整備地帯、近畿圏の近郊整備区域及び中部圏の都市整備区域（名古屋市の一部を除く）</p> <p>【関係条文】 （所得税）租税特別措置法第 37 条第 1 項柱書及び表第 1 号並びに第 6 項 （法人税）租税特別措置法第 65 条の 7 第 1 項柱書及び表第 1 号並びに第 5 項</p>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (▲110,300 百万円の内数) (— 百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 三大都市圏の既成市街地等への産業及び人口の過度な集中を抑制することにより、外部不経済の解消と都市の持続可能性を高め、大都市圏の秩序ある発展を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性 三大都市圏の既成市街地等においては、産業及び人口の過度な集中により、騒音や大気汚染等の公害が発生してきたところである。これらの外部不経済を解消し、三大都市圏の秩序ある発展を図るためには、既成市街地等に存する工場等を近郊整備地帯等の郊外に転出させることが必要である。本特例は、企業の工場移転等に伴う税負担を軽減し、円滑な移転を促進するために不可欠な制度である。</p>											
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="536 808 716 1010"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="716 808 1489 1010"> <p>政策目標：10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標：37 総合的な国土形成を推進する</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1010 716 1431"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="716 1010 1489 1431"> <p>本特例措置の政策目標としては、既成市街地や近郊整備地帯等の政策区域を有する都府県における典型7公害*1の公害苦情件数について、過去10年の低減のペースを踏まえ、令和7年度において24,000件まで低減することとする。</p> <p>目標値：24,000件（令和7年度） 初期値：26,796件（令和元年度）</p> <p>*1…環境基本法第2条第3項に規定される以下の7つの公害 「大気汚染、水質汚染、土壌汚染、騒音、震動、地盤沈下、悪臭」</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1431 716 1568"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="716 1431 1489 1568"> <p>3年間 （所得税）令和5年12月31日⇒令和8年12月31日 （法人税）令和5年3月31日⇒令和8年3月31日</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1568 716 1787"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="716 1568 1489 1787"> <p>既成市街地や近郊整備地帯等の政策区域を有する都府県における典型7公害の公害苦情件数について、令和7年度において24,000件まで低減することとする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1787 716 2143"> <p>政策目標の達成状況</p> </td> <td data-bbox="716 1787 1489 2143"> <p>表のとおり、既成市街地や近郊整備地帯等の政策区域を有する都府県における典型7公害の公害苦情件数について、平成22年以降、平均407件/年のペースで低減してきているところ。令和2年度には新型コロナウイルスの影響により、在宅勤務等が増加したことなどから、件数の増加が見られるが、本特例措置を活用し、工場等の移転をさらに促進することで、国土形成計画や首都圏整備計画の期間中（令和7年度まで）の目標達成が可能と考えている。</p> </td> </tr> </table>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標：10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標：37 総合的な国土形成を推進する</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>本特例措置の政策目標としては、既成市街地や近郊整備地帯等の政策区域を有する都府県における典型7公害*1の公害苦情件数について、過去10年の低減のペースを踏まえ、令和7年度において24,000件まで低減することとする。</p> <p>目標値：24,000件（令和7年度） 初期値：26,796件（令和元年度）</p> <p>*1…環境基本法第2条第3項に規定される以下の7つの公害 「大気汚染、水質汚染、土壌汚染、騒音、震動、地盤沈下、悪臭」</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>3年間 （所得税）令和5年12月31日⇒令和8年12月31日 （法人税）令和5年3月31日⇒令和8年3月31日</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>既成市街地や近郊整備地帯等の政策区域を有する都府県における典型7公害の公害苦情件数について、令和7年度において24,000件まで低減することとする。</p>	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>表のとおり、既成市街地や近郊整備地帯等の政策区域を有する都府県における典型7公害の公害苦情件数について、平成22年以降、平均407件/年のペースで低減してきているところ。令和2年度には新型コロナウイルスの影響により、在宅勤務等が増加したことなどから、件数の増加が見られるが、本特例措置を活用し、工場等の移転をさらに促進することで、国土形成計画や首都圏整備計画の期間中（令和7年度まで）の目標達成が可能と考えている。</p>
<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標：10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標：37 総合的な国土形成を推進する</p>											
<p>政策の達成目標</p>	<p>本特例措置の政策目標としては、既成市街地や近郊整備地帯等の政策区域を有する都府県における典型7公害*1の公害苦情件数について、過去10年の低減のペースを踏まえ、令和7年度において24,000件まで低減することとする。</p> <p>目標値：24,000件（令和7年度） 初期値：26,796件（令和元年度）</p> <p>*1…環境基本法第2条第3項に規定される以下の7つの公害 「大気汚染、水質汚染、土壌汚染、騒音、震動、地盤沈下、悪臭」</p>											
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>3年間 （所得税）令和5年12月31日⇒令和8年12月31日 （法人税）令和5年3月31日⇒令和8年3月31日</p>											
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>既成市街地や近郊整備地帯等の政策区域を有する都府県における典型7公害の公害苦情件数について、令和7年度において24,000件まで低減することとする。</p>											
<p>政策目標の達成状況</p>	<p>表のとおり、既成市街地や近郊整備地帯等の政策区域を有する都府県における典型7公害の公害苦情件数について、平成22年以降、平均407件/年のペースで低減してきているところ。令和2年度には新型コロナウイルスの影響により、在宅勤務等が増加したことなどから、件数の増加が見られるが、本特例措置を活用し、工場等の移転をさらに促進することで、国土形成計画や首都圏整備計画の期間中（令和7年度まで）の目標達成が可能と考えている。</p>											

		<p style="text-align: center;">表 公害苦情件数（件）の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th style="width: 10%;">H22</th> <th style="width: 10%;">H23</th> <th style="width: 10%;">H24</th> <th style="width: 10%;">H25</th> <th style="width: 10%;">H26</th> <th style="width: 10%;">H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既成市街地等の政策区域を有する都府県における公害苦情件数</td> <td style="text-align: center;">30,365</td> <td style="text-align: center;">29,958</td> <td style="text-align: center;">29,551</td> <td style="text-align: center;">29,144</td> <td style="text-align: center;">28,737</td> <td style="text-align: center;">28,330</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">H28</td> <td style="text-align: center;">H29</td> <td style="text-align: center;">H30</td> <td style="text-align: center;">R1</td> <td style="text-align: center;">R2</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">27,923</td> <td style="text-align: center;">27,516</td> <td style="text-align: center;">27,109</td> <td style="text-align: center;">26,702</td> <td style="text-align: center;">33,169</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：公害苦情調査結果報告書 (総務省公害等調整委員会事務局)</p>	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	既成市街地等の政策区域を有する都府県における公害苦情件数	30,365	29,958	29,551	29,144	28,737	28,330		H28	H29	H30	R1	R2			27,923	27,516	27,109	26,702	33,169	
年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27																								
既成市街地等の政策区域を有する都府県における公害苦情件数	30,365	29,958	29,551	29,144	28,737	28,330																								
	H28	H29	H30	R1	R2																									
	27,923	27,516	27,109	26,702	33,169																									
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和3年度 57件（所得税15件、法人税42件） 令和4年度 59件（所得税16件、法人税43件） 令和5年度 59件（所得税16件、法人税43件） 令和6年度 59件（所得税16件、法人税43件） 令和7年度 59件（所得税16件、法人税43件） ※直近2年間の適用件数を平均して算出</p>																												
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本特例措置は民間事業者に対し、既成市街地等における過度な集中により外部不経済をもたらす工場等に移転する際の税制上のインセンティブを提供することで、効率的かつ持続可能な都市圏構造への円滑な再編へ寄与すると考えられる。</p>																												
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—																												
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																												
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																												
	要望の措置の妥当性	<p>事業用資産の買換えについては、その税負担が重要な判断要素の一つとなっており、要件に該当する資産の買換えによる設備投資等を確実に支援するためには、税制上の特例措置により対応することが相当である。</p>																												

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

(所得税)

(単位：(適用件数)件、(適用額、減収額)百万円)

年度	適用件数	適用額	減収額
平成 30 年度	19 (63)	416 (6, 262)	62 (939)
令和 元年度	14 (60)	225 (5, 964)	34 (895)
令和 2 年度	16 (63)	455 (6, 262)	68 (939)

(法人税)

(単位：(適用件数)件、(適用額、減収額)百万円)

年度	適用件数	適用額	減収額
平成 30 年度	53 (72)	10, 061 (7, 157)	2, 334 (1, 660)
令和 元年度	40 (63)	5, 563 (6, 262)	1, 291 (1, 453)
令和 2 年度	44 (66)	10, 836 (6, 560)	2, 514 (1, 522)

※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、対象自治体の「証明書発行件数」及び「経済センサス-活動調査」をもとに算出。

(前回要望との乖離の理由)

○適用件数

見込み件数は、前回要望時の「証明書発行件数」と法人税の適用実態調査結果を基に推計しているが、「証明書発行件数」と活用実績に乖離があったことに起因している。

また、所得税については、今回要望にあたって適用件数の算出方法を実態に即したものと大幅に見直したため、前回要望時と大きな乖離が生じている。

○減収額

前回要望時において、適用額の単価推計に用いた実績単価が低めの数値であったことに起因している。

今回要望にあたっては、単価推計の方法を見直して算出。

また、所得税については、今回要望にあたって単価推計の方法を実態に即したものと大幅に見直したため、前回要望時と大きな乖離が生じている。

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

【法人税】

① 根拠条文：第 65 条の 7

② 適用件数

平成 30 年度：53 件

令和 元年度：40 件

令和 2 年度：44 件

③ 適用総額

平成 30 年度：10, 061 百万円

令和 元年度：5, 563 百万円

令和 2 年度：10, 836 百万円

※法人税のみ

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	課税の繰延べ措置を講ずることにより、資産の買換えに伴う税負担が軽減され、効果的に資産の買換えによる設備投資等が行われることが期待されるため、施策実現に向けて有効な手段である。
	前回要望時の達成目標	前回要望時の本特例措置の政策目標は、市街化区域内等の公害発生密度としており、東京特別区、大阪市、名古屋市における公害発生密度の平均値を、令和7年度までに、現行の三大都市圏制度が措置された平成18年度の近郊整備地帯等を有する都府県の平均値(4.0件/年・km ²)まで低減することとしていた。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	東京特別区、大阪市、名古屋市における公害発生密度は、令和2年時点では7.5件/年・km ² となっている。 これは、目標年度まで一定の漸減率と仮定した場合の数値より高く、新型コロナウイルスの影響に伴い、在宅勤務等が増加したことで公害苦情件数が増加したことが要因と考えられる。
これまでの要望経緯	<p>昭和44年度 創設</p> <p>昭和50年度 5年延長</p> <p>昭和55年度 5年延長</p> <p>昭和60年度 5年延長</p> <p>平成2年度 1年延長</p> <p>平成3年度 5年延長(条件変更)</p> <p>平成6年度 条件変更</p> <p>平成7年度 条件変更</p> <p>平成8年度 5年延長</p> <p>平成10年度 条件変更</p> <p>平成13年度 5年延長(条件変更)</p> <p>平成18年度 5年延長</p> <p>平成23年度 3年延長(条件変更)</p> <p>平成26年度 3年延長</p> <p>(条件変更: 4号廃止、5号を縮減し1号に統合)</p> <p>平成29年度 3年延長(条件変更)</p> <p>令和2年度 3年延長(条件変更)</p>	

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(国土交通省 国土政策局 広域地方政策課)

項 目 名	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	<p>【制度の概要及び要望の内容】 関西文化学術研究都市建設促進法(昭和 62 年法律第 72 号。以下「促進法」という。)に基づいて整備される文化学術研究施設のうち研究所用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産については、普通償却に加え、初年度の特別償却を認めているところであるが、この特別償却制度に係る現行措置について、適用期限を 2 年間(令和 7 年 3 月 31 日まで)延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物及び附属設備 取得価額 3.5 億円以上 6/100 ・ 機械及び装置 取得価額 400 万円以上 12/100 <p>※対象資産を新設又は増設したものに限定</p> <p>【関係条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 促進法 第 10 条 ・ 租税特別措置法 第 44 条 ・ 同法施行令 第 28 条の 4 		
	平年度の減収見込額	-	百万円
	(制度自体の減収額)	(▲ 5	百万円)
	(改正増減収額)	(—	百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

関西文化学術研究都市（以下「学研都市」という。）の建設は、促進法に基づき、文化学術及び研究の拠点となる都市づくりを目指すものであり、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的としている。

また、平成 28 年 3 月には、国（国土交通省、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省）、地元地方公共団体、大学、立地企業、経済団体等の参画により、今後おおむね 10 年の都市の方向性を示した『新たな都市創造プラン』を策定し、「世界の知と産業を牽引する都市」「持続的にイノベーションを生み出す都市」「科学・生活・文化・自然環境が融合する持続可能都市」を目指す都市の姿とし、多様な主体がプラン実現に取り組んできた。令和 3 年 6 月には、前半 5 年間の取組を踏まえ、本プランを改訂し、世界トップレベルの研究開発型オープンイノベーション拠点を目指して取り組んでいるところである。

本特例措置は、研究施設を新設又は増設する企業に立地のインセンティブを与えることによって、研究施設の集積を誘導し、研究機関相互の交流や共同研究等を推進し、我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業の創出等国民経済の活性化を図ることを目的とする。

(2) 施策の必要性

促進法第 10 条において、学研都市の建設に必要な税制上の措置を講ずるものと規定されている。また、促進法に基づく基本方針では「高度な文化拠点としての機能、新たな文化・学術・研究の推進、及び新たな産業の創出を牽引する機能の整備を図る」など、今後も学研都市の建設を促進していくこととされており、さらに都市建設に当たっては、学術・産業・行政及び市民がそれぞれの役割を果たしながら、かつ連携を強化して建設を進めることとされており、文化学術研究施設等の整備、誘導は国の果たすべき役割の一つである。

平成 27 年 8 月に閣議決定された第二次国土形成計画（全国計画）では、人口減少や国際競争が厳しさを増す中で、我が国の成長力を高めていくためには、持続的なイノベーション創出のための取組を推進することが必要であるとされており、学研都市について、我が国全体の発展のために活用することとされている。さらに、筑波研究学園都市とともにリニア中央新幹線の整備による知的対流（ナレッジ・リンク）、スーパー・メガリージョンの形成による高度な価値創造及び集積する大学、研究機関等の重要な知的・人的資源の活用等、学研都市が果たす役割について明記されているところである。第二次国土形成計画（全国計画）を受けて平成 28 年 3 月に策定された関西広域地方計画においても、「イノベーションを支える知の拠点」、「高度な知的人材集積」の拠点として事業を推進していくこととしているように、我が国の発展にとって重要な位置づけがされている。

また「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 閣議決定）においては、企業、大学、公的研究機関などの多様な主体による連携・共創の舞台となるオープンイノベーションの拠点として学研都市が明記されるなど、今後とも整備の促進が求められているところである。

国家プロジェクトである学研都市の「文化学術研究施設」は、本都市の文化・学術・研究機能の中心的な役割を担う施設であり、その集積により、大学や他研究機関との共同研究・交流や産学官連携、シーズとニーズの融合がなされ、研究開発の進展、研究成果を活かした新技術の創造と新事業の創出、地域及び我が国経済の活性化といった効果が得られることから、高い公益性が認められ、地方による支援のみならず国としてその集積整備を引き続き推進していく必要がある。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	促進法第10条（税制上の措置） 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する 参考指標124 関西文化学術研究都市における立地施設数
		政策の達成目標	<p>本都市にふさわしい文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め学研都市としての総合的な集積メリットが発揮されることによって我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業創出等国民経済の活性化に寄与することを目標とする。</p> <p>政策評価における参考指標として、拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設が必要なことから、施設立地数を目標（令和7年度末で165施設※）としている。</p> <p>なお、最終的には学研都市の集積メリットを発揮するため、施設整備率を都市全体でおおむね60%以上とすることを目標とする。</p> <p>※令和4年度までの政策評価チェックアップ指標では171施設となっていたところ、令和5年度政策評価チェックアップ指標設定に当たって165施設へと改定</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	令和6年度までの目標については施設立地目標を162施設とすることを目標とする。
		政策目標の達成状況	<p>文化・学術・研究の拠点形成に向けて着実に整備が進んでおり、令和4年4月時点で152の研究所用施設等が立地している。</p> <p>施設整備率については、令和4年4月時点で都市全体で54.1%となっている。</p>
	有効性	要望の措置の適用見込み	適用が見込まれる企業は、令和5年度に4社、令和6年度に2社ある。
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）		本特例措置により、税収は減少するものの、地域の雇用創出などの経済効果が見込まれることに加え、研究所用施設の集積による共同研究の実施等により研究開発の進展、研究成果を活かした新技術の創造と新事業の創出・育成等の効果が期待される。	
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	促進法第11条（地方税の不均一課税に伴う措置）	

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>—</p>																
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>—</p>																
	<p>要望の措置の妥当性</p> <p>本特例により立地を促進している「文化学術研究施設」は、国家プロジェクトである本都市の文化・学術・研究機能の中心的な役割を担う施設である。その集積により、研究開発の進展、新技術の創造と新事業の創出、地域及び我が国経済の活性化といった高い公益性を持つ効果が得られるものであり、国として集積・整備を推進する必要がある。</p> <p>しかしながら、研究施設は、一般的に収益性が低く、初期投資も大きくなるため、集積・整備の推進には初期負担を軽減するインセンティブが必要である。本特例措置は、特別償却により初期負担の軽減が図られることから、立地誘導する上で有効に機能しており手段としての的確である。</p>																
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p> <p>過去の適用実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数 (件)</th> <th>適用額 (百万円)</th> <th>減収額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>2(2)件</td> <td>39.6(39.6)</td> <td>9.2(9.1)</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>2(1)件</td> <td>53.6(18.5)</td> <td>12.4(4.3)</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1(10)件</td> <td>20.1(253.4)</td> <td>4.7(58.8)</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：適用件数及び適用額は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）より記載、減収額は適用額×法人税率（0.232）により算出。</p> <p>※前回要望時の適用件数及び減収額は（）内のとおり。</p> <p>前回の推計値と乖離している原因は、立地後、税制の対象となる研究部分の投資額を精査した結果、本特例措置の取得価額要件を満たさなかったものがあること等が考えられる。</p>		適用件数 (件)	適用額 (百万円)	減収額 (百万円)	平成30年度	2(2)件	39.6(39.6)	9.2(9.1)	令和元年度	2(1)件	53.6(18.5)	12.4(4.3)	令和2年度	1(10)件	20.1(253.4)	4.7(58.8)
		適用件数 (件)	適用額 (百万円)	減収額 (百万円)													
平成30年度	2(2)件	39.6(39.6)	9.2(9.1)														
令和元年度	2(1)件	53.6(18.5)	12.4(4.3)														
令和2年度	1(10)件	20.1(253.4)	4.7(58.8)														
<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p> <p>① 租税特別措置法の条項： 第44条</p> <p>② 適用件数： 平成30年度：2件 令和元年度：2件 令和2年度：1件</p> <p>③ 適用額： 平成30年度：39.6百万円 令和元年度：53.6百万円 令和2年度：20.1百万円</p>																	

<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置は初期負担の軽減が図られることから、高額な研究開発設備等の設置が必要とされる研究施設の立地に当たっては、事業者の投資促進という面で極めて有効に機能している。本特例措置を活用した企業（活用見込み含む）に対するアンケート結果では、「初期投資が大きいので会社運営は非常に助かった」といった意見もあり、企業の立地判断の一つとして活用されている。また、本特例措置を活用した企業はこれまでに44社あり、立地誘導に相当の効果があると評価でき、達成目標の実現に寄与しているといえる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>本都市にふさわしい文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め学研都市としての総合的な集積メリットが発揮されることによって我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業創出等国民経済の活性化に寄与することを目標とする。</p> <p>政策評価における業績指標として、拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設が必要なことから、施設立地数を目標（令和4年度末で165施設）としている。</p> <p>なお、最終的には学研都市の集積メリットを発揮するため、施設整備率を都市全体でおおむね60%以上とすることを目標とする。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和4年4月1日時点の立地施設数は152施設である。これは立地予定施設の立地時期が延期になったこと、閉鎖された施設があったこと等によるものである。また、施設整備率は54.1%で前回要望時の数値より下回っているが、これは令和4年4月の京都府域の建設計画の変更において一部地区の区域が変更されたことによるものである。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和62年度：創設 ・平成元～25年度：2年間延長、特別償却率の縮減等 ・平成27年度：延長(対象資産を新設又は増設したものに限定) ・平成29年度：延長（取得価額要件の引上げ） ・平成31(令和元)年度：延長（取得価額要件の引上げ） ・令和3年度：延長（取得価額要件の引上げ）

令和5年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課）

項目名	低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置の拡充及び延長	
税目	所得税	
要望の内容	<p>個人が、譲渡価額が500万円以下であって、都市計画区域内にある一定の低未利用地（※）を譲渡した場合に、長期譲渡所得から100万円を控除する特例措置を3年間（令和7年12月31日まで）延長する。また、譲渡価額の要件につき、上限を800万円に上げる。</p> <p>（※）譲渡前に低未利用であること及び譲渡後に買主により利用されていることについて市区町村が確認したものに限る。</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法第35条の3</p>	
	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）</p>	<p>▲329百万円 （ - 百万円） （ - 百万円）</p>

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

低未利用地について、当該土地に新たな価値を見出す者による土地の適切な利用・管理を確保することで、土地の有効活用を通じた投資の促進、地域活性化を実現するとともに、更なる所有者不明土地の発生を予防する。

(2) 施策の必要性

平成 30 年の土地基本調査によれば、平成 15 年からの 15 年間で世帯が保有する空き地等の面積は約 1.7 倍に増加するなど、地方部を中心に低未利用地の面積は近年急激な増加傾向にあり、人口減少及び世帯数の減少に伴い、今後もより一層増加することが懸念される。

こうした低未利用地が増加し、所有者による利用・管理が期待できない土地は、適切な利用・管理がなされないことで、治安、衛生、景観等の悪化により地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすだけでなく、地域活力の低下、周辺地価の下落誘発等、経済面でも負の影響を及ぼすこととなる。また、こうした土地は、今後の高齢化の進展に伴い将来的に所有者不明土地となる可能性が高い。このため、低未利用地の利活用の促進、低未利用地の将来的な増加の抑制を図ることが喫緊の課題となっている。

「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）においても、「空き家等の利活用や基本方針等に基づく所有者不明土地等対策を進める。」とされているところ。

低未利用地の適切な利用・管理のためには、土地利用ニーズをもつ新しい主体に土地が譲り渡されることにより、新たな所有者による適切な利用・管理を図ることが重要であり、土地利用ニーズが低下している場合においては、手放したいニーズと利用したいニーズのマッチングを行うことの重要性が増していく。しかし、このように土地利用ニーズが低下している場合に、より買主を見つけやすくするために、売主は売却希望価格を下げていくこととなり、その結果、売却のための測量費や解体費等の負担が相対的に重くなる一方で、譲渡者の手元に残る金額は少額となることから、売却するインセンティブが少なくなり、利活用していない土地を売却せずに所有し続けることになってしまう。

今後、高齢化の進展に伴い所有者自身が土地を利用・管理する意向のない土地が増加し、所有者不明土地が発生しやすい状況となることが予想される中で、このような土地の所有者が、当該土地を適切に利用・管理を行う意欲のある者に譲渡することへのインセンティブを付与し、適切な土地の利用・管理を確保し、土地の有効活用を通じた投資の促進、地域活性化を図るとともに、所有者不明土地の更なる発生を予防することが必要である。

また、今後、人口減少や世帯数減少等の影響によりさらに多くの低未利用地が発生する可能性があることから、譲渡価額要件の上限の引上げによって、譲渡価額 800 万円までの低未利用地を市場で流通させることにより、更なる低未利用地の適正な利用・管理を図っていく必要がある。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護</p> <p>施策目標 31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する</p>
		政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 法人及び世帯が所有する宅地などに係る低・未利用地（空き地等）の面積（平成 30 年：18.9 万 ha→令和 5 年：20.6 万 ha、令和 10 年：22.3 万 ha） 土地取引件数（平成 27 年：129 万件→令和 7 年：139 万件）
		租税特別措置の適用又は延長期間	3 年間（令和 5 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 法人及び世帯が所有する宅地などに係る低・未利用地（空き地等）の面積（平成 30 年：18.9 万 ha→令和 5 年：20.6 万 ha、令和 7 年：21.3 万 ha） 土地取引件数（平成 27 年：129 万件→令和 7 年：139 万件）
	有効性	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 低未利用地の面積は、5 年に 1 度の統計を元に目標を定めているため、平成 30 年（18.9 万 ha）の数値が最新のデータとなるが、本特例措置をはじめとした各種施策の効果により、個人売主による都市計画区域内の 500 万円以下の土地取引件数は、本特例措置の施行前 1 年半（56,298 件）と比べて施行後 1 年半（61,190 件）の方が増加しており、また、本特例措置により約 130ha の低未利用地が新たな活用主体に譲渡された。 売買による土地取引件数は、いわゆるリーマンショックを景気とする平成 20 年後半以来の景気後退の影響により、114 万件（平成 23 年）まで落ち込んだところ、本特例措置をはじめとした各種施策の効果により、下げ止まりが見られ、令和 3 年には 133 万件となっている。
		要望の措置の適用見込み	<p>令和 5 年：4,764 件</p> <p>令和 6 年：4,764 件</p> <p>令和 7 年：4,764 件</p>
	相当性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	低未利用地の適切な利用・管理の確保のためには、土地譲渡益に係る税負担を軽減することにより、当該土地の所有者が、当該土地に新たな価値を見出す者へ土地を譲渡するインセンティブを与えることが効果的である。
		当該要望項目以外の税制上の措置	-
		予算上の措置等の要求内容及び金額	-

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
		要望の措置の妥当性	低未利用地の適切な利用・管理の確保、有効活用の促進という目的を、重点的・効果的に実現するため、対象となる土地の限定（更地等）、対象取引の限定（取引額の上限設定）を行うことで、政策目的に沿った必要最小限の措置となっている。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	令和2年度（7月～12月の6か月間） 確認書交付件数 2,605件（6,605件） 減収額 4.7億円（9.9億円） 令和3年度 確認書交付件数 2,545件（6,605件） 減収額 4.6億円（9.9億円）
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	-
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	低未利用地の適切な利用・管理の確保のためには、土地譲渡益に係る税負担を軽減することにより、当該土地の所有者が、当該土地に新たな価値を見出す者へ土地を譲渡するインセンティブを与えることが効果的である。
		前回要望時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 法人及び世帯が所有する宅地などに係る低・未利用地（空き地等）の面積（平成25年：15.5万ha→13.1万ha） 土地取引件数（平成27年：129万件→令和7年：139万件）
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<ul style="list-style-type: none"> 低未利用地の面積は、5年に1度の統計を元に目標を定めているため、平成30年（18.9万ha）の数値が最新のデータとなるが、本特例措置をはじめとした各種施策の効果により、個人売主による都市計画区域内の500万円以下の土地取引件数は、本特例の施行前1年半（56,298件）と比べて施行後1年半（61,190件）の方が増加しており、また、本特例により約130haの低未利用地が新たな活用主体に譲渡された。 売買による土地取引件数は、いわゆるリーマンショックを景気とする平成20年後半以来の景気後退の影響により、114万件（平成23年）まで落ち込んだところ、本特例措置をはじめとした各種施策の効果により、下げ止まりが見られ、令和3年には133万件となっている。
		これまでの要望経緯	令和2年度 創設

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設・拡充・延長)

(国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課)

項目名	土地等の譲渡益に対する追加課税制度（重課）の停止期限の延長		
税目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	<p>個人が、棚卸資産である土地等又は雑所得の基因となる土地等を譲渡した場合において、所有期間 5 年以下の土地等の譲渡による事業所得又は雑所得については、他の所得と分離して、重課（税率は住民税を含め 52/100 等）される本制度（令和 5 年 3 月 31 日まで課税停止中）を 3 年間（令和 8 年 3 月 31 日まで）課税停止する。</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法第 28 条の 4</p> <p>法人の土地譲渡益に対して、通常の法人税のほか、追加課税として特別税率（長期所有（5 年超）5/100、短期所有（5 年以下）10/100）が課される重課制度（令和 5 年 3 月 31 日まで課税停止中）を 3 年間（令和 8 年 3 月 31 日まで）課税停止する。</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法第 62 条の 3、第 63 条</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	-	百万円
	(改正増減収額)	(-)	百万円
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す マ	<p>(1) 政策目的 土地取引の活性化を通じた土地の有効利用の促進</p> <p>(2) 施策の必要性 本重課措置は、地価の高騰を背景として、昭和 48 年に法人等による土地投機の抑制を図る目的で創設されたものである。</p> <p>我が国における地価は、バブル崩壊以降ほぼ一貫して長期的な下落傾向にあり、いわゆる土地神話崩壊後、土地の資産としての有利性は縮小しているところ、バブル崩壊以前と異なり収益性・利便性を重視した実需中心の土地取引が定着し、投機的な土地取引は起こりにくい状況になっている。また、平成 9 年 2 月 10 日に閣議決定された「新総合土地政策推進要綱」においては、土地政策の目標を、地価の抑制から土地の有効利用へと転換する方針が示された。このような背景の中、土地税制については、平成 10 年度より、地価税や重課制度などの停止措置が講じられ、土地取引の活性化・有効利用を目的とする措置が講じられてきたところである。</p> <p>しかしながら、重課停止措置を講じた当時と比較しても、現下の土地を取り巻く経済情勢は必ずしも良くなく、重課停止措置を解除すれば、企業等の保有する土地を市場に供給することに対するディスインセンティブとして働き、不動産市場への影響は甚大である。また、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）においては、「コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなもの」とし、「新陳代謝と多様性に満ちた裾野の広い経済成長（略）を実現する」と掲げられており、重課停止措置を継続することは今日的にも政府の方針に沿うものであるといえる。</p> <p>このため、本重課措置の目的である土地投機の抑制という観点、及び、土地</p>		

		取引の活性化・有効利用を促進する観点から、現在、重課措置を復活させる合理的な理由はなく、停止措置を延長する必要がある。	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する
		政策の達成目標	土地取引を活性化させ、土地を有効利用しようとする者への移転を促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	3年間（令和5年4月1日～令和8年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	土地取引を活性化させ、土地を有効利用しようとする者への移転を促進する。
		政策目標の達成状況	重課が措置されていない現在、土地等の譲渡益に対して追加分離課税されることがないため、重課が企業等の保有する土地を市場に供給することに対するディスインセンティブとして働いていない。
	有効性	要望の措置の適用見込み	-
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)		重課は、企業等の保有する土地を市場に供給することに対してのディスインセンティブとして働くこととなるところ、課税停止措置により、土地取引の活性化・有効利用の促進につながる。	

相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	土地等の譲渡益に対する追加課税制度（重課）の課税停止措置（個人住民税・法人住民税）																						
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-																						
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-																						
	要望の措置の妥当性	土地の有利性が縮小し、土地の投機的取引が起こりにくい状況にある現在、土地取引の活性化・有効利用の促進のため、企業等の保有する土地を市場に供給することに対してのディスインセンティブとして働く本特例措置の停止期限を延長することは、必要最低限の措置である。																						
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p><参考：土地の売買による所有権の移転件数></p> <table border="1"> <tr><td>平成 23 年度</td><td>114 万件</td></tr> <tr><td>平成 24 年度</td><td>120 万件</td></tr> <tr><td>平成 25 年度</td><td>128 万件</td></tr> <tr><td>平成 26 年度</td><td>126 万件</td></tr> <tr><td>平成 27 年度</td><td>129 万件</td></tr> <tr><td>平成 28 年度</td><td>129 万件</td></tr> <tr><td>平成 29 年度</td><td>132 万件</td></tr> <tr><td>平成 30 年度</td><td>131 万件</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>131 万件</td></tr> <tr><td>令和 2 年度</td><td>128 万件</td></tr> <tr><td>令和 3 年度</td><td>133 万件</td></tr> </table>	平成 23 年度	114 万件	平成 24 年度	120 万件	平成 25 年度	128 万件	平成 26 年度	126 万件	平成 27 年度	129 万件	平成 28 年度	129 万件	平成 29 年度	132 万件	平成 30 年度	131 万件	令和元年度	131 万件	令和 2 年度	128 万件	令和 3 年度	133 万件
	平成 23 年度	114 万件																						
	平成 24 年度	120 万件																						
	平成 25 年度	128 万件																						
	平成 26 年度	126 万件																						
平成 27 年度	129 万件																							
平成 28 年度	129 万件																							
平成 29 年度	132 万件																							
平成 30 年度	131 万件																							
令和元年度	131 万件																							
令和 2 年度	128 万件																							
令和 3 年度	133 万件																							
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	-																							
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	重課は、企業等の保有する土地を市場に供給することに対してのディスインセンティブとして働くこととなるところ、課税停止措置により土地取引の活性化・有効利用の促進につながっている。																							
前回要望時の達成目標	土地取引を活性化させ、土地を有効利用しようとする者への移転を促進する。																							
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>地価については、三大都市圏では、平成 17～20 年頃にかけて回復傾向が見られたが、平成 21 年以降再び下落傾向が続き、地方圏では長期的に下落傾向が続いていた。直近の地価公示においては、新型コロナウイルス感染症の影響をうけつつも、全国的に緩やかな回復傾向が見られている。</p> <p>また、売買による土地取引件数は、平成 20 年秋のリーマンショック後に大幅に減少したものの、その後徐々に持ち直しつつあり、課税停止措置以前の下落傾向が緩和された状態で推移している。</p>																							

		このことから、重課制度の停止期限の延長は地価の上昇、土地取引の増加に一定の効果を示していると考えられる。
これまでの 要望経緯		平成10年度 課税停止 平成16年度 延長 平成21年度 延長 平成26年度 延長 平成29年度 延長 令和2年度 延長

令和5年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（国土交通省 都市局 まちづくり推進課）

項目名	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長	
税目	所得税、法人税	
要望の内容	<p>【制度の概要】 都市再生特別措置法に基づき、都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業計画に係る以下の特例措置を講じる。</p> <p>○所得税・法人税の割増償却 （認定事業により整備される建築物について、2割5分増償却（5年間）） ○本特例措置の適用期限：令和5年3月31日</p> <p>【適用要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月31日までに取得し、供用すること ・地上階数10以上又は延べ面積75,000㎡以上の耐火建築物が整備され、かつ、1）、2）のいずれかに該当 <ol style="list-style-type: none"> 1）事業区域内において整備される公共施設用地面積が30%以上 2）居住者等利便施設整備費が10億円以上 <p>【要望の内容】</p> <p>○事業区域面積要件を原則1haから0.5haへ緩和する。 ○上記の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで2年間延長する。</p> <p>【関係条文】</p> <p>所得税：租税特別措置法第14条 租税特別措置法施行令第7条 租税特別措置法施行規則第6条</p> <p>法人税：租税特別措置法第47条 租税特別措置法施行令第29条の5 租税特別措置法施行規則第20条の21</p>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	▲39百万円 (▲990百万円の内数) (—百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び居住環境の向上（＝都市再生）による都市の更なる魅力の向上を図る。また、新たな資本主義やデジタル田園都市国家構想等の実現のため、地方都市のイノベーション力強化と、それを支える大都市の国際競争力強化に資する都市再生を推進する。

(2) 施策の必要性

都市再生については、その拠点となる都市再生緊急整備地域において、民間の資金、ノウハウ等を集中的に振り向けることを国家戦略として取り組んできているところである。

我が国においては、人口減少・少子高齢化、経済の低迷等の課題が引き続き山積する中、必要とされる居住環境、商業機能、産業機能、文化的機能、防災機能等の諸機能をレベルアップするとともに、住環境や市街地の環境等生活の場としての都市の環境全般を向上させる都市再生の取り組みが引き続き必要である。

直近では、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ」において、地方都市のイノベーション力の強化や大都市の国際競争力強化に向け、デジタル技術等を活用する優良な民間都市開発事業への支援等を通じた都市再生を進めることとしており、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」では、建築・都市のDX等を活用しつつ、都市再生を促進していくことが盛り込まれている。また、「デジタル田園都市国家構想基本方針」においても、民間投資の喚起や都市再生の質の向上に向け、都市再生緊急整備地域における都市計画等の特例や優良な民間都市開発への金融・税制等による支援等を行うこととしている。（いずれの政府方針も令和4年6月7日閣議決定。）

引き続き、我が国の活力の源泉である都市について、都市再生により都市の更なる魅力の向上・地域経済の活性化を図り、新たな時代の潮流や都市の課題に対応するため、認定事業者を対象とした税制上の特例措置や民間都市開発推進機構による金融支援を戦略的・重点的に講ずることにより、引き続き優良な民間都市開発事業を促進すべく、本特例措置の適用期限を延長する必要がある。

特に地方都市においてイノベーションや新たな産業の創出に資するまちづくりや、個性的で魅力的なまちづくりを促進すべきところ、地方都市の実情として人口・経済規模等の要因により、大都市と比較して床需要が少なく、ポテンシャルにあった事業規模への支援が強く求められている。そのため、事業区域面積要件を現行の原則1haから0.5haへ緩和する必要がある。

なお、民間都市再生事業計画は、令和4年8月末現在151計画が認定され、都市再生に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られているところである。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>①民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。以下本項において同じ。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合 ・令和7年時点（2025年時点） 目標値：80%以上 （※地価上昇率は2020年を基準値として計測）</p> <p>②都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額 ・令和2年度～令和12年度（2020～2030年度） 目標値：7兆円～10兆円 （※中間目標値：3.5兆円～5兆円 令和6年度まで）</p> <p>③都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 ・令和2年度～令和12年度（2020～2030年度） 目標値：16.5%～19.5%（初期値9.1%※平成30年度） （※中間目標値：12.0%～12.5% 令和6年度まで）</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>・都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の令和6年度までの建設投資累計額 目標値：3.5兆円～5兆円</p> <p>・都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた令和6年度までの区域面積割合 目標値：12.0%～12.5%</p>
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>①民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。以下本項において同じ。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合 →令和3年12月末時点で上回っている割合：80.8% ※令和7年時点の目標値：80%以上</p> <p>②都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額 →令和2年度～令和6年度の建設投資額：約5.3兆円（見込） ※令和6年度までの中間目標値：3.5兆円～5兆円</p>

			<p>③都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 →令和6年度までの区域面積割合：約12.1%（見込） ※令和6年度までの中間目標値：12.0%～12.5%</p> <p>各政策目標の達成に向けて、いずれも順調に進捗しているところだが、建設工事費の上昇等の影響を受けて、都市開発事業の見通しは未だ不透明であり、目標達成に向け、引き続き支援が必要である。</p>
		<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>(適用件数) 所得税 令和5年度：1計画 令和6年度：1計画</p> <p>法人税 令和5年度：2計画 令和6年度：2計画</p> <p>(適用事業者の範囲) 国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業を施行する者</p>
<p>有効性</p>		<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置を戦略的・重点的に講ずることにより、優良な都市開発事業が促進され、具体的な効果として、令和3年12月末時点では、民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。以下本項において同じ。）の地価上昇率について、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合が80.8%となっており、令和7年時点で80%以上という目標に向けて順調に推移している。</p> <p>また、都市再生緊急整備地域における都市開発事業の令和2年度から令和6年度までの建設投資額についても、現時点では約5.3兆円が見込まれ、令和6年度までの中間目標値（3.5～5兆円）の達成に向けて順調に進捗しているところである。なお、本特例措置により直接引き起こされる建設投資額は、上記の建設投資額のうち、約55%（約2.9兆円）を占めている。</p> <p>加えて、本特例措置により認定民間都市開発事業のみならず、都市再生緊急整備地域内において民間都市開発を誘発し、不動産活性化の呼び水とすることで、都市再生緊急整備地域内において都市開発事業が行われた区域面積割合は、令和6年度には、12.1%となる見込みであり、令和6年度までの中間目標値（12.0%～12.5%）の達成に向けて順調に進捗している。なお、本特例措置により直接引き起こされる認定事業の区域面積割合は、上記の区域面積割合のうち、約24%を占めている。</p> <p>※認定事業の建設投資額及び区域面積割合については、内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」より試算。</p>

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>国税：都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置 (登録免許税)</p> <p>地方税：都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置 (不動産取得税、固定資産税、都市計画税)</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>民間都市開発プロジェクトに対する金融支援 (令和5年度予算概算要求額 (政府保証債及び政府保証借入):45,000 百万円)</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>金融支援は、民間金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分に補充し、事業の立ち上げを支援するもの。 一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実施を決断するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置は、民間投資を誘発し、優良な都市再生事業を推進することを目的としている。民間事業者にとって、優良な都市再生事業を実施するためには、毎年度の予算枠等により支援範囲が左右される補助金よりも、要件を満たすことにより確実に支援を受けることができる租税特別措置での支援の方が、より確実にインセンティブとして機能するため、本特例措置を講じることは妥当である。</p> <p>また、民間都市再生事業計画は、令和4年8月末現在で151計画が認定されており、民間都市再生事業の実施による成果が着実に積み上がってきているところ、政策目標の達成のために、引き続き本特例措置を講じる必要がある。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p style="text-align: center;">租税特別措置の適用実績</p>	<p>(適用件数)</p> <p>所得税 令和元年度：0計画（0件） (令和元年度要望時見込数：1計画) 令和2年度：0計画（0件） (令和元年度要望時見込数：2計画) 令和3年度：0計画（0件） (令和3年度要望時見込数：1計画)</p> <p>法人税 令和元年度：1計画（1件） (令和元年度要望時見込数：3計画) 令和2年度：1計画（1件） (令和元年度要望時見込数：4計画) 令和3年度：1計画（1件） (令和3年度要望時見込数：2計画)</p> <p>(減収額)</p> <p>所得税 令和元年度：0百万円 (令和元年度要望時見込数：86百万円) 令和2年度：0百万円 (令和元年度要望時見込数：172百万円) 令和3年度：0百万円 (令和3年度要望時見込数：71百万円)</p> <p>法人税 令和元年度：90百万円 (令和元年度要望時見込数：300百万円) 令和2年度：153百万円 (令和元年度要望時見込数：399百万円) 令和3年度：153百万円 (令和3年度要望時見込数：165百万円)</p> <p>※出典：国土交通省「認定民間都市再生事業計画における都市再生促進税制の適用状況調査」（令和4年7月末時点）</p> <p>(過去要望時との乖離の理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減収額の算定に当たっては、過去の認定事業計画における平均計画数及び平均建築物等取得価額を基に算出しているところ、実際の適用実績との間で乖離が生じたため。
	<p style="text-align: center;">租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>① 条項：第47条、第68条の35</p> <p>② 適用件数 平成30年度：13件 令和元年度：11件 令和2年度：9件</p> <p>③ 適用総額 平成30年度：2,631百万円 令和元年度：5,482百万円 令和2年度：3,742百万円</p> <p>なお、本要望項目は上記の一部分である。</p>

	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>民間都市再生事業計画は令和4年8月末現在 151 計画が認定されており、本特例措置を戦略的・重点的に講ずることにより、民間投資が誘発され、政策目標達成に向けた民間都市再生事業の促進が着実に図られている。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>①都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の令和3年度から令和4年度までの建設投資累計額 目標値：1.4兆円～2兆円</p> <p>②都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)内の都市開発事業が行われた令和4年度までの区域面積割合 目標値：11.0%～11.4%</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>①都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の令和3年度から令和4年度までの建設投資累計額 →令和3年度～令和4年度の建設投資額：約2.2兆円(見込) ※前回要望時の建設投資額の目標値：1.4兆円～2兆円</p> <p>②都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)内の都市開発事業が行われた令和4年度までの区域面積割合 →令和4年度までの区域面積割合：約11.1%(見込) ※前回要望時の区域面積割合の目標値：11.0%～11.4%</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成15年度 創設 平成17年度 適用期限の2年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 平成21年度 適用期限の2年延長 平成23年度 適用期限の2年延長 平成25年度 適用期限の2年延長 (割増償却5割→4割) 平成27年度 適用期限の2年延長 (割増償却4割→3割) 平成29年度 適用期限の2年延長 令和元年度 適用期限の2年延長 (割増償却3割→2.5割) 令和3年度 適用期限の2年延長</p>

令和5年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（国土交通省 都市局 まちづくり推進課）

項目名	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の拡充及び延長							
税目	登録免許税							
要 望 の 内 容	<p>【制度の概要】 都市再生特別措置法に基づき、都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業計画に係る以下の特例措置を講じる。</p> <p>○登録免許税の軽減税率（本則建物0.4%→0.35%） ○本特例措置の適用期限：令和5年3月31日</p> <p>【適用要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月31日までに認定を受けること ※工事着手前に認定申請を行ったものに限る ・認定後3年以内に建築すること ・建築後1年以内に登記を受けること ・地上階数10以上又は延べ面積75,000㎡以上の耐火建築物が整備され、かつ、1）、2）のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> 1）事業区域内において整備される公共施設用地面積が30%以上 2）居住者等利便施設整備費が10億円以上 <p>【要望の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業区域面積要件を原則1haから0.5haへ緩和する。 ○上記の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで2年間延長する。 <p>【関係条文】 登録免許税：租税特別措置法第83条 租税特別措置法施行令第43条の2 租税特別措置法施行規則第31条の4</p> <table border="1" data-bbox="873 1514 1489 1680"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>▲3百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（百万円）</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額	▲3百万円	（制度自体の減収額）	（百万円）	（改正増減収額）	（百万円）
平年度の減収見込額	▲3百万円							
（制度自体の減収額）	（百万円）							
（改正増減収額）	（百万円）							

新
設
・
拡
充
又
は
延
長
を
必
要
と
す
る
理
由

(1) 政策目的

我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び居住環境の向上（＝都市再生）による都市の更なる魅力の向上を図る。

また、新たな資本主義やデジタル田園都市国家構想等の実現のため、地方都市のイノベーション力強化と、それを支える大都市の国際競争力強化に資する都市再生を推進する。

(2) 施策の必要性

都市再生については、その拠点となる都市再生緊急整備地域において、民間の資金、ノウハウ等を集中的に振り向けることを国家戦略として取り組んできているところである。

我が国においては、人口減少・少子高齢化、経済の低迷等の課題が引き続き山積する中、必要とされる居住環境、商業機能、産業機能、文化的機能、防災機能等の諸機能をレベルアップするとともに、住環境や市街地の環境等生活の場としての都市の環境全般を向上させる都市再生の取り組みが引き続き必要である。

直近では、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ」において、地方都市のイノベーション力の強化や大都市の国際競争力強化に向け、デジタル技術等を活用する優良な民間都市開発事業への支援等を通じた都市再生を進めることとしており、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」では、建築・都市のDX等を活用しつつ、都市再生を促進していくことが盛り込まれている。また、「デジタル田園都市国家構想基本方針」においても、民間投資の喚起や都市再生の質の向上に向け、都市再生緊急整備地域における都市計画等の特例や優良な民間都市開発への金融・税制等による支援等を行うこととしている。（いずれの政府方針も令和4年6月7日閣議決定。）

引き続き、我が国の活力の源泉である都市について、都市再生により都市の更なる魅力の向上を図り、また、新たな時代の潮流や都市の課題に対応するため、認定事業者を対象とした税制上の特例措置や民間都市開発推進機構による金融支援を戦略的・重点的に講ずることにより、引き続き優良な民間都市開発事業を促進すべく、本特例措置の適用期限を延長する必要がある。

特に地方都市においてイノベーションや新たな産業の創出に資するまちづくりや、個性的で魅力的なまちづくりを促進すべきところ、地方都市の実情として人口・経済規模等の要因により、大都市と比較して床需要が少なく、ポテンシャルにあった事業規模への支援が強く求められている。そのため、事業区域面積要件を現行の原則1haから0.5haへ緩和する必要がある。

なお、民間都市再生事業計画は令和4年8月末現在151計画が認定され、都市再生に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られているところである。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する
		政策の達成目標	<p>①民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。以下本項において同じ。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年時点（2025年時点） 目標値：80%以上 （※地価上昇率は2020年を基準値として計測） <p>②都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度～令和12年度（2020～2030年度） 目標値：7兆円～10兆円 （※中間目標値：3.5兆円～5兆円 令和6年度まで） <p>③都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度～令和12年度（2020～2030年度） 目標値：16.5%～19.5%（初期値9.1%※平成30年度） （※中間目標値：12.0%～12.5% 令和6年度まで）
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の令和6年度までの建設投資累計額 目標値：3.5兆円～5兆円 ・都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた令和6年度までの区域面積割合 目標値：12.0%～12.5%
		政策目標の達成状況	<p>①民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。以下本項において同じ。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合</p> <p>→令和3年12月末時点で上回っている割合：80.8% ※令和7年時点の目標値：80%以上</p> <p>②都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額</p> <p>→令和2年度～令和6年度の建設投資額：約5.3兆円（見込） ※令和6年度までの中間目標値：3.5兆円～5兆円</p>

			<p>③都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 →令和6年度までの区域面積割合：約12.1%（見込） ※令和6年度までの中間目標値：12.0%～12.5%</p> <p>各政策目標の達成に向けて、いずれも順調に進捗しているところだが、建設工事費の上昇等の影響を受けて、都市開発事業の見通しは未だ不透明であり、目標達成に向け、引き続き支援が必要である。</p>
		<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>（適用件数） 令和5年度：1計画 令和6年度：1計画 （適用事業者の範囲） 国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業を施行する者</p>
<p>有効性</p>		<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置を戦略的・重点的に講ずることにより、優良な都市開発事業が促進され、具体的な効果として、令和3年12月末時点では、民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。以下本項において同じ。）の地価上昇率について、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合が80.8%となっており、令和7年時点で80%以上という目標に向けて順調に推移している。</p> <p>また、都市再生緊急整備地域における都市開発事業の令和2年度から令和6年度までの建設投資額についても、現時点では約5.3兆円が見込まれ、令和6年度までの中間目標値（3.5～5兆円）の達成に向けて順調に進捗しているところである。なお、本特例措置により直接引き起こされる建設投資額は、上記の建設投資額のうち、約55%（約2.9兆円）を占めている。</p> <p>加えて、本特例措置により認定民間都市開発事業のみならず、都市再生緊急整備地域内において民間都市開発を誘発し、不動産活性化の呼び水とすることで、都市再生緊急整備地域内において都市開発事業が行われた区域面積割合は、令和6年度には、12.1%となる見込みであり、令和6年度までの中間目標値（12.0%～12.5%）の達成に向けて順調に進捗している。なお、本特例措置により直接引き起こされる認定事業の区域面積割合は、上記の区域面積割合のうち、約24%を占めている。</p> <p>※認定事業の建設投資額及び区域面積割合については、内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」より試算。</p>

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>国税：都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置 (所得税、法人税)</p> <p>地方税：都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置 (不動産取得税、固定資産税、都市計画税)</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>民間都市開発プロジェクトに対する金融支援 (令和5年度予算概算要求額 (政府保証債及び政府保証借入)：45,000百万円)</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>金融支援は、民間金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分に補充し、事業の立ち上げを支援するもの。 一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実施を決断するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置は、民間投資を誘発し、優良な都市再生事業を推進することを目的としている。民間事業者にとって、優良な都市再生事業を実施するためには、毎年度の予算枠等により支援範囲が左右される補助金よりも、要件を満たすことにより確実に支援を受けることができる租税特別措置での支援の方が、より確実にインセンティブとして機能するため、本特例措置を講じることは妥当である。</p> <p>また、民間都市再生事業計画は、令和4年8月末現在で151計画が認定されており、民間都市再生事業の実施による成果が着実に積み上がってきているところ、政策目標の達成のために、引き続き本特例措置を講じる必要がある。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>(適用件数) 令和元年度：1計画（1件） （令和元年度要望時見込数：1計画） 令和2年度：1計画（1件） （令和元年度要望時見込数：2計画） 令和3年度：2計画（4件） （令和3年度要望時見込数：1計画）</p> <p>(減収額) 令和元年度：2百万円 （令和元年度要望時見込数：6百万円） 令和2年度：1百万円 （令和元年度要望時見込数：6百万円） 令和3年度：10百万円 （令和3年度要望時見込数：6百万円）</p> <p>※出典：国土交通省「認定民間都市再生事業計画における都市再生促進税制の適用状況調査」（令和4年7月末時点）</p> <p>(過去要望時との乖離の理由) ・減収額の算定に当たっては、過去の認定事業計画における平均計画数及び平均建築物等取得価額を基に算出しているところ、実際の適用実績との間で乖離が生じたため。</p>
<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>民間都市再生事業計画は令和4年8月末現在 151 計画が認定されており、本特例措置を戦略的・重点的に講ずることにより、民間投資が誘発され、政策目標達成に向けた民間都市再生事業の促進が着実に図られている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>①都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の令和3年度から令和4年度までの建設投資累計額 目標値：1.4兆円～2兆円</p> <p>②都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)内の都市開発事業が行われた令和4年度までの区域面積割合 目標値：11.0%～11.4%</p>

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>①都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の令和3年度から令和4年度までの建設投資累計額 →令和3年度～令和4年度の建設投資額：約2.2兆円(見込) ※前回要望時の建設投資額の目標値：1.4兆円～2兆円</p> <p>②都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)内の都市開発事業が行われた令和4年度までの区域面積割合 →令和4年度までの区域面積割合：約11.1%(見込) ※前回要望時の区域面積割合の目標値：11.0%～11.4%</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成15年度 創設 平成17年度 適用期限の2年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 平成21年度 適用期限の2年延長 平成23年度 適用期限の2年延長 平成25年度 適用期限の2年延長 平成27年度 適用期限の2年延長(軽減税率3/1000→3.5/1000) 平成29年度 適用期限の2年延長 令和元年度 適用期限の2年延長 令和3年度 適用期限の2年延長</p>

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(国土交通省 都市局 まちづくり推進課)

項 目 名	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	
税 目	所得税、法人税	
要 望 の 内 容	<p>【制度の概要】 都市再生特別措置法に基づき、特定都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業計画（同法第 19 条の 10 第 2 項により認定があったものとみなされる場合を含む。）に係る以下の特例措置を講じる。</p> <p>○所得税・法人税の割増償却 （認定事業により整備される建築物について、5 割増償却（5 年間）） ○本特例措置の適用期限：令和 5 年 3 月 31 日</p> <p>【適用要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 5 年 3 月 31 日までに取得し、供用すること ・ 地上階数 10 以上又は延べ面積 50,000 m²以上の耐火建築物が整備され、かつ、1）、2）のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> 1）事業区域内において整備される公共施設用地面積が 30%以上 2）居住者等利便施設整備費が 10 億円以上 <p>【要望の内容】 上記の特例措置の適用期限を令和 7 年 3 月 31 日まで 2 年間延長する。</p> <p>【関係条文】</p> <p>所得税　： 租税特別措置法第 14 条 租税特別措置法施行令第 7 条 租税特別措置法施行規則第 6 条</p> <p>法人税　 ： 租税特別措置法第 47 条 租税特別措置法施行令第 29 条の 5 租税特別措置法規則第 20 条の 21</p>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (▲990 百万円の内 数) (— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

昨今の成長が著しいアジア諸国と比較し、我が国都市の国際競争力が相対的に低下している中、我が国経済を牽引する大都市について、国際的なビジネス環境・生活環境、大規模災害に対応するための環境を整備することにより、世界中からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込み、その国際競争力の更なる強化を図る。

また、新たな資本主義やデジタル田園都市国家構想等の実現のため、地方都市のイノベーション力強化と、それを支える大都市の国際競争力強化に資する都市再生を推進する。

(2) 施策の必要性

上海やシンガポールなどのアジアの成長都市との都市間競争が激化し、我が国の都市の国際競争力が相対的に低下している。

こうした中、大都市の国際競争力強化の観点から、平成 23 年に都市再生特別措置法の改正により特定都市再生緊急整備地域を創設し、令和 3 年度末時点で 15 地域の指定が行われてきた。更に、令和 2 年 6 月に同法を改正し、まちの魅力・磁力・国際競争力の向上により、内外の多様な人材・関係人口を更に惹きつける好循環が確立された都市の構築を目指しているところである。

直近では、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ」において、地方都市のイノベーション力の強化や大都市の国際競争力強化に向け、デジタル技術等を活用する優良な民間都市開発事業への支援等を通じた都市再生を進めることとしており、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」では、建築・都市の DX 等を活用しつつ、都市再生を促進していくことが盛り込まれている。また、「デジタル田園都市国家構想基本方針」においても、民間投資の喚起や都市再生の質の向上に向け、都市再生緊急整備地域における都市計画等の特例や優良な民間都市開発への金融・税制等による支援等を行うこととしている。(いずれの政府方針も令和 4 年 6 月 7 日閣議決定。)

引き続き、我が国の活力の源泉である都市について、更なる魅力向上・国際競争力の強化を図り、また、新たな時代の潮流や都市の課題に対応するため、認定事業者を対象とした税制上の特例措置や民間都市開発推進機構による金融支援を戦略的・重点的に講ずることにより、引き続き優良な民間都市開発事業を促進すべく、本特例措置の適用期限を延長する必要がある。

なお、民間都市再生事業計画は、令和 4 年 8 月末現在 151 計画が認定され、都市再生に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られているところである。

<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>①民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。以下本項において同じ。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合 ・令和7年時点（2025年時点） 目標値：80%以上 （※地価上昇率は2020年を基準値として計測）</p> <p>②都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額 ・令和2年度～令和12年度（2020～2030年度） 目標値：7兆円～10兆円 （※中間目標値：3.5兆円～5兆円 令和6年度まで）</p> <p>③都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 ・令和2年度～令和12年度（2020～2030年度） 目標値：16.5%～19.5%（初期値9.1%※平成30年度） （※中間目標値：12.0%～12.5% 令和6年度まで）</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>・都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の令和6年度までの建設投資累計額 目標値：3.5兆円～5兆円</p> <p>・都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた令和6年度までの区域面積割合 目標値：12.0%～12.5%</p>
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>①民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。以下本項において同じ。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合 →令和3年12月末時点で上回っている割合：80.8% ※令和7年時点の目標値：80%以上</p> <p>②都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額 →令和2年度～令和6年度の建設投資額：約5.3兆円（見込） ※令和6年度までの中間目標値：3.5兆円～5兆円</p>

			<p>③都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合 →令和6年度までの区域面積割合：約12.1%（見込） ※令和6年度までの中間目標値：12.0%～12.5%</p> <p>各政策目標の達成に向けて、いずれも順調に進捗しているところだが、建設工事費の上昇等の影響を受けて、都市開発事業の見通しは未だ不透明であり、目標達成に向け、引き続き支援が必要である。</p>
		<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>(適用件数) 所得税 令和5年度：1計画 令和6年度：1計画</p> <p>法人税 令和5年度：11計画 令和6年度：11計画</p> <p>(適用事業者の範囲) 国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業を施行する者</p>
<p>有効性</p>		<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置を戦略的・重点的に講ずることにより、優良な都市開発事業が促進され、具体的な効果として、令和3年12月末時点では、民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。以下本項において同じ。）の地価上昇率について、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合が80.8%となっており、令和7年時点で80%以上という目標に向けて順調に推移している。</p> <p>また、都市再生緊急整備地域における都市開発事業の令和2年度から令和6年度までの建設投資額についても、現時点では約5.3兆円が見込まれ、令和6年度までの中間目標値（3.5～5兆円）の達成に向けて順調に進捗しているところである。なお、本特例措置により直接引き起こされる建設投資額は、上記の建設投資額のうち、約55%（約2.9兆円）を占めている。</p> <p>加えて、本特例措置により認定民間都市開発事業のみならず、都市再生緊急整備地域内において民間都市開発を誘発し、不動産活性化の呼び水とすることで、都市再生緊急整備地域内において都市開発事業が行われた区域面積割合は、令和6年度には、12.1%となる見込みであり、令和6年度までの中間目標値（12.0%～12.5%）の達成に向けて順調に進捗している。なお、本特例措置により直接引き起こされる認定事業の区域面積割合は、上記の区域面積割合のうち、約24%を占めている。 ※認定事業の建設投資額及び区域面積割合については、内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」より試算。</p>

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>国税：特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置（登録免許税）</p> <p>地方税：特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置（不動産取得税、固定資産税、都市計画税）</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>民間都市開発プロジェクトに対する金融支援 （令和5年度予算概算要求額 （政府保証債及び政府保証借入）：45,000百万円）</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>金融支援は、民間金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立ち上げを支援するもの。</p> <p>一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実施を決断するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置は、民間投資を誘発し、優良な都市再生事業を推進することを目的としている。民間事業者にとって、優良な都市再生事業を実施するためには、毎年度の予算枠等により支援範囲が左右される補助金よりも、要件を満たすことにより確実に支援を受けることができる租税特別措置での支援の方が、より確実にインセンティブとして機能するため、本特例措置を講じることは妥当である。</p> <p>また、民間都市再生事業計画は、令和4年8月末現在で151計画が認定されており、民間都市再生事業の実施による成果が着実に積み上がってきているところ、政策目標の達成のために、引き続き本特例措置を講じる必要がある。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別
措置の
適用実績

(適用件数)

所得税

令和元年度：0計画(0件)

(令和元年度要望時見込数：1計画)

令和2年度：0計画(0件)

(令和元年度要望時見込数：2計画)

令和3年度：0計画(0件)

(令和3年度要望時見込数：1計画)

法人税

令和元年度：8計画(14件)

(令和元年度要望時見込数：6計画)

令和2年度：10計画(18件)

(令和元年度要望時見込数：7計画)

令和3年度：9計画(16件)

(令和3年度要望時見込数：8計画)

(減収額)

所得税

令和元年度：0百万円

(令和元年度要望時見込数：296百万円)

令和2年度：0百万円

(令和元年度要望時見込数：592百万円)

令和3年度：0百万円

(令和3年度要望時見込数：238百万円)

法人税

令和元年度：1,573百万円

(令和元年度要望時見込数：2,060百万円)

令和2年度：1,870百万円

(令和元年度要望時見込数：2,403百万円)

令和3年度：1,685百万円

(令和3年度要望時見込数：2,204百万円)

※出典：国土交通省「認定民間都市再生事業計画における都市再生促進税制の適用状況調査」(令和4年7月末時点)

(過去要望時との乖離の理由)

- ・減収額の算定に当たっては、過去の認定事業計画における平均計画数及び平均建築物等取得価額を基に算出しているところ、実際の適用実績との間で乖離が生じたため。

	<p>租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果</p>	<p>① 条項：第 47 条、第 68 条の 35</p> <p>② 適用件数 平成 30 年度：13 件 令和元年度：11 件 令和 2 年度：9 件</p> <p>③ 適用総額 平成 30 年度：2,631 百万円 令和元年度：5,482 百万円 令和 2 年度：3,742 百万円</p> <p>なお、本要望項目は上記の一部である。</p>
	<p>租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)</p>	<p>民間都市再生事業計画は令和 4 年 8 月末現在 151 計画が認定されており、本特例措置を戦略的・重点的に講ずることにより、民間投資が誘発され、政策目標達成に向けた民間都市再生事業の促進が着実に図られている。</p>
	<p>前回要望時 の達成目標</p>	<p>①都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の令和 3 年度から令和 4 年度までの建設投資累計額 目標値：1.4 兆円～2 兆円</p> <p>②都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)内の都市開発事業が行われた令和 4 年度までの区域面積割合 目標値：11.0%～11.4%</p>
	<p>前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理由</p>	<p>①都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の令和 3 年度から令和 4 年度までの建設投資累計額 →令和 3 年度～令和 4 年度の建設投資額：約 2.2 兆円(見込) ※前回要望時の建設投資額の目標値：1.4 兆円～2 兆円</p> <p>②都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)内の都市開発事業が行われた令和 4 年度までの区域面積割合 →令和 4 年度までの区域面積割合：約 11.1%(見込) ※前回要望時の区域面積割合の目標値：11.0%～11.4%</p>

<p>これまでの 要望経緯</p>	<p>平成 23 年度 創設 平成 24 年度 拡充（都市再生特別措置法第 19 条の 10 第 2 項により認定があったものとみなされる場合を適用対象に追加。） 平成 25 年度 適用期限の 2 年延長 平成 27 年度 適用期限の 2 年延長 平成 29 年度 適用期限の 2 年延長 令和元年度 適用期限の 2 年延長 令和 3 年度 適用期限の 2 年延長</p>
-----------------------	--

項 目 名	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長							
税 目	登録免許税							
要 望 の 内 容	<p>【制度の概要】 都市再生特別措置法に基づき、特定都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業計画（同法第 19 条の 10 第 2 項により認定があったものとみなされる場合を含む。）に係る以下の特例措置を講じる。</p> <p>○登録免許税の軽減税率（本則建物 0.4%→0.2%） ○本特例措置の適用期限：令和 5 年 3 月 31 日</p> <p>【適用要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 5 年 3 月 31 日までに認定を受けること ※工事着手前に認定申請を行ったものに限る ・ 認定後 3 年以内（一定の場合（※）は 5 年以内）に建築すること ※地上階数 30 以上又は延べ面積 150,000 m²以上の耐火建築物を整備する場合 ・ 建築後 1 年以内に登記を受けること ・ 地上階数 10 以上又は延べ面積 50,000 m²以上の耐火建築物が整備され、かつ、1）、2）のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> 1）事業区域内において整備される公共施設用地面積が 30%以上 2）居住者等利便施設整備費が 10 億円以上 ・ 都市の国際競争力の強化に資する建築物の整備を伴うものであること <p>【要望の内容】 上記の特例措置の適用期限を令和 7 年 3 月 31 日まで 2 年間延長する。</p> <p>【関係条文】 登録免許税：租税特別措置法第 83 条 租税特別措置法施行令第 43 条の 2 租税特別措置法施行規則第 31 条の 4</p>							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">平年度の減収見込額</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">— 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">（ — 百万円）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">（改正増減収額）</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">（ — 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）	
平年度の減収見込額	— 百万円							
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）							
（改正増減収額）	（ — 百万円）							

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 昨今の成長が著しいアジア諸国と比較し、我が国都市の国際競争力が低下している中、我が国経済を牽引する大都市について、国際的なビジネス環境・生活環境、大規模災害に対応するための環境を整備することにより、世界中からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込み、その国際競争力の更なる強化を図る。 また、新たな資本主義やデジタル田園都市国家構想等の実現のため、地方都市のイノベーション力強化と、それを支える大都市の国際競争力強化に資する都市再生を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 上海やシンガポールなどのアジアの成長都市との都市間競争が激化し、我が国の都市の国際競争力が相対的に低下している。 こうした中、大都市の国際競争力強化の観点から、平成23年に都市再生特別措置法の改正により特定都市再生緊急整備地域を創設し、令和3年度末時点で15地域の指定が行われてきた。更に、令和2年6月に同法を改正し、まちの魅力・磁力・国際競争力の向上により、内外の多様な人材・関係人口を更に惹きつける好循環が確立された都市の構築を目指しているところである。 直近では、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ」において、地方都市のイノベーション力の強化や大都市の国際競争力強化に向け、デジタル技術等を活用する優良な民間都市開発事業への支援等を通じた都市再生を進めることとしており、「経済財政運営と改革の基本方針2022」では、建築・都市のDX等を活用しつつ、都市再生を促進していくことが盛り込まれている。また、「デジタル田園都市国家構想基本方針」においても、民間投資の喚起や都市再生の質の向上に向け、都市再生緊急整備地域における都市計画等の特例や優良な民間都市開発への金融・税制等による支援等を行うこととしている。(いずれの政府方針も令和4年6月7日閣議決定。) 引き続き、我が国の活力の源泉である都市について、更なる魅力向上・国際競争力の強化を図り、また、新たな時代の潮流や都市の課題に対応するため、認定事業者を対象とした税制上の特例措置や民間都市開発推進機構による金融支援を戦略的・重点的に講ずることにより、引き続き優良な民間都市開発事業を促進すべく、本特例措置の適用期限を延長する必要がある。 なお、民間都市再生事業計画は、令和4年8月末現在151計画が認定され、都市再生に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られているところである。</p>	
<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p>
	<p>政策の達成目標</p>	<p>①民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。以下本項において同じ。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合 ・令和7年時点（2025年時点） 目標値：80%以上 （※地価上昇率は2020年を基準値として計測）</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>		<p>②都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度～令和12年度（2020～2030年度） 目標値：7兆円～10兆円 （※中間目標値：3.5兆円～5兆円 令和6年度まで） <p>③都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度～令和12年度（2020～2030年度） 目標値：16.5%～19.5%（初期値9.1%※平成30年度） （※中間目標値：12.0%～12.5% 令和6年度まで）
	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の令和6年度までの建設投資累計額 目標値：3.5兆円～5兆円 ・都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた令和6年度までの区域面積割合 目標値：12.0%～12.5%
	政策目標の達成状況	<p>①民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。以下本項において同じ。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合</p> <p>→令和3年12月末時点で上回っている割合：80.8%</p> <p>※令和7年時点の目標値：80%以上</p> <p>②都市再生緊急整備地域における都市開発事業の建設投資累計額</p> <p>→令和2年度～令和6年度の建設投資額：約5.3兆円（見込）</p> <p>※令和6年度までの中間目標値：3.5兆円～5兆円</p> <p>③都市再生緊急整備地域内の都市開発事業が行われた区域面積割合</p> <p>→令和6年度までの区域面積割合：約12.1%（見込）</p> <p>※令和6年度までの中間目標値：12.0%～12.5%</p> <p>各政策目標の達成に向けて、いずれも順調に進捗しているところだが、建設工事費の上昇等の影響を受けて、都市開発事業の見通しは未だ不透明であり、目標達成に向け、引き続き支援が必要である。</p>

	有効性	要望の措置の適用見込み	<p>(適用件数) 令和5年度：4計画 令和6年度：4計画</p> <p>(適用事業者の範囲) 国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業を施行する者</p>
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本特例措置を戦略的・重点的に講ずることにより、優良な都市開発事業が促進され、具体的な効果として、令和3年12月末時点では、民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。以下本項において同じ。）の地価上昇率について、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合が80.8%となっており、令和7年時点で80%以上という目標に向けて順調に推移している。</p> <p>また、都市再生緊急整備地域における都市開発事業の令和2年度から令和6年度までの建設投資額についても、現時点では約5.3兆円が見込まれ、令和6年度までの中間目標値（3.5～5兆円）の達成に向けて順調に進捗しているところである。なお、本特例措置により直接引き起こされる建設投資額は、上記の建設投資額のうち、約55%（約2.9兆円）を占めている。</p> <p>加えて、本特例措置により認定民間都市開発事業のみならず、都市再生緊急整備地域内において民間都市開発を誘発し、不動産活性化の呼び水とすることで、都市再生緊急整備地域内において都市開発事業の行われた区域面積割合は、令和6年度には、12.1%となる見込みであり、令和6年度までの中間目標値（12.0%～12.5%）の達成に向けて順調に進捗している。なお、本特例措置により直接引き起こされる認定事業の区域面積割合は、上記の区域面積割合のうち、約24%を占めている。</p> <p>※認定事業の建設投資額及び区域面積割合については、内閣府「自治体に対する都市開発事業に係るアンケート調査」より試算。</p>
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>国税：特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置（所得税、法人税）</p> <p>地方税：特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置（不動産取得税、固定資産税、都市計画税）</p>
		予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>民間都市開発プロジェクトに対する金融支援 （令和5年度予算概算要求額 （政府保証債及び政府保証借入）：45,000百万円）</p>
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>金融支援は、民間金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立ち上げを支援するもの。</p> <p>一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実施を決断するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。</p>

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本特例措置は、民間投資を誘発し、優良な都市再生事業を推進することを目的としている。民間事業者にとって、優良な都市再生事業を実施するためには、毎年度の予算枠等により支援範囲が左右される補助金よりも、要件を満たすことにより確実に支援を受けることができる租税特別措置での支援の方が、より確実にインセンティブとして機能するため、本特例措置を講じることは妥当である。</p> <p>また、民間都市再生事業計画は、令和4年8月末現在で151計画が認定されており、民間都市再生事業の実施による成果が着実に積み上がってきているところ、政策目標の達成のために、引き続き本特例措置を講じる必要がある。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>(適用件数) 令和元年度：5計画（7件） （令和元年度要望時見込数：2計画） 令和2年度：6計画（10件） （令和元年度要望時見込数：2計画） 令和3年度：3計画（5件） （令和3年度要望時見込数：2計画）</p> <p>(減収額) 令和元年度：198百万円 （令和元年度要望時見込数：125百万円） 令和2年度：331百万円 （令和元年度要望時見込数：125百万円） 令和3年度：77百万円 （令和3年度要望時見込数：126百万円）</p> <p>※出典：国土交通省「認定民間都市再生事業計画における都市再生促進税制の適用状況調査」（令和4年7月末時点）</p> <p>(過去要望時との乖離の理由) ・減収額の算定に当たっては、過去の認定事業計画における平均計画数及び平均建築物等取得価額を基に算出しているところ、実際の適用実績との間で乖離が生じたため。</p>
		<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
		<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>民間都市再生事業計画は令和4年8月末現在151計画が認定されており、本特例措置を戦略的・重点的に講ずることにより、民間投資が誘発され、政策目標達成に向けた民間都市再生事業の促進が着実に図られている。</p>

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>①都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の令和3年度から令和4年度までの建設投資累計額 目標値：1.4兆円～2兆円</p> <p>②都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた令和4年度までの区域面積割合 目標値：11.0%～11.4%</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>①都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の令和3年度から令和4年度までの建設投資累計額 →令和3年度～令和4年度の建設投資額：約2.2兆円（見込） ※前回要望時の建設投資額の目標値：1.4兆円～2兆円</p> <p>②都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた令和4年度までの区域面積割合 →令和4年度までの区域面積割合：約11.1%（見込） ※前回要望時の区域面積割合の目標値：11.0%～11.4%</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成23年度 創設 平成24年度 拡充（都市再生特別措置法第19条の10第2項により認定があったものとみなされる場合を適用対象に追加。） 平成25年度 適用期限の2年延長 平成27年度 適用期限の2年延長 平成29年度 適用期限の2年延長 令和元年度 適用期限の2年延長 令和3年度 適用期限の2年延長</p>

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設・拡充・延長)

(国土交通省都市局市街地整備課)

項 目 名	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長								
税 目	所得税、法人税								
要 望 の 内 容	<p>【制度の概要】 所有する事業用資産を譲渡し、市街地再開発事業の保留床を取得し事業の用に供した場合、譲渡益の一部に対する課税を将来に繰り延べる。</p> <p>【要望の内容】 既成市街地等内の資産を譲渡して市街地再開発事業により整備された施設建築物及びその敷地を取得した場合の事業用資産の買換特例（繰延割合 80%）の適用期限を3年間延長する。</p> <p>【関係条文】 [所得税：租税特別措置法第 37 条第 1 項の表第 3 号] [法人税：租税特別措置法第 65 条の 7 第 1 項の表第 3 号、第 65 条の 8、第 65 条の 9]</p>								
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">平年度の減収見込額</td> <td style="text-align: center;">— 百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: center;">(▲110,300 百万円の内数)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(改正増減収額)</td> <td style="text-align: center;">(— 百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	— 百万円	(制度自体の減収額)	(▲110,300 百万円の内数)	(改正増減収額)	(— 百万円)
平年度の減収見込額	— 百万円								
(制度自体の減収額)	(▲110,300 百万円の内数)								
(改正増減収額)	(— 百万円)								
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 市街地再開発事業の推進により、地方都市のイノベーション力の強化や大都市の国際競争力の強化に向けた都市機能の更新、安全なまちづくりに向けた密集市街地の解消を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 地方都市のイノベーション力の強化や大都市の国際競争力の強化に向けた都市機能の更新、安全なまちづくりに向けた密集市街地の解消を推進するにあたって、老朽化した建築物等が一定割合を超える地区において細分化された敷地の統合、施設建築物の建築及び公共施設の整備等を行うことで都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る市街地再開発事業は有効な手段となっている。</p> <p>市街地再開発事業においては、施行に必要な事業費を保留床の処分金により回収することが不可欠であり、保留床が円滑に処分されなければ事業は成立しない。</p> <p>そのため、本特例措置によって民間事業者による保留床の取得を促し、市街地再開発事業の円滑な施行を確保することで、市街地再開発事業の推進を図る必要がある。</p>								

<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p><参考> 【都市機能の更新】 ○デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定） 「地方都市のイノベーション力の強化や大都市の国際競争力強化に向け、デジタル技術等を活用する優良な民間都市開発事業への支援等を通じ、都市再生を推進する。」 ○フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定） ※新しい資本主義関連 「地方都市のイノベーション力の強化や大都市の国際競争力の強化に向け、デジタル技術等を活用する優良な民間都市開発事業への支援等を通じた都市再生を進める。」</p> <p>【密集市街地の解消】 ○経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和4年6月7日閣議決定） 「切迫する大規模地震災害、相次ぐ気象災害、火山災害、インフラ老朽化等の国家の危機に打ち勝ち、国民の生命・財産・暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画」に基づき、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。」 ○国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定） 「密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進める（中略）。これらの取組を推進するために、地方公共団体等への支援策や税制の活用（中略）などにより、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ実施する。」 ○住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定） 「地震時等に著しく危険な密集市街地の解消とそれにあわせた地域防災力の向上に資するソフト対策の強化、無電柱化の推進。」</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>○都市機能更新率 平成30年度 42.5% → 令和10年度 47.0% ※都市機能更新率 特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区（都市再開発法第2条の3第1項第2号又は同条第2項に位置づけられた地区等）における宅地面積のうち4階建て以上の建築物の宅地面積の割合</p> <p>○地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 令和2年度 2,220ha → 令和12年度 概ね解消 ※地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時における最低限の安全性が確保されていない、著しく危険な密集市街地</p>

		租税特別措置の適用又は延長期間	3年間 (所得税：令和6年1月1日→令和8年12月31日 法人税：令和5年4月1日→令和8年3月31日)
		同上の期間中の達成目標	○都市機能更新率 令和8年度 46.1% ○地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 地震時等に著しく危険な密集市街地約2,220ヘクタールについて、令和12年度までに概ね解消することを目標とし、令和8年度までに当該目標が約5割の地域で達成されることを目指す。
	政策目標の達成状況	○都市機能更新率 令和3年度末時点 44.0% ○地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 令和3年度末時点 1,989ha	
	要望の措置の適用見込み	本特例措置の延長要望期間中、8件/年(平成30年度～令和2年度の平均適用件数)程度の適用が見込まれる。	
有効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本特例措置によって民間事業者による保留床の取得を促し、市街地再開発事業の円滑な施行を確保することで、市街地再開発事業の推進を図り、以下のとおり政策目的の達成に寄与することが見込まれる。</p> <p>(都市機能の更新) 平成30年度から令和3年度までに増加した、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区等における4階建て以上の建築物の宅地面積のうち、市街地再開発事業により整備された4階建て以上の建築物の宅地面積の割合は3.1%である。市街地再開発事業の円滑な施行を図ることにより、延長要望期間中においても同程度の効果が見込まれる。 また、本特例措置は平均で年間8件の適用実績があるため、過去の適用実績から1事業あたり3件の適用があると仮定すると、毎年平均して約3事業について適用されていることとなる。 市街地再開発事業は平均で年間16件完了していることから、本特例措置は市街地再開発事業の18.8%の推進に貢献していると考えられ、ひいては都市機能更新率の上昇に寄与することが見込まれる。</p> <p>(密集市街地の解消) 平成30年度から令和3年度の間に対象の密集市街地において行われた市街地再開発事業は1地区であり、延長要望期間中においても同程度の密集市街地の解消に寄与することが見込まれる。 上記のように、本特例措置は市街地再開発事業の18.8%の推進に貢献していると考えられ、ひいては密集市街地の解消にも寄与する見込みである。</p>	
	当該要望項目以外の税制上の措置	—	
相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	社会資本整備総合交付金 (令和5年度予算概算要求額約6,900億円の内数)	

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>市街地再開発事業には補助制度があるが、それらは従前権利者の権利保護や公共公益施設の整備促進を主たる目的とするものである。一方で、本特例措置は事業資金の確実な確保という観点から、保留床取得者を支援するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。</p>																
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>市街地再開発事業の保留床取得者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、本特例措置は事業の用に供するために保留床を取得する者に対して一律に適用されるものであるため、公平原則の観点から問題はない。</p>																
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>【法人税】 (単位：(適用件数)件、(適用額、減収額)百万円)</p> <table border="1" data-bbox="555 595 1474 880"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>9 (5)</td> <td>2 (5)</td> <td>13 (5)</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>20,750 (5,674)</td> <td>12,875 (5,674)</td> <td>154,248 (5,674)</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>4,814 (1,316)</td> <td>2,987 (1,316)</td> <td>35,786 (1,316)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用件数及び適用額は、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和4年1月国会提出）」に基づき記載。減収額は、適用額に法人税の税率（23.2%）を乗じて算出。</p>	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	適用件数	9 (5)	2 (5)	13 (5)	適用額	20,750 (5,674)	12,875 (5,674)	154,248 (5,674)	減収額	4,814 (1,316)	2,987 (1,316)	35,786 (1,316)
	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度															
	適用件数	9 (5)	2 (5)	13 (5)															
適用額	20,750 (5,674)	12,875 (5,674)	154,248 (5,674)																
減収額	4,814 (1,316)	2,987 (1,316)	35,786 (1,316)																
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>【法人税】</p> <p>①租税特別措置法の条項 65の7～65の9、68の78～68の80</p> <p>②適用件数 平成30年度：9件 令和元年度：2件 令和2年度：13件</p> <p>③適用総額 平成30年度：20,750百万円 令和元年度：12,875百万円 令和2年度：154,248百万円</p>																	
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例措置によって民間事業者による保留床の取得を促し、市街地再開発事業の円滑な施行を確保することで、市街地再開発事業の推進を図り、以下のとおり政策目的の達成に寄与している。</p> <p>（都市機能の更新） 平成30年度から令和3年度までに増加した、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区等における4階建て以上の建築物の宅地面積のうち、市街地再開発事業により整備された4階建て以上の建築物の宅地面積の割合は3.1%である。 また、本特例措置は平均で年間8件の適用実績があるため、過去の適用実績から推計して1事業あたり3件の適用があると仮定すると、毎年平均して約3事業について適用されていることとなる。 市街地再開発事業は平均で年間16件完了していることから、本特例措置は市街地再開発事業の18.8%の推進に貢献していると考えられ、ひいては都市機能更新率の上昇に寄与しているものとする。</p> <p>（密集市街地の解消） 平成30年度から令和3年度の間に対象の密集市街地において</p>																	

		<p>行われた市街地再開発事業は1地区であり、密集市街地の解消に寄与している。</p> <p>上記のように、本特例措置は市街地再開発事業の18.8%の推進に貢献していると考えられ、ひいては密集市街地の解消にも寄与しているものとする。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>○都市機能更新率 令和5年度 44.5%</p> <p>○地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 令和2年度までに概ね解消</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>○都市機能更新率 目標期間が満了していないため現時点で目標達成の成否を評価することは困難であるが、42.5%（平成30年度）から44.0%（令和3年度）に上昇しているところであり、引き続き本特例措置等により市街地再開発事業の施行の円滑化を促進し、都市機能更新率の一層の上昇を図ることが必要である。</p> <p>○地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）において、地震時等に著しく危険な密集市街地の面積（令和2年度末時点：約2,220ha）を令和12年度までに概ね解消することを目標とし、令和3年度末時点で1,989haまで解消している。</p> <p>密集市街地では、権利関係の輻輳、未接道敷地の多さ、地権者の高齢化等により、老朽建築物の建替えや道路整備に時間を要することから目標に達していないが、本特例措置等により市街地再開発事業の施行の円滑化を促進し、密集市街地の解消を図ることが必要である。</p>
	<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和44年度 創設 昭和50、55、60、平成2、3、8、13、18、23、29、令和2年度 適用期限の延長 平成10年度 対象地域の拡大及び認定再開発事業の追加 平成23年度 認定再開発事業を除外 平成26年度 対象資産、施行区域面積の要件追加</p>

項目名	災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の延長		
税目	登録免許税		
要望の内容	<p>【制度の概要】 都市再生特別措置法においては、災害ハザードエリアから立地適正化計画の居住誘導区域又は都市機能誘導区域への住宅又は施設の移転を促進するため、市町村が移転者の移転先等をコーディネートする居住誘導区域等権利設定等促進計画（以下「防災移転支援計画」という。）を作成し、移転者等の土地・建物の所有権等の取得について権利設定等を一括で行う制度を設けている。</p> <p>【要望の内容】 上記土地・建物の所有権等の取得に係る登録免許税について、以下特例措置の適用期限を2年間（令和7年3月31日まで）延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有権の移転登記（本則2%→1%） ・地上権又は賃借権の設定登記（本則1%→0.5%） <p>【関係条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法第83条の2の2 ・租税特別措置法施行規則第31条の4の3 	平年度の減収見込額	— 百万円
		(制度自体の減収額)	(— 百万円)
(改正増減収額)	(— 百万円)		
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>災害ハザードエリアから居住誘導区域内等への移転を促進することにより、都市における居住の安全確保等を図り、水害等災害による被害の軽減とともに、持続可能な都市構造の実現に向けた都市の再生を推進する。</p>		
	<p>(2) 施策の必要性</p> <p>気候変動の影響により近年頻発・激甚化する自然災害に対応するためには、水災害リスクを低減させるためのハード整備とともに、想定される災害リスクを分析し、まちづくりにおいて総合的な防災・減災対策を講じていくことが重要である。そこで、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を盛り込んだ都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が令和2年9月に施行された。本法律で新たに創設された防災移転支援計画制度を活用し、災害ハザードエリアからの移転を促進していく必要がある。</p> <p>なお、本法律の附帯決議においても、多数の災害弱者が利用する病院、社会福祉施設等の災害危険区域等からの移転が図られるよう一層の取組を行うこととされているところである。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する 業績指標 81 立地適正化計画を作成した市町村数
		政策の達成目標	立地適正化計画を作成する市町村数を令和6年度末までに600市町村とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画を作成する市町村数を令和6年度末までに600市町村とする。 防災移転支援計画を作成する市町村数を増加させる。（令和4年4月現在：0件）
	有効性	政策目標の達成状況	令和元年：310市町村 令和2年：383市町村
		要望の措置の適用見込み	令和5年度：1件 令和6年度：26件
	相当性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置により、災害ハザードエリアから居住誘導区域内等への移転を促進することにより、都市における居住の安全確保等を図り、災害による被害の軽減とともに、持続可能な都市構造の実現に向けた都市の再生を推進する。
		当該要望項目以外の税制上の措置	災害ハザードエリアからの移転促進のための課税標準に係る特例措置（不動産取得税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	社会資本整備総合交付金 （令和5年度予算概算要求額6,900億円の内数）等
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算措置は、コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けて、誘導施設の整備促進等のための支援措置等を通じて、主に市町村によるコンパクトなまちづくりの取組を促進しようとするものである。一方、本特例措置は、災害ハザードエリアから移転しようとする者に対して居住誘導区域等のより安全なエリアの土地・建物取引のインセンティブを与えることにより、災害ハザードエリアに既に立地する住宅・施設等の自主的な移転を促進しようとするものである。

		要望の措置の妥当性	本特例措置は、防災移転支援計画に基づく土地・建物取引について、インセンティブを与えることにより、災害ハザードエリアから居住誘導区域等のより安全なエリアへの自主的な移転促進を図ろうとするものであり、必要な措置である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	令和3年度:適用実績:0件(4件) 減収額:—(0.8百万円) ※括弧内は前回要望時の適用件数及び減収額
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	令和2年9月に防災移転支援計画制度を創設したところであり、現時点では特例措置の適用実績はないが、防災移転支援計画の作成や当該計画に基づく防災移転の取組が推進される効果がある。
		前回要望時の達成目標	居住誘導区域等権利設定等促進計画を防災指針に位置付けた市町村数を増加させる。
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	居住誘導区域等権利設定等促進計画を防災指針に位置づけ、公表している自治体は2市町村存在(令和4年4月現在)する。今後位置付ける意向のある市町村は、24市町村存在していることから、引き続き目標達成に向けて働きかけを行う。
	これまでの要望経緯	令和3年度 創設	

令和5年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（国土交通省住宅局住宅総合整備課）

項目名	空き家の発生を抑制するための特例措置の拡充及び延長		
税目	所得税		
要望の内容	<p>○特例措置の内容 相続時から3年を経過する年の12月31日までに、被相続人からその所有する居住用家屋及びその敷地の用に供されている土地（以下「居住用家屋等」という。）を相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震改修をした家屋に限る。）又はその除却後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡益から3,000万円を特別控除する。</p> <p>○要望の内容 ・本特例措置を4年間（令和6年1月1日～令和9年12月31日まで）延長する。 ・譲渡後に家屋の耐震改修又は除却を行った場合を対象に加える。</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法第35条 租税特別措置法施行令第23条 租税特別措置法施行規則第18条の2</p>		
	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）</p>	<p>▲1,955百万円 （ ー百万円） （ ー百万円）</p>	

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 空き家の発生抑制を図り、地域の適正な居住環境を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成 30 年に実施した住宅・土地統計調査（総務省）によれば、賃貸・売却用等以外のいわゆる「その他空き家」の数は約 349 万戸（平成 25 年約 318 万戸）に達し、今後も地域における人口減少等により、そのような空き家の総数は増加の一途を辿ることが懸念されている。</p> <p>このような空き家は、本来、その所有者又は管理者により適切な管理が行われるべきものであるが、適切な管理が行われていない空き家が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている現状がある。</p> <p>平成 27 年 5 月 26 日に全面施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）においては、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家（法第 2 条第 2 項の「特定空家等」）の除却等を促すための枠組みが整えられている。また、法施行後 5 年を経過したことを踏まえ、空き家対策に係る地方公共団体からの要望を受け、令和 3 年 6 月 30 日に、法に基づく基本指針及びガイドラインの改正や事例集の公表を行い、地方公共団体における法に基づく措置をより行いやすくしたところ。</p> <p>一方、空き家対策を進めるためには、このような特定空家等となる以前の段階から、所有者等によって適切に空き家の除却等がなされ、放置される空き家の発生を抑制することが重要である。本特例措置は、空き家が放置され、周辺的生活環境への悪影響を未然に防ぐ観点から、空き家発生の最大の要因である「相続」に由来する空き家等（除却後の敷地を含む。）の有効活用を促進するため、平成 28 年度税制改正において創設された。</p> <p>空き家が増加している中、引き続き、相続により空き家を取得した相続人に対し、空き家等の譲渡を促すインセンティブを与えることにより、周辺的生活環境に悪影響を及ぼし得る空き家の発生を抑制するとともに、現状は特例措置の対象が譲渡前の工事に限られており、工事の発注等に係る負担を理由として売主が空き家を放置するケースに対応できていないため、譲渡後に買主が工事を行う場合であっても特例の対象とする必要がある。</p> <p>こうした観点から本特例措置の延長及び現状に即した適用要件の拡充が必要である。</p>
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>○住生活基本計画（全国計画）（令和 3 年 3 月 19 日閣議決定）</p> <p>目標 7 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進</p> <p>（1）空き家の適切な管理の促進とともに、周辺の居住環境に悪影響を及ぼす空き家の除却</p> <p>（基本的な施策）</p> <p>○地方公共団体と地域団体等が連携して空き家所有者のための相談体制を強化し、空き家の発生抑制や空き家の荒廃化の未然防止、除却等を推進</p> <p>（2）立地・管理状況の良好な空き家の多様な利活用の推進</p> <p>（基本的な施策）</p> <p>○空き家・空き地バンクを活用しつつ、地方公共団体と民間団体等が連携して古民家等の空き家の改修・DIY 等を進め、セカンドハウスやシェア型住宅、一時滞在施設での居住、サブスクリプション型居住等、多様な二地域居住・多地域居住を推進</p> <p>（成果指標）</p> <p>・市区町村の取組により除却等がなされた管理不全空き家数</p>

		<p>・居住目的のない空き家数※ ※住宅・土地統計調査（総務省）における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家</p> <p><国土交通省政策評価体系における位置付け> 政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 業績指標 5 居住目的のない空き家数</p>
	政策の達成目標	居住目的のない空き家数を 400 万戸程度におさえる（令和 12 年）
	租税特別措置の適用又は延長期間	4 年間（令和 6 年 1 月 1 日～令和 9 年 12 月 31 日）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。
	政策目標の達成状況	<p>賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数 318 万戸（平成 25 調査） ⇒ 349 万戸（平成 30 年調査）</p> <p>当該指標は、住宅土地統計調査（調査頻度は 5 年に 1 度）を用いて算出されるため、現時点では目標の達成度を把握することは困難であるが、本特例措置について相当数の適用件数があることから、政策目標に向けて一定の進展はあるものと考えられる。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和 6 年 15,431 件 令和 7 年 16,212 件 令和 8 年 16,962 件 令和 9 年 17,686 件</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本要望の措置により、毎年新たに発生する空き家の一定程度の抑制が図られることは、当該空き家が周辺的生活環境に悪影響を及ぼす蓋然性の高い「特定空き家等」となることを防ぐことにつながり、住宅政策の重要な政策課題である地域の適正な居住環境の整備の観点に大きく寄与する。このため、本要望の措置は有効である。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>○空き家再生等推進事業 ・社会資本整備総合交付金（令和 5 年度概算要求額 689,983 百万円）の内数 ・防災・安全交付金（令和 5 年度概算要求額 967,738 百万円）の内数 ○空き家対策総合支援事業（令和 5 年度概算要求額 5,800 百万円） ○空き家対策のモデル事業（令和 5 年度概算要求額 450 百万円）</p>

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>本要望の措置は、空き家発生の最大の要因である「相続」に由来する空き家（除却後の敷地を含む。）の有効活用（流通）を促進することで空き家の発生を抑制するものである。 一方、上記予算措置は、相続由来であるか否かにかかわらず、地域のまちづくりとして空き家対策に取り組む地方公共団体に対する支援として、法に基づく空家等対策計画を策定している地方公共団体における空き家の活用・除却等について補助を行うものであるほか、空き家に関する多様な相談に対応できる人材育成、多様な専門家等との連携による相談体制の構築、地方公共団体と専門家等が連携して共通課題の解決を行うモデル的な取組等について支援を行うものである。</p>												
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>予算措置によって地域のまちづくりとして空き家対策に取り組む地方公共団体に対する支援や人材育成・相談体制の整備、モデル事業への重点的な支援を行う一方で、本要望の措置によって相続由来の空き家の流通により空き家の発生・放置を抑制することにより、総合的な空き家対策の実施が可能となり、住宅政策の重要な政策課題である地域の適正な居住環境の整備に大きく寄与することとなるため、本要望の措置は妥当である。</p>												
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>(単位：(適用件数) 件、(減収額) 百万円)</p> <table border="1" data-bbox="550 891 1273 1182"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>適用件数</th> <th>減収額(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>9,573 (8,410)</td> <td>13,277 (9,600)</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>9,713 (8,410)</td> <td>13,471 (9,600)</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>11,976 (8,410)</td> <td>16,610 (9,600)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【出典】：国土交通省から地方公共団体への調査による ※前回要望時の適用見込み件数、減収見込み額については、括弧内のとおりである。</p>		年度	適用件数	減収額(推計)	令和元年度	9,573 (8,410)	13,277 (9,600)	令和2年度	9,713 (8,410)	13,471 (9,600)	令和3年度	11,976 (8,410)	16,610 (9,600)
	年度	適用件数	減収額(推計)												
	令和元年度	9,573 (8,410)	13,277 (9,600)												
	令和2年度	9,713 (8,410)	13,471 (9,600)												
	令和3年度	11,976 (8,410)	16,610 (9,600)												
<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>														
<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>適用実績から、本特例措置は相続人が被相続人の居住用家屋等を譲渡するインセンティブとして機能しており、空き家及びその敷地の有効活用（流通）が図られ、空き家の発生の抑制に貢献していることから、手段として有効である。</p>														
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数 318 万戸（平成 25 年）⇒400 万戸程度におさえる（平成 37 年）</p>														
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>前回要望時よりも本特例措置を受けるための確認書交付件数は 1.5 倍程度に増加しており、空き家の発生を抑制するという目的には寄与をしている。一方で、令和 12 年の居住目的のない空き家数を抑制するという目標達成に向けて引き続き本特例措置を含めた対応が必要である。</p>														

これまでの 要望経緯	平成28年度 創設 令和元年度 拡充・延長
---------------	--------------------------

令和 5 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省住宅局住宅経済・法制課）

項目名	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえた住宅用家屋に係る所有権の保存登記等に係る特例措置に関する所要の措置	
税目	登録免許税	
要望の内容	<p>【制度の概要】 住宅用家屋の所有権の保存登記及び移転登記並びに住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記についての登録免許税の税率を軽減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有権の保存登記 本則 0.4%→軽減税率 0.15% ・所有権の移転登記 本則 2.0%→軽減税率 0.3% ・抵当権の設定登記 本則 0.4%→軽減税率 0.1% <p>【要望の内容】 「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、「住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置（72条の2等）における市区町村長の証明事務（施行令41条及び42条1項）については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減について早急に検討し、結論を得る。」とされていることを踏まえ、住宅用家屋に係る所有権の保存登記等の特例措置に関し、所要の措置を講ずる。</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法第72条の2～第75条 租税特別措置法施行令第41条～第42条の2の3 租税特別措置法施行規則第25条～第27条</p>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、「住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置（72条の2等）における市区町村長の証明事務（施行令41条及び42条1項）については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減について早急に検討し、結論を得る。」とされている。		
	(2) 施策の必要性 「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、「住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置（72条の2等）における市区町村長の証明事務（施行令41条及び42条1項）については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減について早急に検討し、結論を得る。」とされていることを踏まえ、住宅用家屋に係る所有権の保存登記等の特例措置に関し、所要の措置を講ずる。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
有効性	要望の措置の適用見込み	—	

		要望の措置の 効果見込み(手段としての有効性)	—
相 当 性		当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、「住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置（72条の2等）における市区町村長の証明事務（施行令41条及び42条1項）については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減について早急に検討し、結論を得る。」とされている。
こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

これまでの 要望経緯	—
---------------	---

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省鉄道局参事官（機構監督・地域調整）室）

項 目 名	整備新幹線の開業に伴いJR旅客会社から経営分離される並行在来線の土地・建物の所有権の移転登記等に係る（非課税措置）の延長		
税 目	登録免許税		
要 望 の 内 容	<p>整備新幹線の開業に伴いJR旅客会社から経営分離される並行在来線の土地・建物の所有権の移転登記等に係る登録免許税の非課税措置を延長する。</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法第84条の2 租税特別措置法施行令第44条 租税特別措置法施行規則第31条の7 地方税法附則第10条第2項、第15条第10項 地方税法施行令附則第6条の16、第11条第11～13項</p>		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	（制度自体の減収額）	（ —	百万円）
	（改正増減収額）	（ —	百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>全国新幹線鉄道整備法に基づき整備計画が定められている整備新幹線は、国土の骨格を形成する基幹的輸送機関であるとともに沿線地域の産業経済の進展等地域の発展にも大きく寄与する国家プロジェクトであり、これまで累次の政府・与党申合わせの基本スキームに基づいて整備を推進しているところである。</p> <p>整備新幹線の並行在来線の取り扱いについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成2年12月の政府・与党申合わせにより、「（整備新幹線を）建設着工する区間の並行在来線は、開業時にJRの経営から分離することを（工事実施計画の）認可前に確認すること」とされ、 平成8年12月の政府与党合意においては、「JRからの経営分離後の並行在来線について安定的な鉄道輸送を確保するため、当該鉄道事業に係る固定資産について税制上の所要の措置を講ずる」こととされ、 平成27年1月の政府・与党申合せにおいても、「本申合せに抵触しない事項であって従来の整備新幹線に係る申合せに規定されている事項は、依然として有効である」とされており、 <p>これらの申合せに基づいて、並行在来線を経営する鉄道会社（第三セクター）の経営安定化、地域の生活路線・鉄道貨物輸送の維持、整備新幹線の整備の円滑な推進を図るものである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>整備新幹線の開業に伴いJRから新たに経営分離される並行在来線については、引き続き、地域の生活路線や鉄道貨物輸送を維持する観点から重要な役割を担うこととなるものの、整備新幹線の開業により幹線旅客需要が在来線から新幹線へ移ることとなるほか、人口減少やモータリゼーションの進展等により、並行在来線を経営する第三セクター鉄道会社を取り巻く環境は、様々な増収・経費削減努力や、沿線地方公共団体による財政支援をもってしても、極めて厳しい状況にならざるを得ない。</p> <p>このため、平成8年12月の政府与党合意においては、「JRからの経営分離後の並行在来線について安定的な鉄道輸送を確保するため、当該鉄道事業に係る固定資産について税制上の所要の措置を講ずる」こととされ、この合意に基づき、固定資産税等の税制上の措置を講ずることにより、並行在来線を経営している第三セクター鉄道会社を支援し、地域の生活路線である並行在来線の輸送を確保してきたところである。</p> <p>整備新幹線については、今後、北陸新幹線等において新たな区間の開業が予定されており、これに伴い並行在来線の経営を新たに引き継ぐ鉄道会社（第三セクター）においては、極めて厳しい経営状況となることが想定される。これらの経営の安定化を図り、地域の生活路線・鉄道貨物輸送の維持、整備新幹線の整備の円滑な推進を図るためには、本特例措置の延長が不可欠である。</p>	
	今回の要望（租	合理性

税 特 別 措 置 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末までに北陸新幹線の開業に伴い経営分離される並行在来線、金沢－大聖寺間（46.4km）及び大聖寺－敦賀間（84.3km）について第三セクター鉄道会社（IR いしかわ鉄道及びハピラインふくい）による運行を開始する。 並行在来線を引き継ぐ第三セクター会社の円滑な運営と生活路線である並行在来線の安定的な鉄道輸送の確保を図り、整備新幹線の整備を円滑に推進する。
	政策目標の達成状況	<p>以下の第三セクター鉄道会社が並行在来線の経営を引き継いで運行を継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しなの鉄道(株) （JR東日本経営分離区間：信越線軽井沢・篠ノ井間 65.1km）平成9年10月1日開業 （JR東日本経営分離区間：信越線長野・妙高高原間 37.3km）平成27年3月14日開業 ・IGRいわて銀河鉄道(株) （JR東日本経営分離区間：東北線盛岡・目時間 82.0km）平成14年12月1日開業 ・肥薩おれんじ鉄道(株) （JR九州経営分離区間：鹿児島線八代・川内間 116.9km）平成16年3月13日開業 ・えちごトキめき鉄道(株) （JR東日本経営分離区間：信越線妙高高原・直江津間 37.7km）平成27年3月14日開業 （JR西日本経営分離区間：北陸線直江津・市振間 59.3km）平成27年3月14日開業 ・あいの風とやま鉄道(株) （JR西日本経営分離区間：北陸線市振・倶利伽羅間 100.1km）平成27年3月14日開業 ・IRいしかわ鉄道(株) （JR西日本経営分離区間：北陸線倶利伽羅・金沢間 17.8km）平成27年3月14日開業 ・道南いさりび鉄道(株) （JR北海道経営分離区間：江差線五稜郭・木古内間 37.8km）平成28年3月26日開業 <p>本年9月、九州新幹線（武雄温泉・長崎間）が開業予定となっており、整備新幹線の整備が着実に進んでいる。</p>
有 効 性	<p>要望の措置の適用見込み</p> <p>令和5年度末に開業を予定している北陸新幹線（金沢・敦賀間）の並行在来線区間の経営を引き継ぐ第三セクター鉄道会社（IR いしかわ鉄道及びハピラインふくい）への適用が見込まれる。</p> <p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p> <p>幹線旅客需要が新幹線に移ることとなる並行在来線を経営する第三セクター鉄道会社の経営基盤は必然的に脆弱とならざるを得ないことから、経営分離時に発生する登録免許税の免税措置を講じ、第三セクター鉄道会社の初期負担を軽減することにより、並行在来線の円滑な経営分離・経営安定化を図ることは地域の生活路線、貨物路線の維持、また整備新幹線の着実な整備につながるものである。</p>	
相 当 性	<p>当該要望項目以外の税制上の措置</p> <p>整備新幹線の開業に伴いJRから譲渡された並行在来線に係る非課税措置及び課税標準の特例措置の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産取得税：非課税 ・固定資産税、都市計画税：課税標準 20年間 1/2 	

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>—</p>																								
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>—</p>																								
	<p>要望の措置の妥当性</p> <p>経営分離に伴いJRから譲渡を受ける土地・建物について、登録免許税の非課税措置を講じることにより、第三セクター鉄道会社の初期負担が軽減され、当該鉄道会社の経営が安定することは、地域の生活路線・鉄道貨物輸送の維持、整備新幹線の整備の円滑な推進につながるため、本特例措置を講じることが政策目的を実現する手段として妥当である。</p>																								
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p> <table border="1"> <tr> <td>しなの鉄道</td> <td>平成 9 年度</td> <td>200 百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 26 年度</td> <td>61 百万円</td> </tr> <tr> <td>I G Rいわて銀河鉄道</td> <td>平成 14 年度</td> <td>75 百万円</td> </tr> <tr> <td>肥薩おれんじ鉄道</td> <td>平成 15 年度</td> <td>35 百万円</td> </tr> <tr> <td>えちごトキめき鉄道</td> <td>平成 26 年度</td> <td>66 百万円</td> </tr> <tr> <td>あいの風とやま鉄道</td> <td>平成 26 年度</td> <td>124 百万円</td> </tr> <tr> <td>I Rいしかわ鉄道</td> <td>平成 26 年度</td> <td>36 百万円</td> </tr> <tr> <td>道南いさりび鉄道</td> <td>平成 27 年度</td> <td>19 百万円</td> </tr> </table>	しなの鉄道	平成 9 年度	200 百万円		平成 26 年度	61 百万円	I G Rいわて銀河鉄道	平成 14 年度	75 百万円	肥薩おれんじ鉄道	平成 15 年度	35 百万円	えちごトキめき鉄道	平成 26 年度	66 百万円	あいの風とやま鉄道	平成 26 年度	124 百万円	I Rいしかわ鉄道	平成 26 年度	36 百万円	道南いさりび鉄道	平成 27 年度	19 百万円
	しなの鉄道	平成 9 年度	200 百万円																						
		平成 26 年度	61 百万円																						
	I G Rいわて銀河鉄道	平成 14 年度	75 百万円																						
	肥薩おれんじ鉄道	平成 15 年度	35 百万円																						
	えちごトキめき鉄道	平成 26 年度	66 百万円																						
あいの風とやま鉄道	平成 26 年度	124 百万円																							
I Rいしかわ鉄道	平成 26 年度	36 百万円																							
道南いさりび鉄道	平成 27 年度	19 百万円																							
<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p> <p>—</p>																									
<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p> <p>これまでに開業した並行在来線を運営する第三セクター鉄道事業者について、本特例の適用によって初期負担を軽減したことは経営安定化につながっており、本特例による措置は有効である。</p>																									
<p>前回要望時の達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 34 年度（令和 4 年度）までに、整備新幹線の整備に伴いJRから経営分離される並行在来線 1 路線 130.7km について、第三セクター鉄道会社による運行を開始する。 並行在来線の経営を引き継ぐ第三セクター鉄道会社の経営安定化を図ることにより、地域の生活路線・鉄道貨物輸送の維持、整備新幹線の整備の円滑な推進を図る。 																									
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> <p>令和 4 年度開業予定であった北陸新幹線（金沢・敦賀間）について、工事遅延の影響により、開業時期が令和 5 年度にずれこむこととなったため、並行在来線についても同様に経営分離が遅れることとなった。</p> <p>※平成 27 年度末には、北海道新幹線の並行在来線（木古内・五稜郭間 37.8km）が経営分離され、本特例の適用を受けている。</p>																									

これまでの 要望経緯	平成 9 年度税制改正要望提出 (創設) 平成 11 年度税制改正要望提出 (延長) 平成 16 年度税制改正要望提出 (延長) 平成 21 年度税制改正要望提出 (延長) 平成 28 年度税制改正要望提出 (延長)
---------------	--

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(国土交通省自動車局技術・環境政策課)

項目名	先進安全技術を搭載したトラック・バス車両に係る特例措置の拡充											
税目	自動車重量税											
要 望 の 内 容	<p>【制度の概要】 トラック及びバスについては、事故発生時の被害が大きくなるおそれが高いことから、ドライバーの安全運転を支援する先進安全技術を有する装置の基準化・義務化を順次進めているところ。 先進安全技術を有する装置の義務化前から、早期普及を促進することによって、交通事故の防止及び被害軽減を加速させ、世界一安全な道路交通の実現という大きな目標につながることから、先進安全技術を搭載したトラック及びバスに対する自動車重量税を軽減する。</p> <p>【要望の内容】 先進安全技術を備えるトラック及びバスに対する自動車重量税の特例措置を以下のとおり拡充する。</p> <p>① 特例措置の拡充 (初回分の自動車重量税の 25%軽減) [令和5年5月1日～令和8年4月30日] ○衝突被害軽減ブレーキ (歩行者検知機能付き) を備える以下の自動車 ・車両総重量 3.5 トン超のトラック ・バス</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法第 90 条の 14 租税特別措置法施行規則第 40 条の 7</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: right;">▲9 百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: center;">(</td> <td style="text-align: right;">— 百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td style="text-align: center;">(</td> <td style="text-align: right;">— 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額		▲9 百万円	(制度自体の減収額)	(— 百万円)	(改正増減収額)	(— 百万円)
平年度の減収見込額		▲9 百万円										
(制度自体の減収額)	(— 百万円)										
(改正増減収額)	(— 百万円)										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故による 24 時間以内死者数は 2,636 人、負傷者数は 36 万 2,131 人 (令和 3 年) にのぼり、交通事故情勢は依然として厳しい状況にある。このため、政府をあげて交通安全の諸施策を強力に推進しているところ。 ・具体的には、第 11 次交通安全基本計画 (令和 3 年 3 月 29 日) において、令和 7 年までに交通事故による 24 時間以内死者数を 2,000 人以下、世界一安全な道路交通の実現を目指すという目標を掲げている。 ・交通事故をこれまで以上に削減するためには、ドライバーの安全運転を支援する先進安全技術を搭載した自動車の普及が不可欠である。とりわけ、トラック及びバス等の大型車両については、関越自動車道における高速ツアーバス事故 (平成 24 年 4 月) や北陸自動車道における高速バス事故 (平成 26 年 3 月)、さらには軽井沢スキーバス事故 (平成 28 年 1 月) に見られるように、事故発生時の被害が大きくなるおそれが高いことから、先進安全技術を有する装置の基準化・義務化を優先的に進めているところであるが、これとあわせて、装置義務化までの間、税制上の特例措置を講じること等により、その普及を促進する必要がある。 <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進安全技術は事故防止効果が高いものの、開発・市場投入までに時間を要するため、義務化までに一定のリードタイムを設ける必要がある。また、価格が高額であるため車両購入者の負担が大きくなる。このため、先進安全技術を有する装置の義務付けまでの間、税制上の特例措置を講じること等により、その普及を促進する必要がある。 											

		<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度より「衝突被害軽減ブレーキ（対車両）」を備える車両総重量 8 トン超のトラック及び車両総重量 13 トン超のトラックに、平成 25 年度より同じく「衝突被害軽減ブレーキ（対車両）」を備える車両総重量 5 トン超のバスに対して税制上の特例措置を開始。平成 27 年度より対象車両を車両総重量 3.5 トン超 8 トン以下のトラック及び車両総重量 5 トン以下のバスにも対象車両を拡大するとともに、「車両安定制御装置」を対象装置に加えた。 また、平成 29 年度より「車線逸脱警報装置」を備える車両総重量 12 トン超のバスに対して税制上の特例措置を開始。平成 30 年度より対象車両を車両総重量 22 トン以下のトラック及び 12 トン以下のバスにも拡大を図った。 さらに令和 3 年度より「側方衝突警報装置」を備える車両総重 8 トン超のトラックに対して税制上の特例措置を開始。 以上の税制上の特例措置を講じることにより、当該装置の普及に極めて大きな効果をあげている。 	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 政策目標 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 政策目標 17 自動車の安全性を高める
		政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 令和 7 年までに 24 時間以内死者数を 2,000 人以下（第 11 次交通安全基本計画（令和 3 年 3 月 29 日））
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和 5 年 5 月 1 日～令和 8 年 4 月 30 日
		同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 令和 7 年までに 24 時間以内死者数を 2,000 人以下（再掲）
	政策目標の達成状況	<p>令和 3 年の交通事故死者数（警察庁交通局資料より※） 2,636 人（24 時間以内） 3,205 人（30 日以内） ※「交通事故死者数について」「30 日以内交通事故死者の状況について」</p>	
有効性	要望の措置の適用見込み	令和 5 年度：拡充分 445 台（メーカーヒアリングによる）	
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<ul style="list-style-type: none"> 衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）搭載により、トラック及びバスの安全性の飛躍的な向上が期待される一方、装置価格が高額であるため、その普及が課題。 要望の特例装置は、義務付け前に先進安全技術を搭載した車両を購入する利用者の費用負担を広く一律に軽減するとともに、市場における装置搭載車の価格競争力強化に資するものであり、もって、これら先進安全技術の早期普及の促進を期待できることから、要望措置は有効である。 	

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	先進安全技術に係る自動車税の環境性能割の特例措置：側方衝突警報装置又は衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）装着により取得価額から175万円控除、2装置装着により350万円控除																																			
	予算上の措置等の要求内容及び金額	自動車運送事業者の安全総合対策事業（先進安全自動車（ASV）の導入支援）：事項要求を行うため、要求額は予算編成過程で検討（令和5年度要求）																																			
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	先進安全技術を有する装置の基準化・義務化を進めるとともに、当該義務付けまでの間、要望措置と上記の予算措置を合わせて講じることにより、先進安全技術の搭載車を購入する利用者の費用負担を軽減し、先進安全技術の早期普及を図る。																																			
	要望の措置の妥当性	ASV装置の搭載の義務付けに先立ち、補助金及び税制上の特例措置を講じることにより、高価なため運送事業者にとって導入が困難なASV装置を搭載した車両の早期導入を促進してきたところ。補助金だけでなく、予算の制約等のない税制上の特例措置を合わせて講じることにより、運送事業者に対して、より大きなインセンティブ効果を期待できることから、妥当性を有する。																																			
こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	令和元年度：トラック 28,766台（476百万円） バス 10,964台（97百万円） 令和2年度：トラック 15,215台（242百万円） バス 8,216台（57百万円） 令和3年度：トラック 9,128台（148百万円） バス 4,647台（46百万円）																																			
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																																			
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	当該措置を開始した平成24年（バスは平成25年）以降、ASV装置の搭載率は着実に上昇。これらASV装置の普及の寄与もあり、この期間における交通事故死亡者数・負傷者数は連続して減少しており、措置の有効性が確認できる。 ○新車販売台数に占めるASV装置搭載車の割合※ ・トラック <table border="1" data-bbox="549 1653 1465 1823"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">装 置</td> <td>衝突被害軽減ブレーキ（対車両）</td> <td>92.7%</td> <td>97.3%</td> <td>98.6%</td> </tr> <tr> <td>車線逸脱警報装置</td> <td>73.6%</td> <td>81.6%</td> <td>91.2%</td> </tr> <tr> <td>車両安定制御装置</td> <td>80.6%</td> <td>86.6%</td> <td>96.2%</td> </tr> </tbody> </table> ・バス <table border="1" data-bbox="549 1886 1465 2056"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">装 置</td> <td>衝突被害軽減ブレーキ（対車両）</td> <td>77.6%</td> <td>90.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>車線逸脱警報装置</td> <td>77.6%</td> <td>91.5%</td> <td>94.2%</td> </tr> <tr> <td>車両安定制御装置</td> <td>77.6%</td> <td>91.5%</td> <td>94.2%</td> </tr> </tbody> </table> ※メーカーヒアリングによる	年度		R1	R2	R3	装 置	衝突被害軽減ブレーキ（対車両）	92.7%	97.3%	98.6%	車線逸脱警報装置	73.6%	81.6%	91.2%	車両安定制御装置	80.6%	86.6%	96.2%	年度		R1	R2	R3	装 置	衝突被害軽減ブレーキ（対車両）	77.6%	90.0%	100.0%	車線逸脱警報装置	77.6%	91.5%	94.2%	車両安定制御装置	77.6%	91.5%
年度		R1	R2	R3																																	
装 置	衝突被害軽減ブレーキ（対車両）	92.7%	97.3%	98.6%																																	
	車線逸脱警報装置	73.6%	81.6%	91.2%																																	
	車両安定制御装置	80.6%	86.6%	96.2%																																	
年度		R1	R2	R3																																	
装 置	衝突被害軽減ブレーキ（対車両）	77.6%	90.0%	100.0%																																	
	車線逸脱警報装置	77.6%	91.5%	94.2%																																	
	車両安定制御装置	77.6%	91.5%	94.2%																																	

		<p>○交通事故死者数・負傷者数（実績） （単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">死者数</td> <td>24時間以内</td> <td>3,215</td> <td>2,839</td> <td>2,636</td> </tr> <tr> <td>30日以内</td> <td>3,920</td> <td>3,416</td> <td>3,205</td> </tr> <tr> <td colspan="2">負傷者数</td> <td>461,775</td> <td>369,476</td> <td>362,131</td> </tr> </tbody> </table> <p>【出展】：「交通事故死者数について」「30日以内交通事故死者の状況について」警察庁交通局資料）より</p>	年度	R1	R2	R3	死者数	24時間以内	3,215	2,839	2,636	30日以内	3,920	3,416	3,205	負傷者数		461,775	369,476	362,131
年度	R1	R2	R3																	
死者数	24時間以内	3,215	2,839	2,636																
	30日以内	3,920	3,416	3,205																
負傷者数		461,775	369,476	362,131																
	前回要望時の達成目標	令和7年までに24時間以内死者数を2,000人以下																		
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	交通事故死者数は年々減少しており、令和3年の24時間以内死者数は2,636人で過去最少となった。しかしながら、令和7年までに24時間以内死者数を2,000人以下とするためには、先進安全技術の一層の普及促進が不可欠。																		
	これまでの要望経緯	<p>平成24年度 創設 平成25年度 拡充（対象にバスを追加） 平成27年度 拡充及び延長（車両安定制御装置を追加） 平成29年度 拡充及び延長（車線逸脱警報装置を追加（12トン超のバス）） 平成30年度 拡充及び延長（車線逸脱警報装置を追加（12トン超のバスを除く）） 令和元年度 延長 令和3年度 拡充及び延長（側方衝突警報装置を追加（8トン超のトラック及びトラクタ））</p>																		

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省自動車局技術・環境政策課）

項 目 名	自動車重量税に係るエコカー減税の延長・見直し		
税 目	自動車重量税		
要 望 の 内 容	<p>令和 3 年度与党税制改正大綱等を踏まえ、以下の方向で所要の見直しを行う。</p> <p>○ 環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえた政策インセンティブ機能の強化、市場への配慮等の観点を踏まえつつ、自動車重量税のエコカー減税について延長するとともに、各税率の適用範囲の見直し等を行う。</p> <p>【関係法令】 自動車重量税法第 7 条、同法施行令第 4 条、5 条、同法施行規則第 2 条 租税特別措置法第 90 条の 11、第 90 条の 11 の 2、第 90 条の 11 の 3、第 90 条の 12 同法施行令第 51 条の 2、同法施行規則第 40 条の 2、第 40 条の 4</p>		
	平年度の減収見込額	-	百万円
	(制度自体の減収額)	(-	百万円)
	(改正増減収額)	(-	百万円)

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>環境性能の優れた自動車への代替を促し、自動車に起因する環境負荷の低減等を図る。</p> <p>(政府目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2030 年に新車販売に占める次世代自動車（※1）の割合を5割から7割（※2）とする（成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）） <p>（※1）電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車</p> <p>（※2）令和3年度における新車販売（乗用車）に占める次世代自動車の割合は45.8%となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2035 年までに、乗用車新車販売で電動車 100%を実現できるよう、包括的な措置を講じる。商用車については、8トン以下の小型の車について、2030年までに、新車販売で電動車 20～30%、2040 年までに、新車販売で、電動車と合成燃料等の脱炭素燃料の利用に適した車両で合わせて 100%を目指し、車両の導入やインフラ整備の促進などの包括的措置を講じる。8トン超の大型の車については、貨物・旅客事業等の商用用途に適する電動車の開発・利用促進に向けた技術実証を進めつつ、2020 年代に 5,000 台の先行導入を目指すとともに、水素や合成燃料等の価格低減に向けた技術開発・普及の取組の進捗も踏まえ、2030 年までに、2040 年の電動車の普及目標を設定する。（「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（令和3年6月18日）） ・ 2030 年の運輸部門の二酸化炭素排出量を 2013 年度比で 35%削減する（「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）） ・ 将来の合成燃料の内燃機関への利用も見据え、2035 年までに新車販売でいわゆる電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）100%とする目標等に向けて、蓄電池の大規模投資促進等や車両の購入支援、充電・充てんインフラの整備等による集中的な導入を図るとともに、中小サプライヤー等の業態転換を促す。（「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和4年6月7日閣議決定）） ・ 将来の合成燃料の内燃機関への利用も見据え、2035 年までに乗用車の新車販売をいわゆる電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）100%とする等の目標に向け、購入・インフラ整備、蓄電池の国内製造立地推進、中小サプライヤーの前向きな業態転換等に対する支援を行う。2050 年に生産・利用・廃棄を通じたカーボンニュートラルの実現に向けて、技術開発等を通じて多様な選択肢を追求し、我が国の基幹産業である自動車産業が、引き続き国際競争力を維持・強化し世界をリードしていけるよう、あらゆる施策を講じていく。（「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」（令和4年6月7日閣議決定）） <p>(2) 施策の必要性</p> <p>地球温暖化問題や自動車からの排出ガス（NOx・PM）による大気汚染問題等の環境対策に加え、国際競争力の強化等の行政課題に的確に対応するため、自動車重量税について、令和3年度与党税制改正大綱等に沿って、見直しを行う必要がある。</p>
---	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標3 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 参考指標13 新車販売に占める次世代自動車の割合								
		政策の達成目標	① 自動車重量税のグリーン化により、自動車の環境負荷の低減等を図る。 ② 2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。								
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和5年5月1日～令和7年4月30日）								
		同上の期間中の達成目標	—								
		政策目標の達成状況	新車販売台数に占める次世代自動車の割合 平成20年度（エコカー減税導入前）：3.0% 令和3年度（エコカー減税導入後）：45.8%								
有効性	要望の措置の適用見込み	—									
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>エコカー減税の導入以降、次世代自動車の普及率は平成21年度の11.0%から令和3年度には45.8%に大幅に向上しているなど（約35ポイント増加）、本措置による効果も合わさって環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮し、目標に向かって着実に向上していることから、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p>加えて、エコカー減税の導入以降、新車の平均燃費が向上していることから、市場競争を通じてエンジン技術や軽量化などの共通基盤技術が磨きあげられていると考えられ、自動車の技術革新の加速化、延いては、新興市場を含めたグローバル市場における我が国自動車メーカーの国際競争力の更なる強化等の効果も期待できる。</p> <p>○新車販売台数に占める次世代自動車の割合（自動車工業会調べ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合</td> <td>39.0%</td> <td>41.2%</td> <td>45.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（次世代自動車の新車販売台数／乗用車の新車販売台数） 令和元年度：1,626,312／4,173,186 令和2年度：1,588,179／3,858,350 令和3年度：1,586,675／3,467,561</p>			年度	R1	R2	R3	割合	39.0%
年度	R1	R2	R3								
割合	39.0%	41.2%	45.8%								

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	自動車税・軽自動車税に係る環境性能割及びグリーン化特例の延長・見直し（自動車税・軽自動車税）										
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業 令和5年度予算概算要求額：1,201百万円 地域交通のグリーン化のため、事業用として使用する次世代自動車及び充電設備（充電設置工事費を含む）の導入を支援する。										
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>税制改正要望の目的は、環境性能の優れた自動車への代替を促し、自動車に起因する環境負荷の低減等を図るため、エコカー減税のグリーン化を強化するとともに、自動車重量税の負担の軽減を図り、事業用の次世代自動車だけでなく、環境性能に優れた自動車の普及促進を目的としている。</p> <p>一方で、上記の補助金の目的は電気自動車等について、他の地域や事業者による集中的導入を誘発・促進するような地域・事業者間連携等による先駆的な取り組みを行う事業者等に対し、初期需要を促すために購入補助等を行うものである。</p>										
	要望の措置の妥当性	<p>これまでも適用対象の重点化等の見直しを行ってきており、環境性能の優れた自動車の普及促進、自動車の環境負荷の低減等の政策目的に照らして、適切かつ必要最小限の措置となっている。また、予算の範囲で対象が限定され、申請や審査等に多大な事務コストがかかる補助金等と異なり、比較的簡素な手続きにより、要件を満たす自動車を購入等する消費者が等しく適用を受けることができることから、租税特別措置としての妥当性が認められる。</p>										
こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	<p>○新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合（自動車工業会公表情報）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">年度</td> <td style="text-align: center;">R1</td> <td style="text-align: center;">R2</td> <td style="text-align: center;">R3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">割合</td> <td style="text-align: center;">72.9%</td> <td style="text-align: center;">64.3%</td> <td style="text-align: center;">68.2%</td> </tr> </table> <p>（エコカー減税対象車台数／新車販売台数） 令和元年度：3,080,890／4,225,338 令和2年度：2,521,116／3,918,420 令和3年度：2,392,589／3,507,050</p> <p>○自動車重量税のエコカー減税（財務省試算） 令和元年度：約620億円 令和2年度：約600億円 令和3年度：約510億円</p>			年度	R1	R2	R3	割合	72.9%	64.3%	68.2%
	年度	R1	R2	R3								
割合	72.9%	64.3%	68.2%									
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—											

	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>エコカー減税の導入以降、自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例等の効果と相まって、新車の平均燃費や次世代自動車の普及率が大幅に向上するなど、自動車のグリーン化が急激に進展してきている。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>—</p>

項目名	自動車関係諸税の課税のあり方の検討											
税目	自動車重量税											
要望の内容	<p>自動車関係諸税については、令和 4 年度与党税制改正大綱における検討事項、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」及び政府の「GX 実行会議」における今後の議論等を踏まえ、クリーンエネルギー戦略（中間整理）に基づくロードマップの実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、高齢者の免許返納の加速や人口減少等に伴う地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、幅広い関係者による新たな受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。</p> <p>【関係法令】 自動車重量税法第 7 条、同法施行令第 4 条、5 条、同法施行規則第 2 条 租税特別措置法第 90 条の 11、第 90 条の 11 の 2、第 90 条の 11 の 3、第 90 条の 12 同法施行令第 51 条の 2、同法施行規則第 40 条の 2、第 40 条の 4</p> <table border="1" data-bbox="874 1032 1482 1200"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>(—</td> <td>百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(—</td> <td>百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	(—	百万円)	(改正増減収額)	(—	百万円)
平年度の減収見込額	—	百万円										
(制度自体の減収額)	(—	百万円)										
(改正増減収額)	(—	百万円)										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>2050 年カーボンニュートラル実現を見据え、官民連携の下、脱炭素に向けた経済・社会、産業構造変革への道筋の大枠を示したクリーンエネルギー戦略（中間整理）に基づくロードマップの実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境が大きく変化しており、高齢者の免許返納の加速や人口減少等に伴う地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等がある中で、自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図るため、自動車関係諸税の課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 自動車業界は CASE に代表される 100 年に一度ともいわれる大変革に直面している。世界的な脱炭素の動きを受けた電気自動車の急速な普及、内燃機関自動車に対する規制の強化、ネットワークに接続した自動車を中心とする自動運転技術の飛躍的向上などの動きに代表されるこの大変革に対応できるか否かは単に一産業の問題ではなく、日本の経済・雇用を大きく左右しかねない極めて重要な課題である。</p> <p>② 令和 4 年度与党税制改正大綱の検討事項においては、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も</p>											

	<p>含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされたところ。</p> <p>③ また、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和4年6月7日閣議決定）においては、グリーントランスフォーメーション（GX）への投資に関して、「脱炭素社会の実現に向けた官民連携の取組を一気に加速し、エネルギー安全保障の確保に万全を期しながら、国内投資を拡大しつつ新たな成長のフロンティアを開拓する。2050年カーボンニュートラル実現を見据え、官民連携の下、脱炭素に向けた経済・社会、産業構造変革への道筋の大枠を示したクリーンエネルギー戦略中間整理に基づき、年内にロードマップを取りまとめる。（中略）こうした新たな政策イニシアティブの具体化に向けて、本年夏に総理官邸に新たに「GX実行会議」を設置し、更に議論を深め、速やかに結論を得る。」とされたところ。</p> <p>④ さらに、第2次交通政策基本計画（令和3年5月28日閣議決定）においては、「交通事業が独立採算制を前提とすることは、これまでも増して困難となってくるとの認識に立ち、地域公共交通の維持確保に必要な財源のあり方について、国・地方の厳しい財政状況も踏まえつつ、検討を行う。」とされたところ。</p> <p>⑤ 加えて、第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）においては、戦略的・計画的な社会資本整備のための安定的・持続的な公共投資に関して、「これらの実施に必要な財源のあり方については、PPP/PFI等の民間資金の活用を推進するとともに、受益者負担を求めうる分野については、社会経済状況の変化や脱炭素社会の実現に向けた取組、海外における利用者負担等に関する状況等を踏まえつつ、利用実態に即した適切な負担のあり方についての検討を進める。また、それ以外の分野についても、特に気候変動による災害リスクの増大への対応の必要性等を踏まえつつ、適切な負担のあり方についての検討を行う。」とされたところ。</p> <p>⑥ 上記を踏まえ、2050年カーボンニュートラルの実現を見据えたクリーンエネルギー戦略（中間整理）に基づくロードマップの実現への貢献、将来のモビリティ社会像を見据えつつ、自動車関係諸税のあり方について、高齢者の免許返納の加速や人口減少等に伴う地域課題の深刻化、税制の簡素化等の視点も踏まえた検討を行う必要がある。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標3 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 参考指標13 新車販売に占める次世代自動車の割合</p>
	<p>政策の達成目標</p>	<p>① 自動車重量税のグリーン化により、自動車の環境負荷の低減等を図る。 ② 2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。</p>
	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>—</p>
	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>新車販売に占める次世代自動車の割合 平成20年度（エコカー減税導入前）：3.0% 令和3年度（エコカー減税導入後）：45.8%</p>

	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>令和4年度与党税制改正大綱の検討事項において、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者への広がりの自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされている。</p> <p>また、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」において、「脱炭素社会の実現に向けた官民連携の取組を一気に加速し、エネルギー安全保障の確保に万全を期しながら、国内投資を拡大しつつ新たな成長のフロンティアを開拓する。2050年カーボンニュートラル実現を見据え、官民連携の下、脱炭素に向けた経済・社会、産業構造変革への道筋の大枠を示したクリーンエネルギー戦略中間整理に基づき、年内にロードマップを取りまとめ。（中略）こうした新たな政策イニシアティブの具体化に向けて、本年夏に総理官邸に新たに「GX実行会議」を設置し、更に議論を深め、速やかに結論を得る。」とされていることも踏まえ、こうした大局的な視点と一体となって、その検討を図るものであり、当該大綱の方針の実現に資するものである。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>令和4年度与党税制改正大綱の検討事項において、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者への広がりの自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされている。</p> <p>また、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」において、</p>

		<p>「脱炭素社会の実現に向けた官民連携の取組を一気に加速し、エネルギー安全保障の確保に万全を期しながら、国内投資を拡大しつつ新たな成長のフロンティアを開拓する。2050年カーボンニュートラル実現を見据え、官民連携の下、脱炭素に向けた経済・社会、産業構造変革への道筋の大枠を示したクリーンエネルギー戦略中間整理に基づき、年内にロードマップを取りまとめる。（中略）こうした新たな政策イニシアティブの具体化に向けて、本年夏に総理官邸に新たに「GX実行会議」を設置し、更に議論を深め、速やかに結論を得る。」とされていることも踏まえ、こうした大局的な視点と一体となって、その検討を図るものであり、妥当である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>○自動車重量税のエコカー減税（財務省試算） 令和元年度：約620億円 令和2年度：約600億円 令和3年度：約510億円</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>エコカー減税の導入以降、次世代自動車の普及率は平成21年度の11.0%から令和3年度には45.8%に大幅に向上しているなど（約35ポイント増加）、本措置による効果も合わさって環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮し、目標に向かって着実に向上していることから、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。 加えて、エコカー減税の導入以降、新車の平均燃費が向上していることから、市場競争を通じてエンジン技術や軽量化などの共通基盤技術が磨きあげられていると考えられ、自動車の技術革新の加速化、延いては、新興市場を含めたグローバル市場における我が国自動車メーカーの国際競争力の更なる強化等の効果も期待できる。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>	

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(国土交通省 海事局 外航課、内航課、船舶産業課)

項 目 名	船舶に係る特別償却制度の拡充・延長	
税 目	所得税、法人税	
要 望 の 内 容	<p>【制度の概要】 海上運送業を営む個人又は法人が、環境負荷の低減に資する船舶等の取得をした場合に、船舶の区分に応じて特別償却ができる。</p> <p>＜外航船舶＞ (環境負荷低減船) 外航日本船舶・・・・・・・・・・17/100 外航日本船舶以外の船舶・・・・15/100 (先進船舶) 外航日本船舶・・・・・・・・・・20/100 外航日本船舶以外の船舶・・・・18/100</p> <p>＜内航船舶＞ 高度環境負荷低減船・・・・・・・・18/100 環境負荷低減船・・・・・・・・・・16/100</p> <p>【要望の内容】 経済安全保障に資する一定の要件を満たす、国内の船主が導入する外航船舶について、特別償却率を12%引き上げるとともに、現行の措置を2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）延長する。</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法第11条、第43条、第66条の6、第68条の16 租税特別措置法施行令第5条の8、第28条、第39条の14～20、第39条の49 海上運送法第2条、第39条の10～11 海上運送法施行規則第42条の8～12 船員法第117条の3 船舶職員及び小型船舶操縦者法第2条、第18条、第20条、第23条の31～32 臨時船舶建造調整法第2～4条 船舶法第1条、第20条 船舶のトン数の測度に関する法律第4条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3、第19条の25～26 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第11条の7 二酸化炭素放出抑制船舶の二酸化炭素抑制指標に関する基準を定める省令第1条</p>	
	平年度の減収見込額	▲ 1,422 百万円
	(制度自体の減収額)	(▲ 2,600 百万円)
	(改正増減収額)	(－ 百万円)

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 国際社会からの CO2 排出削減等の環境負荷の低減や内航海運におけるカーボンニュートラル推進への要請に応えるため、また、経済安全保障上重要な外航船舶の安定的な供給にも資するよう、エネルギー効率が良く環境にやさしい船舶の建造投資を促進することを目的とする。</p> <p>(外航) 外航海運は、船舶運航事業者（オペレーター）が船主（オーナー）から船舶を用船することにより、競争力を保ちつつ必要な規模の船隊を確保する構造となっている。 本特例措置は、エネルギー効率が良く、環境に優しい船舶の建造を促進することにより、国際海運の環境負荷低減に関する社会的・国際的要請に応えつつ、経済安全保障上重要な外航船舶を安定的に確保し、オペレーターに対し船舶を適時適切に供給して外航海運における日本商船隊を国際競争力のある形で整備・拡大し、安全かつ効率的な輸送サービスの確保を図る。</p> <p>(内航) 内航海運は国内貨物輸送の約 4 割を担っており、また、臨海部への製造所等の立地集中に即した大量輸送機関として、長期にわたり石油製品、セメント、鉄鋼等の産業基礎物資に係る輸送の約 8 割を担っているなど、我が国経済を支える基幹的な物流産業として重要な役割を担っている。また、離島航路をはじめ国内旅客輸送にとって不可欠な公共交通機関でもあり、我が国経済と国民生活にとって必要不可欠な産業インフラ、ライフラインとして極めて重要な役割を果たしている。 このため、本特例措置により生じるキャッシュフローの確保により、環境への負荷の低減に資する船舶の取得を促進させ、環境負荷低減をより一層推進していくことにより、社会的・国際的な要請に応えるとともに、運航や作業の効率化等のソフト面での対応と相俟って生産性を向上させ、物流の大動脈としての競争力のある省エネ型の輸送システムの構築を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 貿易量の 99.5%を海上輸送が占めている我が国において、国際海上貿易量の長期的かつ安定的な増大が見込まれる中、国際社会からの CO2 排出削減等の環境負荷の低減が求められていることから、こうした要請に応え日本商船隊の整備強化を図る必要がある。 また、我が国の国内貨物輸送の約 4 割、産業基礎物資輸送の約 8 割を担う国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラであり、離島航路をはじめ地域社会におけるライフラインとしても極めて重要な役割を果たしている内航海運分野については、国際的に地球温暖化対策を定めた「パリ協定」を踏まえた「地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）において、船舶分野の省エネ化が求められており、令和 12 年度までに 181 万トン CO2 の削減（省エネに資する船舶を 1,080 隻普及）を目標としている。 また、「交通政策基本計画」（令和 3 年 5 月 28 日閣議決定）においても「基本方針 C. 災害や疫病、事故など異常時にこそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現」として「目標③運輸部門における脱炭素化等の加速」を行うこととされているところである。 このため、外航・内航両分野において船舶を取得した際に投下した資金を早期に回収することができる本特例措置を延長し、エネルギー効率が良く環境に優しい先進的な船舶の建造のための投資を促進する必要がある。</p>
	<p>また、国際情勢の緊迫化により、船舶を海外船主からの用船に依存した場合の経済安全保障上のリスクとして顕在化しているところ、安定的な国際海上輸送を維持するためには、国内の船主が外航船舶を安定的に保有する必要がある。</p>

		加えて、我が国海事産業の国際競争力を確保するため、IoTをはじめとした新技術を活用した船舶の導入の促進を図る必要がある。	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>(外航)</p> <p>政策目標 6：国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標 19：海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p> <p>業績指標 58：日本商船隊の輸送量</p> <p>(内航)</p> <p>政策目標 3：地球環境の保全</p> <p>施策目標 9：地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p> <p>業績指標 25：環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進によるCO2排出削減量（平成25年度比）</p>
		政策の達成目標	<p>(外航)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2削減：令和12年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で40%改善する（排出原単位ベース。設備以外の運航効率化も含む。）。 ・NOx削減：新造船について、平成23年度からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減する。 ・我が国の外航海運の発展を図るため、国際競争力の強化を図り、安定的な国際海上輸送を確保することとし、日本商船隊の輸送量について令和7年度に1,100百万トンとする。 ・先進船舶を令和7年までに340隻程度の導入を目指す。 <p>(内航)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2削減：令和12年度までに内航海運からのCO2排出量181万トン削減する。（省エネに資する船舶を1,080隻導入） ・NOx削減：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%の削減を行う。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	<p>(外航)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際海運におけるCO2、NOxの削減に向けた主導的貢献 CO2：令和6年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で24.8%改善する。 NOx：新造船について、平成22年度比22%の削減を行う。 ・令和6年度に日本商船隊の輸送量を1,046百万トンとする。 ・先進船舶を令和6年までに224隻程度の導入を目指す。 <p>(内航)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2、NOxの削減に向けた環境負荷低減船等の普及促進 CO2：年間70隻程度の省エネに資する船舶を普及させ、年間約13万トンのCO2削減を行う。 NOx：新造船について平成22年度比22%の削減を行う。

		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>(外航)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CO2 排出削減量 令和3年度：平成20年度比 18.7%削減 ・ 新造船による NOx 削減 令和3年度：平成22年度比 22%以上削減 ・ 日本商船隊の輸送量 令和3年度：883 百万トン ・ 先進船舶の導入隻数 令和3年：55 隻 <p>(内航)</p> <p>環境負荷低減船の普及状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 導入された環境負荷低減船等による CO2 排出削減量 H31/R1年：33,858 (t-CO2) (27 隻) R2年：22,620 (t-CO2) (20 隻) R3年：47,642 (t-CO2) (24 隻) ・ 内航環境負荷低減船の代替取得等による NOx 排出削減 R3年：新造船について平成22年度比 22%の排出削減 															
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p>		<p>(外航)</p> <p style="text-align: right;">(単位：隻)</p> <table border="1" data-bbox="571 884 1465 1075"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>租税特別措置法第43条適用船舶 (外航日本船舶)</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>租税特別措置法第66条の6適用船舶 (外航日本船舶以外の船舶)</td> <td>39</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海事局調査を基に推計</p> <p>(内航)</p> <p style="text-align: right;">(単位：隻)</p> <table border="1" data-bbox="571 1220 1465 1339"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(内航環境負荷低減船・高度内航環境負荷低減船) 沿海運輸業の用に供される船舶</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※過去3年間の本税制特例措置利用状況を基に推計</p>	年 度	R5	R6	租税特別措置法第43条適用船舶 (外航日本船舶)	2	2	租税特別措置法第66条の6適用船舶 (外航日本船舶以外の船舶)	39	39	年 度	R5	R6	(内航環境負荷低減船・高度内航環境負荷低減船) 沿海運輸業の用に供される船舶	5	5
	年 度	R5	R6															
租税特別措置法第43条適用船舶 (外航日本船舶)	2	2																
租税特別措置法第66条の6適用船舶 (外航日本船舶以外の船舶)	39	39																
年 度	R5	R6																
(内航環境負荷低減船・高度内航環境負荷低減船) 沿海運輸業の用に供される船舶	5	5																
	<p>要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)</p>	<p>(外航)</p> <p>本特例措置は、船舶を取得した際に投下した資金を早期に回収し、エネルギー効率が高く環境に優しい先進的な船舶の建造や船隊の拡大のための投資を促進するものであり、政策目的を達成するための手段として有効である。</p> <p>また、本特例措置は、課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少ない措置である。</p> <p>(内航)</p> <p>本租税特別措置は、船舶を取得した際に投下した資金を早期に回収することが可能となるため、内航海運事業者の新造船の建造意欲を増進させることができる。この際、対象となる新造船について、船舶の近代化等その時々社会的要請を踏まえた要件等の見直しを行ってきたところであり、環境負荷低減に係る要件を付加することで、高い環境性能を有する内航環境負荷低減船等への転換を促す効果が得られるため、一段の環境負荷低減を実現する政策目的の達成手段として有効である。</p>																

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>(外航)</p> <p>① 特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置（租税特別措置法第 37 条～第 37 条の 4、第 65 条の 7～9、第 66 条の 6）</p> <p>② 国際船舶の所有権の保存登記等に係る課税の特例措置（租税特別措置法第 82 条）</p> <p>③ 国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置（地方税法第 349 条の 3 第 5 項、附則第 15 条第 12 項）</p> <p>(内航)</p> <p>① 特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置（租税特別措置法第 37 条、第 65 条の 7、第 68 条の 78）</p> <p>② 中小企業投資促進税制（租税特別措置法第 10 条の 3、第 42 条の 6、第 68 条の 11）</p> <p>③ 内航船舶に対する固定資産税の課税標準の特例措置（地方税法第 349 条の 3 第 6 項）</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>(外航)</p> <p>本租税特別措置により生じるキャッシュフローを原資として、エネルギー効率が高く環境に優しい先進的な船舶の建造や船隊の拡大のための投資がなされるという制度であり、政策目的を実現するために有効な手段であるとともに、課税の繰り延べであり、減税額相当額を補助金として交付するよりも国庫負担も小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。</p> <p>(内航)</p> <p>本税制特例措置は課税の繰り延べであり、減税額相当額を補助金として交付するよりも国庫負担は小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。</p> <p>また、予算上の措置による支援では財政上の制約から対象事業者や対象設備が限定され、内航海運全体の環境負荷低減船舶への投資促進効果が小さくなること、単年度の支援制度となり、年度途中の様々な事情による船舶建造に機動的に対応できないことなどから政策目的に対する手段として十分とは言えない。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租 税 特 別
措 置 の
適 用 実 績

(外航)

【適用実績】

(1) 租税特別措置法第 43 条適用船舶 (外航日本船舶)

(金額の単位：百万円)

年 度	R 元	R 2	R 3
隻数	4 (2)	1 (2)	1 (4)
減収額	645 (542)	156 (542)	333 (774)
特別償却実施額	2,781 (2,337)	671 (2,337)	1,437 (3,338)

※海事局調査に基づく

※ () は前回及び前々回時に見込んだ数値 (拡充・縮減を含む)

(2) 租税特別措置法第 66 条の 6 適用船舶 (外航日本船舶以外の船舶)

(金額の単位：百万円)

年 度	R 元	R 2	R 3
隻数	53 (31)	27 (31)	37 (38)
減収額	11,773 (6,324)	5,359 (6,324)	7,017 (7,083)
特別償却実施額	50,744 (27,245)	23,100 (27,245)	30,225 (30,532)

※海事局調査に基づく

※ () は前回及び前々回時に見込んだ数値 (拡充・縮減を含む)

(内航)

【適用実績】

(金額の単位：百万円)

年 度	R 元	R 2	R 3
隻数	4 (14)	5 (9)	7 (9)
減収額	454 (1,810)	221 (1,486)	921 (1,486)
特別償却実施額	1,956 (7,802)	1,716 (6,409)	6,286 (6,409)

※海事局調査に基づく

※ () は前回及び前々回時に見込んだ数値 (拡充・縮減を含む)

【前回要望時の減収見込額と実績の乖離】

(外航)

概ね減収見込額通りの実績となった。

(内航)

新規建造数の減少により本特例措置活用隻数が減少したため、想定よりも減収額が減少したものの。

租特透明化
法に基づく
適用実態
調査結果

船舶の特別償却

(外航・内航)

- ①租税特別措置法の条項：第 43 条、第 68 条の 16
- ②適用件数：平成 30 年度 48 件
令和元年度 46 件
令和 2 年度 49 件

		<p>③適用総額：平成 30 年度 43,976 百万円 令和元年度 35,107 百万円 令和 2 年度 48,806 百万円</p>
<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>		<p>(外航)</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境負荷低減に係る直接効果は、以下の通りである。 日本商船隊からの CO2 排出量 令和 3 年度：平成 20 年度比 18.7%削減 新造船による NOx 削減 令和 3 年度：平成 22 年度比 22%以上削減 外航海運における日本商船隊の輸送量の確保に寄与 <p>(内航)</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境負荷低減に係る直接効果（令和 3 年度の本租税特別措置利用分）として、 CO2：24 隻の省エネに資する船舶が普及し、約 47,642 万トンの CO2 削減 NOx：新造船について平成 22 年度比 22%の削減
<p>前回要望時の達成目標</p>		<p>(外航)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際海運における CO2、NOx の削減に向けた主導的貢献 CO2：令和 4 年度までに日本商船隊の燃費効率を平成 22 年度比 21%改善する。 NOx：新造船について、平成 22 年度比 22%の削減を行う。 我が国の外航海運の発展を図るため、平成 29 年度時点における過去 6 年間の日本商船隊の輸送比率の平均である 10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する。 先進船舶：令和 4 年までに 86 隻導入する。 <p>(内航)</p> <ul style="list-style-type: none"> 省エネ化、CO2・NOx 排出削減 CO2：年間約 9 万トン CO2 の削減（省エネに資する船舶を年間 70 隻程度の普及）を図る。 NOx：新造船について平成 22 年度比 22%の削減を行う。
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>		<p>【前回要望時からの達成度】</p> <p>(外航)</p> <ul style="list-style-type: none"> CO2 削減：日本商船隊からの CO2 排出量について、令和 3 年度は平成 20 年度比 18.7%削減し、平成 4 年度までに 21%削減する見通し。 NOx 削減：新造船について、令和 3 年度において目標値である平成 22 年度比 22%以上の削減を達成。 輸送比率：我が国商船隊の輸送比率の目標値が約 10%であるところ、令和 3 年度においては 7.4%であった。 先進船舶：令和 3 年は 55 隻導入し、令和 4 年度までに 86 隻の導入を達成する見込み。 <p>(内航)</p> <ul style="list-style-type: none"> CO2：令和 2 年 20 隻 (2.3 万 t-CO2)、令和 3 年 24 隻 (4.8 万 t-CO2) であった。 NOx：新造船について平成 22 年度比 22%の削減を達成。 <p>【目標に達していない場合の理由】</p> <p>(外航)</p>

		<p>・ 輸送比率：新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、世界の海上荷動き量が減少した中、特に日本商船隊が約 8 割の輸送を担っている我が国の原油・鉄鉱石等の輸入量が約 2 割減少したことなどにより、世界の海上荷動き量の減少以上に日本商船隊の輸送量が減少したためと考えられる。</p> <p>(内航)</p> <p>・ CO2：国内貨物輸送量が増えない中、建造のペースが上がらないことが一因と考えられる。</p>
<p>これまでの 要 望 経 緯</p>		<p>(外航)</p> <p>平成 17 年度 縮減・延長（船舶を環境負荷低減型に限定、二重構造タンカーの上乗せ(19/100、18/100)廃止、船員訓練設備（6/100）を除外）</p> <p>平成 19 年度 延長（外航船舶について環境負荷低減設備等の要件を追加）</p> <p>平成 21 年度 縮減・延長（トン数標準税制の適用を受ける法人が取得等をする日本船舶以外の外航船舶に係る償却割合を 16/100（現行 18/100）に引き下げ）</p> <p>平成 23 年度 縮減・延長（経営の合理化に著しく資する外航船舶のうち日本船舶以外のものに係る償却割合を 16/100（現行 18/100）に引き下げ）</p> <p>平成 25 年度 縮減・延長（トン数標準税制の適用を受ける法人及びその子会社が取得等をする船舶を対象から除外、外航船舶について環境負荷低減設備等の要件を追加）</p> <p>平成 27 年度 縮減・延長（対象から総トン数 1 万トン未満の外航船舶を除外、環境負荷低減要件の引き上げ、追加）</p> <p>平成 29 年度 縮減・延長（環境負荷低減要件の引き上げ）</p> <p>平成 31 年度 延長・拡充（先進船舶を外航船舶の特別償却制度の対象に追加、先進船舶の償却割合を日本船舶 20/100、日本船舶以外 18/100 とする）</p> <p>縮減（環境負荷低減船の償却割合を外航日本船舶については 17/100（現行 18/100）、外航日本船舶以外については 15/100（現行 16/100）に引き下げ、環境負荷低減要件の引き上げ）</p> <p>令和 3 年度 縮減・延長（環境負荷低減要件の引上げ、追加）</p> <p>(内航)</p> <p>平成 17 年度 縮減・延長（船舶を環境負荷低減型に限定、二重構造タンカーの上乗せ（19/100、18/100）廃止、船員訓練設備（6/100）を除外）</p> <p>平成 19 年度 延長</p> <p>平成 21 年度 拡充・延長（スーパーエコシップ等の高度環境負荷低減船については 18%）</p> <p>平成 23 年度 縮減・延長（推進効率改良型プロペラ設置必須化等の設備要件見直し）</p> <p>平成 25 年度 縮減・延長（サイドスラスタ設置必須化等の設備要件の見直し）</p> <p>平成 27 年度 縮減・延長（LED 証明器具設置必須化等の設備要件の見直し）</p> <p>平成 29 年度 延長・拡充（内航環境負荷低減船のうち、「航海支援システム」を搭載したものについては 18%</p>

	<p>平成 31 年度 令和 3 年度</p> <p>に引き上げ) 縮減 (バルバスバウまたはバルブレス船型を必須要件化) 延長・縮減 (船首方位制御装置を必須要件化) 延長・縮減 (匿名組合契約等の目的である船舶を対象から除外、300 トン以上 2000 トン未満の船舶に「衛星航法装置 (GPS)」の設置を必須化等の設備要件見直し)</p>
--	--

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設・拡充・延長)

(国土交通省海事局外航課)

項目名	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置 (トン数標準税制) の延長							
税目	法人税							
要望の内容	<p>【制度の概要】 「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた対外船舶運航事業者が、次の船舶に係る利益について、みなし利益課税の適用を受けることができる。</p> <p>① 日本船舶 ② 準日本船舶 (対外船舶運航事業者または本邦船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶) 準日本船舶のみなし利益水準 (100 純トン当たり) は、日本船舶の 1.5 倍。</p> <p>【要望の内容】 本特例措置の適用期限を 5 年間延長する。 (その他「日本船舶・船員確保計画」の認定に係る運用の明確化を図る。)</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法第 59 条の 2 租税特別措置法施行令第 35 条の 2 租税特別措置法施行規則第 21 条の 17 海上運送法第 34 条～第 39 条の 9 海上運送法施行規則第 30 条～第 42 条の 7 海上運送法第 35 条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令</p> <table border="1" data-bbox="885 1232 1476 1400"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>－ 百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>(▲1,300 百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(－ 百万円)</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額	－ 百万円	(制度自体の減収額)	(▲1,300 百万円)	(改正増減収額)	(－ 百万円)
平年度の減収見込額	－ 百万円							
(制度自体の減収額)	(▲1,300 百万円)							
(改正増減収額)	(－ 百万円)							
新設・拡充又は延長を必要	<p>(1) 政策目的 我が国経済・産業の活動を支える日本商船隊 (我が国の外航海運事業者が運航する船舶群) による国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の早期確立を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 東日本大震災等の非常時に備えて、国際海上輸送の確保を図ることが重要である。他国の管轄権の影響を受けず、安定的な国際海上輸送を通じた経済安全保障の中核となる外航日本船舶については、現行トン数標準税制に基づき、着実に増加が図られているところである。現行制度を延長することにより、非常時の国際海上輸送に必要な隻数 (450 隻) を達成する必要がある。</p>							

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策体系における位置付け】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申（平成 19 年 12 月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」）において、経済安全保障の観点から、日本船舶の必要規模は 450 隻とされた。 海洋基本計画（平成 30 年 5 月 15 日閣議決定）において、「日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、トン数標準税制の実施等を通じ、日本船舶・日本人船員を中核とした海上輸送体制の確保を図る」とされた。 <p>【政策評価体系における当該要望措置の位置付け】</p> <p>政策目標 6・・・国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標 19・・・海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p> <p>業績指標 59・・・外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数</p>																	
		政策の達成目標	日本商船隊における日本船舶数を 450 隻とすることを目標とする。																	
		租税特別措置の適用又は延長期間 同上の期間中の達成目標	5 年間（令和 5 年度以降の適用） 日本船舶及び準日本船舶の合計隻数を、5 年間（令和 5 年度以降）で 370 隻程度とすることを目標とする																	
	政策目標の達成状況	<p>日本船舶は平成 29 年度の 237 隻から令和 3 年度までに 273 隻まで増加しており、令和 4 年度には 300 隻程度まで増加する見込みである。</p> <p>なお、令和 4 年度には日本船舶及び準日本船舶の合計隻数は 330 隻程度になる見込みである。</p>																		
	有効性	要望の措置の適用見込み	<p>【適用隻数（見込み）】</p> <p style="text-align: right;">（単位：隻）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本船舶</td> <td>299</td> <td>307</td> <td>316</td> <td>324</td> <td>333</td> </tr> <tr> <td>準日本船舶</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>	年度	5	6	7	8	9	日本船舶	299	307	316	324	333	準日本船舶	30	30	30	30
年度		5	6	7	8	9														
日本船舶	299	307	316	324	333															
準日本船舶	30	30	30	30	30															
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>日本商船隊の中核である日本船舶については、トン数標準税制の導入の効果もあり、これまでの減少基調から増加に転じ、認定事業者による日本船舶の隻数は、トン数標準税制導入時の 77 隻から令和 4 年度末には 290 隻となる見込みである。</p> <p>非常時における国際海上輸送の確保の重要性にかんがみ、トン数標準税制を延長し、「日本船舶・船員確保計画」を令和 5 年度以降も継続することで、早期に 450 隻を確保する必要がある。</p>																			

相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	トン数標準税制（法人住民税、法人事業税）																		
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																		
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																		
	要望の措置の妥当性	本特例措置により、利益の変動が激しい対外船舶運航事業者にとって、毎年の納税額が予見可能となり、高額な船舶投資を安定的・計画的に行うことが可能となるため、政策目的の達成のために効率的な政策手法であり、妥当性を有する。																		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用額</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年</td> <td>7者</td> <td>40,848百万円</td> <td>3,637百万円</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>7者</td> <td>24,757百万円</td> <td>2,601百万円</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>7者</td> <td>110,731百万円</td> <td>25,689百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 認定事業者7社へのアンケート調査に基づき算出</p>				適用件数	適用額	減収額	令和元年	7者	40,848百万円	3,637百万円	令和2年	7者	24,757百万円	2,601百万円	令和3年	7者	110,731百万円	25,689百万円
		適用件数	適用額	減収額																
	令和元年	7者	40,848百万円	3,637百万円																
	令和2年	7者	24,757百万円	2,601百万円																
令和3年	7者	110,731百万円	25,689百万円																	
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>トン数標準税制</p> <p>① 条項：59条の2</p> <p>② 適用件数：4件</p> <p>③ 適用額：11,995,902千円</p>																			
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	日本商船隊の中核である日本船舶については、トン数標準税制の導入の効果もあり、これまでの減少基調から増加に転じ、認定事業者による日本船舶の隻数は、トン数標準税制導入時の77隻から令和4年度末には290隻となる見込みであり、現行制度が有効に活用されている。																			
前回要望時の達成目標	日本船舶及び準日本船舶の合計隻数を、5年間（平成30年度以降）で415隻とすることを目標とする。																			

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>数年前までの海運不況により、各社が船隊規模の縮小を行ったため、準日本船舶が減少し、目標に達しなかった。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>H21年度 日本船舶についてトン数標準税制（5年間）を創設 H24年度 準日本船舶（対外船舶運航事業者の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶）まで課税の特例とする拡充要望 H25年度 準日本船舶まで対象を拡充 H28年度 準日本船舶について、日本の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶まで対象とする拡充要望 H30年度 準日本船舶について、日本の船主が海外子会社を通じて保有する一定の要件を満たした船舶まで対象を拡充</p>	

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(国土交通省 海事局 外航課、内航課)

項 目 名	海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	<p>【制度の概要】 海上運送業に供する一定の船舶を譲渡し、環境負荷低減に資する一定の要件を満たす船舶を新たに取得した場合における譲渡資産譲渡益について、80%の課税繰り延べ。</p> <p>【要望の内容】 本特例措置の適用期限を3年間延長する。</p> <p>【関係条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 租税特別措置法 第 37 条～第 37 条の 4、第 65 条の 7～第 65 条の 9、第 66 条の 6 ・ 租税特別措置法施行令 第 25 条、第 39 条の 7、第 39 条の 14～20 ・ 租税特別措置法施行規則 第 18 条の 5、第 22 条の 11 		
	平年度の減収見込額	-	百万円
	(制度自体の減収額)	(▲110,300 百万円の内数)	
	(改正増減収額)	(- 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

(外航)

外航船舶の調達には多額の資金を要するところ、譲渡船舶の売却益を活用して、環境負荷低減を図りつつ代替を促進し、計画的かつ安定的に日本商船隊（我が国の外航海運事業者が運航する船舶群）の維持・整備を図ることを目的とする。

(内航)

多額の資金を要する船舶の調達において、譲渡船舶の売却益を活用して代替船舶を確保し、我が国の国民生活及び経済活動を支える基幹的輸送インフラである内航海運に係る船舶の更新を促進することで、安定的な輸送サービスの確保を図りつつ、環境負荷の低減を実現することを目的とする。

(2) 施策の必要性

(外航)

四面環海の我が国では、貿易量の 99.5%を海上輸送が占めている。また、外航海運による輸送ネットワークは、我が国製造業の活動のグローバル化の担い手となっている。このように、外航海運は、日本の輸出入や我が国産業界の国際活動を支える基礎インフラである一方、世界の荷動き量に占める日本商船隊による輸送比率が漸次的に低下している状況であり、日本商船隊による安定的な輸送サービスを確保することは極めて重要な課題である。

船舶は、①使用して一定期間を経過すると、経年劣化により修繕費が急増することや、②低燃費、高積載率の新造船の導入により性能が劣後すること等から競争力が低下するため、売却益を活用し、より効率性の高い環境性能に優れた船舶を投入する必要がある。

(内航)

内航海運は国内貨物輸送の約 4 割を担っており、また、臨海部への製造所等の立地集中に即した大量輸送機関として、長期にわたり石油製品、セメント、鉄鋼等の産業基礎物資に係る輸送の約 8 割を担っているなど、我が国経済を支える基幹的な物流産業として重要な役割を担っている。また、離島航路をはじめ国内旅客輸送にとって不可欠な公共交通機関でもあり、我が国経済と国民生活にとって必要不可欠な産業インフラ、ライフラインとして極めて重要な役割を果たしている。

こうした内航海運が基幹的輸送インフラとしての機能を適切に担っていくためには、輸送手段である船舶を、より安全かつ環境の面に優れた船舶に安定的に代替させていくことが重要である。しかしながら、中小規模の事業者がほとんどである内航海運業においては、一般的に大規模な投資を必要とする船舶の代替を安定的に行い、かつ、より環境負荷を低減させる船舶を導入していくことは容易ではない。

一方で、内航海運分野については、国際的に地球温暖化対策を定めた「パリ協定」を踏まえた「地球温暖化対策計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）において、船舶分野の省エネ化が求められており、令和 12 年度までに内航海運からの CO2 排出量 181 万トン CO2 を削減（省エネに資する船舶を 1,080 隻程度普及する）ことが目標とされている。また、「交通政策基本計画」（令和 3 年 5 月 28 日閣議決定）においても「基本方針 C. 災害や疫病、事故など異常時にこそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現」として「目標③運輸部門における脱炭素化等の加速」を行うこととされているところである。

こうした中で、安定的かつ環境性能に優れた内航輸送サービスの提供を確保していく観点から、船舶の代替に際し、既存船舶の譲渡益を活用して新たな船舶を取得することを可能とするため、船舶の譲渡益への課税負担を減じる本特例措置を延長することが必要である。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>(外航)</p> <p>政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p> <p>業績指標：58 日本商船隊の輸送量</p> <p>(内航)</p> <p>政策目標：3 地球環境の保全</p> <p>施策目標：9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p> <p>業績指標：25 環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進によるCO2排出削減量（平成25年度比）</p>
		政策の達成目標	<p>(外航)</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境性能の良い船舶の取得を促進することで、燃費性能の改善等により、我が国の外航海運事業者の国際競争力の強化を図り、安定的な国際海上輸送を確保することとし、令和7年の日本商船隊の輸送量1,100百万トンを目標とする。 CO2削減：令和12年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で40%改善する（排出原単位ベース。設備以外の運航効率化も含む。）。 NOx削減：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%削減する。 <p>(内航)</p> <ul style="list-style-type: none"> CO2削減：令和12年度までに内航海運からのCO2排出量181万トン削減する。（省エネに資する船舶を1,080隻導入） NOx削減：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%の削減をする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	<p>所得税：3年間（令和6年1月1日～令和8年12月31日）</p> <p>法人税：3年間（令和5年4月1日～令和8年3月31日）</p>
	同上の期間中の達成目標	<p>(外航)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年の日本商船隊の輸送量1,100百万トンを目標とする。 国際海運のCO2、NOxの削減に向けた主導的貢献 CO2：令和7年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比27%改善する。 NOx：新造船について平成22年度比22%の削減を行う。 <p>(内航)</p> <ol style="list-style-type: none"> 省エネ化、CO2・NOx排出削減 <ul style="list-style-type: none"> CO2：CO2排出量年間約13万トンの削減（省エネに資する船舶を年間70隻程度普及）を行う。 NOx：新造船について平成22年度比22%の削減を行う。 船舶の代替取得の促進 <ul style="list-style-type: none"> 本税制特別措置が適用される年間代替取得隻数を14隻以上とする。 	

		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>(外航)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本商船隊の輸送量 令和3年度：883 百万トン CO2 排出削減 令和3年度：平成20年度比 18.7%削減 NOx 排出削減 令和3年度：新造船について平成22年度比 22%の削減 <p>(内航)</p> <p>①省エネ化、CO2・NOx 排出削減</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度に導入された環境負荷低減船等の隻数：27 隻 令和2年度に導入された環境負荷低減船等の隻数：20 隻 令和3年度に導入された環境負荷低減船等の隻数：24 隻 内航環境負荷低減船の代替取得等による NOx 排出削減 令和3年度：新造船について平成22年度比 22%削減 <p>②船舶の代替取得数 令和3年度：4 隻（本税制特例措置が活用された船舶数）</p>																				
	<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>(外航)</p> <p style="text-align: right;">(単位：隻数)</p> <table border="1" data-bbox="571 842 1453 1032"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>租税特別措置法第 65 条の 7 適用船舶 (外航日本船舶)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>租税特別措置法第 66 条の 6 適用船舶 (外航日本船舶以外の船舶)</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業者団体調査及び海事局調査に基づき推計</p> <p>(内航)</p> <p style="text-align: right;">(単位：隻数)</p> <table border="1" data-bbox="571 1182 1453 1301"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>租税特別措置法第 65 条の 7 適用船舶 (内航船舶)</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>※過去5年間の新造船隻数、税制特例措置利用状況等を基に各種施策の効果も勘案し推計</p>	年 度	R5	R6	R7	租税特別措置法第 65 条の 7 適用船舶 (外航日本船舶)	0	0	0	租税特別措置法第 66 条の 6 適用船舶 (外航日本船舶以外の船舶)	16	16	16	年 度	R5	R6	R7	租税特別措置法第 65 条の 7 適用船舶 (内航船舶)	11	11	11
年 度	R5	R6	R7																				
租税特別措置法第 65 条の 7 適用船舶 (外航日本船舶)	0	0	0																				
租税特別措置法第 66 条の 6 適用船舶 (外航日本船舶以外の船舶)	16	16	16																				
年 度	R5	R6	R7																				
租税特別措置法第 65 条の 7 適用船舶 (内航船舶)	11	11	11																				
		<p>要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)</p>	<p>(外航)</p> <p>本租税特別措置は、多額の資金を要する外航船舶の調達において、譲渡船舶の売却益を活用し、環境負荷低減を図りつつ代替を促進するものであり、政策目的を達成するための手段として有効である。</p> <p>(内航)</p> <p>本租税特別措置は、多額の資金を要する船舶の調達において、譲渡船舶の売却益を活用した安定的な代替船舶の確保を可能とするものであり、政策目的を達成するための手段として有効である。</p> <p>本特例措置は、昭和 49 年度の創設から約 40 年を経過し、その間、その時々社会的要請を踏まえた観点から見直し等を行っているが、一貫して海運の安全かつ効率的な輸送サービスの確保並びに省エネ・低炭素化に資する船舶の導入促進を支援するとの普遍的な役割を有して今日に至っており、手段として有効である。</p>																				

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>(外航)</p> <p>① 船舶特別償却制度（租税特別措置法第 11 条、第 43 条、第 66 条の 6、第 68 条の 16）</p> <p>② 国際船舶の所有権の保存登記等に係る課税の特例措置（租税特別措置法第 82 条）</p> <p>③ 国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置（地方税法第 349 条の 3 第 5 項、附則第 15 条第 12 項）</p> <p>(内航)</p> <p>① 中小企業投資促進税制（租税特別措置法第 10 条の 3、第 42 条の 6、第 68 条の 11）</p> <p>② 船舶特別償却制度（租税特別措置法第 11 条、第 43 条、第 66 条の 6、第 68 条の 16）</p> <p>③ 内航船舶に対する固定資産税の課税標準の特例（地方税法第 349 条の 3 第 6 項）</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>(外航)</p> <p>本租税特別措置により、多額の資金を要する外航船舶の調達において、譲渡船舶の売却益を活用して、環境負荷低減を図りつつ、代替を促進する制度であり、政策目的を実現するために有効な手段である。</p> <p>また、本租税特別措置は課税の繰延べあり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担も小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。</p> <p>さらに、国の補助金による支援措置は、WTO サービス貿易一般協定（内国民待遇※）に抵触するおそれがあることから、本租税特別措置による支援が妥当である。</p> <p>※他の加盟国のサービス提供者に対し、自国の同様のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。</p> <p>(内航)</p> <p>本租税特別措置は課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は小さく、必要最低限の措置として妥当性を有する。</p> <p>また、予算上の措置による支援のみでは財政上の制約から対象事業者や対象設備が限定され、内航海運全体の環境負荷低減船舶への投資促進効果が小さくなること、単年度の支援制度となり、年度途中の様々な事情による船舶建造に機動的に対応できないことなどから政策目的に対する手段として十分とは言えないため、本租税特別措置による支援が妥当である。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

(外航)

(1) 租税特別措置法第 65 条の 7 適用船舶 (外航日本船舶)

(金額の単位: 百万円)

年 度	R 1	R 2	R 3
適用数	0 (1)	0 (0)	1 (0)
減収額	0 (195)	0 (0)	42 (0)

※事業者団体及び海事局調査に基づくもの。

※ () は、前回及び前々回時に見込んだ数字 (拡充・縮減を含む)

(2) 租税特別措置法第 66 条の 6 適用船舶 (外航日本船舶以外の船舶)

(金額の単位: 百万円)

年 度	R 1	R 2	R 3
適用数	21 (17)	17 (12)	22 (12)
減収額	5,325 (3,314)	1,923 (2,835)	5,646 (2,835)

※事業者団体及び海事局調査に基づくもの。

※ () は、前回及び前々回時に見込んだ数字 (拡充・縮減を含む)

(内航)

(金額の単位: 百万円)

年 度	R 1	R 2	R 3
適用数	11 (16)	10 (16)	4 (16)
減収額	430 (516)	223 (516)	55 (516)

※海事局調査に基づく。

※ () は、前回及び前々回時に見込んだ数字 (拡充・縮減を含む)

【前回要望時の減収見込額と実績の乖離】

(外航)

新造による船舶の買換が多かったことにより、減収額が要望時の見込みよりも大きくなっている。

(内航)

新規建造数の減少により本特例措置活用隻数が減少したため、想定よりも減収額が減少したものの。

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (日本船舶から日本船舶への買換え)

(外航・内航)

① 租税特別措置法の条項: 第 43 条、第 68 条の 16

② 適用件数: 平成 30 年度 43 件の内数
令和元年度 42 件の内数
令和 2 年度 38 件の内数

③ 適用額: 平成 30 年度 6,127,276 (千円) の内数
令和元年度 6,311,682 (千円) の内数
令和 2 年度 4,401,532 (千円) の内数

	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>(外航)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外航海運における日本商船隊の輸送量の確保に寄与。 ・環境負荷低減に係る直接効果は、以下の通りである。 日本商船隊からの CO2 排出量 令和3年度：平成20年度比 18.7%削減 新造船による NOx 削減 令和3年度：平成22年度比 22%以上の削減を達成 <p>(内航)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷低減に係る直接効果は以下のとおりである。 環境負荷低減船等の導入隻数 令和3年度：24隻
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>(外航)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際海運の CO2、NOx の削減に向けた主導的貢献 CO2：令和4年度までに日本商船隊の燃費効率を平成20年度比で 21%改善する。 NOx：新造船について 22%の削減を行う（平成22年度比） ・我が国の外航海運の発展を図るため、平成29年度時点における過去6年間の日本商船隊の輸送比率の平均である 10%を元に、引き続きその輸送比率を維持する。 <p>(内航)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2削減：令和12年度までに内航海運からの CO2 排出量 181万トン削減（省エネに資する船舶を 1,080 隻普及）を図る。 ・NOx削減：新造船について、平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比 20%削減）を上回る 22%の削減を行う。 ・船舶の代替取得の促進 本税制特例措置が適用される年間代替取得隻数を 14 隻以上とする。
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>(外航)</p> <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2削減：日本商船隊からの CO2 排出量の平成20年度比 20.8%削減。令和4年度までに 21%削減を達成する見込み。 ・NOx削減：新造船について、目標値である平成22年度比 22%以上の削減を達成。 ・輸送比率：日本商船隊の輸送比率は 7.4%に留まり、目標値である 10%に届かなかった。 <p>【目標に達していない場合の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送比率 新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、世界の海上荷動き量が減少した中、特に日本商船隊が約8割の輸送を担っている原油・鉄鉱石等の輸入量が約2割減少したことなどにより、世界の海上荷動き量の減少以上に我が国商船隊の輸送量が減少したため。 <p>(内航)</p> <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ化、CO2・NOx 排出削減 環境負荷低減船等の隻数は 24 隻であり、目標に届かなかったが、内航環境負荷低減船の代替取得等による NOx 排出削減については対平成22年度比 22%削減を達成している。

		<p>・船舶の代替取得数 令和2年度の本税制特例措置適用隻数：10隻 令和3年度の本税制特例措置適用隻数：4隻 目標値である14隻には届かなかった。</p> <p>【目標に達していない場合の理由】 前回要望時の「本税制特例措置が適用される年間代替取得隻数を14隻以上とする」という目標に対して、令和3年度の取得隻数は4隻であったが、事業者の財務状況及び船舶の建造サイクルにより当該特例措置を活用する状況になかったこと等が考えられる。</p>
<p>これまでの 要望経緯</p>		<p>(外航)</p> <p>昭和49年度 創設 平成23年度 延長(環境負荷低減設備等の要件を追加) 平成26年度 縮減・延長(譲渡資産を船齢25年未満(作業船は船齢45年未満)に限定、環境負荷低減要件設備等の要件を追加) 平成29年度 縮減・延長(トン数標準税制認定事業者及びその海外子会社が所有する船舶の適用除外) 令和2年度 延長(買換資産の船齢が法定耐用年数以下のものに限定)</p> <p>(内航)</p> <p>昭和49年度 創設(船舶→船舶) 昭和50年度 延長 昭和55年度 延長 昭和59年度 拡充(船舶→減価償却資産) 昭和60年度 延長 平成2年度 延長 平成8年度 延長 平成11年度 拡充(内航：船腹調整事業→内航海運暫定措置事業への移行に伴う見直し) 平成17年度 拡充(内航海運業に係る参入規制：許可制→登録制) 平成18年度 縮減・延長(新造船又は環境負荷低減船に限定) 平成23年度 縮減・延長(船舶→減価償却資産の廃止、中古船舶の船齢要件厳格化、新造船に環境要件付加) 平成26年度 縮減・延長(譲渡資産の船齢要件厳格化、環境要件の追加) 平成29年度 縮減・延長(2,000トン以上の船舶に係る環境要件厳格化) 令和2年度 縮減・延長(買換資産の船齢を法定耐用年数以下に限定)</p>

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省 港湾局 技術企画課）

項目名	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置の延長		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	<p>【制度の概要】 船齢 35 年未満の作業船を譲渡し、新たに作業船（船齢が耐用年数以内であって、海防法の規定による窒素酸化物の放出基準の 78/80 を満たしている原動機を有するものに限る）を取得した場合、譲渡益の 80% の圧縮記帳を可能とする特例措置。</p> <p>【要望の内容】 所得税：令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日（3 年間の延長） 法人税：令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日（3 年間の延長）</p> <p>【関係条文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法 第 37 条～第 37 条の 4、第 65 条の 7～第 65 条の 9 ・租税特別措置法施行令 第 25 条～第 25 条の 3、第 39 条の 7 ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 19 条の 3 ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令 第 11 条の 7 		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	-	百万円 (110,300 百万円 の内数) (- 百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>政策目的</p> <p>老朽化が進む作業船の買換えを促進することで、港湾整備等にかかる環境負荷の低減を図る。</p> <p>また、円滑な港湾整備等の促進や大規模災害発生時における災害復旧の円滑な実施能力の強化を図る。</p> <p>施策の必要性</p> <p>1997年に採択されたマルポール条約附属書 において、作業船を含む船舶から放出される排出ガスによる大気汚染の防止のための規制が定められており、我が国では海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」という。）において、窒素酸化物（NOx）の排出規制が平成 17 年から設けられ、平成 22 年には更なる規制強化の措置が行われている。</p> <p>我が国の作業船は、海防法により Nox の放出基準が定められる前に建造された船が 80% を占めているが、民間の自助努力のみによって、環境負荷の低い作業船への代替を進め、国内外の社会的要請に的確に対応することは困難であるところ、本租税特別措置によって作業船の買換えを促進することが、地球環境の保全を図るために必要である。</p> <p>他方、作業船は、国際コンテナ戦略港湾等をはじめとする我が国の経済産業を支える港湾整備のみならず、港湾施設の災害復旧や老朽化対策等を行う上でも不可欠である。</p> <p>しかしながら、作業船保有企業の 90% 以上は中小企業であり、厳しい経営環境から作業船の買換えが進んでおらず、老朽化を原因とする事故やトラブルが発生している。このため、円滑な港湾整備や災害復旧の実施環境の確保の観点でも、老朽船の買換えを促進することが必要である。</p> <p>なお、これらの取組は、極めて公益性が高く、特定の地域の利益に留まらないため、政府の関与が必要である。</p>
--------------------------	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（令和2年3月13日告示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾の開発等に当たっては、生物多様性及び人が豊かな自然と触れ合う場の確保を考慮し、港湾及びその周辺の大気環境に与える影響を計画の策定に際して評価するとともに、その実施に当たっても広域的かつ長期的な観点に立って、これらの環境への影響の回避・低減に努める。 <p>経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和4年6月7日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の成長と国民生活を支えるサプライチェーンの強化や観光等による地域活性化に向けた環境整備のため、（中略）港湾（中略）の物流・人流ネットワークの早期整備・活用（中略）に取り組む。 <p>新しい資本主義 フォローアップ（2022年）（令和4年6月7日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症等による社会経済情勢の変化にも対応し、経済成長を支えるため（中略）国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図る（後略）。 <p>国土強靱化年次計画 2022（令和4年6月21日国土強靱化推進本部決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、（中略）等により多様な情報収集、提供手段の確保に向けた取組を推進する。 ・港湾、空港の施設の耐震化、液状化対策、（中略）等、交通インフラそのものの強化を進める。 <p>第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時における円滑な航路啓開・災害復旧等を可能とするため全国各地に作業船を保有できるような環境を整備 <p>（政策評価体系における位置づけ）</p> <p>政策目標 3 地球環境の保全 施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p>
		政策の達成目標	作業船の買換えを促進することにより、NOx 排出量を削減し、環境負荷の低減を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	<p>所得税：3年間（令和6年1月1日～令和8年12月31日）</p> <p>法人税：3年間（令和5年4月1日～令和8年3月31日）</p>
同上の期間中の達成目標	<p>既存作業船の買換えにより、NOx 排出量を令和5年度から令和7年度までの3年間で672t 削減する。</p>		

	政策目標の達成状況	既存作業船の買換えによる NOx 排出量の削減量 ・令和2年度(実績) : NOx174t ・令和3年度(実績) : NOx160t ・令和4年度(見込) : NOx158t														
	要望の措置の適用見込み	(単位:隻数)														
		年 度	R 5	R 6	R 7											
		租税特別措置法第 65 条の 7 適用船舶(作業船)	22	16	11											
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本租税特別措置によりキャッシュフローが確保され、作業船建造の初期投資負担が大幅に軽減されることから、海防法の放出基準に適合した環境性能が高い作業船への買換えが促進されることで、環境負荷が低減される。 また、作業船の老朽化を原因とする事故やトラブルの解消が図られ、港湾整備等の効率性向上と安全確保、防災対策等の強化も図られる。														
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	-														
	予算上の措置等の要求内容及び金額	国庫補助である省エネルギー・需要構造転換支援事業について、所管の資源エネルギー庁にて要求されているところ。(令和5年度予算要求額:360億円)														
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置の対象は、省エネルギーへの取り組みのうち、「技術の普及可能性・先端性」、「省エネルギー効果」を踏まえ政策的意義の高いものと認められる設備導入費に限って補助されるものである。 一方、本租税特別措置は、一般に普及している環境性能の高い作業船の買換え等を促進することにより環境負荷の低減を図るものであり、広く一般的に活用できる制度である。														
	要望の措置の妥当性	本租税特別措置は、課税の繰り延べであり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担額は少なく、また、建設業等を営んでいれば利用できる制度であり、事業者が広く利用できる制度であるため、本租税特別措置による支援が妥当である。														
用実績と効果に関連する事項	これまでの租税特別措置の適用実績	(金額の単位:百万円) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>年 度</td> <td>R 1</td> <td>R 1</td> <td>R 1</td> </tr> <tr> <td>適用数</td> <td>10 (30)</td> <td>7 (15)</td> <td>6 (15)</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>178 (420)</td> <td>171 (207)</td> <td>184 (207)</td> </tr> </table> () は、前回及び前々回時に見込んだ数字 【前回要望時の減収見込額と実績の乖離】 買換え隻数は概ね見込みどおりであったが、売却益がゼロ又は極めて少額であり、結果的に本租税特別措置を利用出来ない等の事情があったため。			年 度	R 1	R 1	R 1	適用数	10 (30)	7 (15)	6 (15)	減収額	178 (420)	171 (207)	184 (207)
年 度	R 1	R 1	R 1													
適用数	10 (30)	7 (15)	6 (15)													
減収額	178 (420)	171 (207)	184 (207)													

	<p>租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果</p>	<p>特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（日本船舶から日本船舶への買換え）</p> <p>租税特別措置法の条項：65条の7～65条の9、第68条の78～第68条の80</p> <p>適用件数：平成30年度 43件の内数 令和元年度 42件の内数 令和2年度 38件の内数</p> <p>適用額：平成30年度 6,127,276（千円）の内数 令和元年度 6,311,682（千円）の内数 令和2年度 4,401,532（千円）の内数</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>本租税特別措置により、作業船建造の初期投資負担が大幅に軽減されたことから、環境性能が高い作業船への買換えが促進され、環境負荷が低減している。</p> <p>また、老朽化を原因とする事故やトラブルの解消が図られ、港湾整備等の効率性向上と安全確保、防災対策等の強化も図られている。</p> <p>なお、環境負荷低減に係る直接効果として、これまで1,783tのNOx排出量削減が図られてきた。この排出量削減は将来に渡って環境負荷の低減に資するものであり、地球環境保全のための手段として有効である。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>既存作業船の買換えにより、NOx排出量を令和2年度から令和4年度までの3年間で700t削減</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>適用実績及び適用見込みでは、NOx排出量は令和2年度から492tの削減となる見込みである。</p> <p>目標に達していない理由 買換え隻数は概ね見込みどおりであったが、目標のNOx削減量は過去の実績から一隻あたりの平均値を算出し計上していたところ、実際買換えのあった船種が見込みと異なり、NOx削減寄与率が低い船種が多かった等の事情があったため。</p> <p>しかし、作業船の買換えを促進し、環境負荷の低減と港湾整備等の円滑な実施を図るため、引き続き本特例を措置する必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成26年度 創設 平成29年度 延長 令和2年度 延長</p>

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設・拡充・延長)

(国土交通省航空局航空局航空ネットワーク部 航空戦略室・首都圏空港課)

項 目 名	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長		
税 目	所得税・法人税		
要 望 の 内 容	<p>【制度の概要】 個人または法人が公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下「騒防法」という。）第 9 条第 1 項に規定する第二種区域内及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（以下「特騒法」という。）第 4 条第 1 項に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある事業用資産について、土地等を当該区域外の土地等と買換え等した場合の譲渡所得の課税の特例措置。</p> <p>【要望の内容】 令和 2 年度以降に新たに指定された区域については現行通り圧縮率を 80% としたうえで、特例措置の期限を延長する。</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法 第 37 条第 2 号イ・ロ、第 37 条の 4、 第 65 条の 7 第 2 号イ・ロ、第 65 条の 8、 第 65 条の 9、第 68 条の 79、第 68 条の 80</p>		
容	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	-	百万円 (▲110,300 百万円の内数) (百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 第二種区域（騒防法）及び航空機騒音障害防止特別地区（特騒法）の住民の移転を促進することにより、当該住民の生活の安定及び福祉の向上を目指し、周辺地域との調和ある発展を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 航空機騒音による障害が著しい空港周辺の住民の騒音障害を解消するため、第二種区域（騒防法）及び航空機騒音障害防止特別地区（特騒法）について、当該区域内の住民の移転を促進することで騒音障害を受ける住民を減らす必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策評価体系における位置付け ・政策目標 6「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」 ・施策目標 24「航空交通ネットワークを強化する」
		政策の達成目標	(特定飛行場) 飛行場周辺に残存する移転対象約 1100 件の移転をできる限り促進する。 (成田国際空港) 成田国際空港周辺に残存する移転対象約 1360 件の移転をできる限り促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	(所得税) 3年間(令和6年1月1日～令和8年12月31日) (法人税) 3年間(令和5年4月1日～令和8年3月31日)
		同上の期間中の達成目標	(特定飛行場) 令和5年度から令和7年度までの移転見込み 約 10 件 (成田国際空港) 令和5年度から令和7年度までの移転見込み 約 300 件
	有効性	政策目標の達成状況	(特定飛行場) 過去3年間の移転件数：11件 (令和元年度：8件、令和2年度：1、令和3年度：2件) (成田国際空港) 過去3年間の移転件数：24件(令和元年度：4件、令和2年度：0件、令和3年度：20件)
		要望の措置の適用見込み	(特定飛行場) 令和5年度：一件 令和6年度：一件 令和7年度：一件 (成田国際空港) 令和5年度：12件 令和6年度：12件 令和7年度：12件
	相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置は、第二種区域（騒防法）及び航空機騒音障害防止特別地区（特騒法）内から外に移転する際に譲渡する土地等の譲渡益に係る税負担の軽減を図るものであることから、本措置により、地区内の住民の移転が促進され、空港周辺の騒音被害の解消が図られる。
		当該要望項目以外の税制上の措置	なし

		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>(予算上の措置等の要求内容) 建物等の移転補償及び土地の買入れ等に要する経費</p> <p>(令和5年度要求) 移転補償等事業 600百万円</p>																																
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>移転補償事業により、事業用資産を国に譲渡して第二種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)外に買換え等を行う場合、当該資産の譲渡益に課税された場合には、当該補償金による移転促進効果が減殺されることから、同区域の地域での買換え資産の取得を容易にするため、本措置により譲渡益に係る所得税又は法人税の一時的な負担を軽減することが重要である。</p>																																
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>第2種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)からの移転については、騒防法第9条第1項及び特騒法第9条第1項において、特定飛行場又は特定空港の設置者による移転補償が規定されている等、政策体系の中で優先度の高いものとして明確に位置づけられている。</p> <p>本措置の内容は、直接的な減免ではなく課税の繰延であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等と比して国庫への負担が少なく、移転補償事業に伴う事業用資産の買換え等について、当該資産の譲渡益に係る課税の繰り延べによる一時的な負担を軽減することで、移転補償事業の促進を図るものであるため、政策目的を実現する手段としての的確であり、適切かつ必要最低限の措置である。</p>																																
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>(特定飛行場) (単位：(適用件数)件、(適用額、減収額)百万円)</p> <table border="1" data-bbox="552 1205 1477 1451"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>適用件数</th> <th>適用額</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1 (2)</td> <td>79 (434)</td> <td>15 (100)</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>0 (1)</td> <td>0 (217)</td> <td>0 (50)</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1 (1)</td> <td>176 (217)</td> <td>33 (50)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(成田国際空港) (単位：(適用件数)件、(適用額、減収額)百万円)</p> <table border="1" data-bbox="552 1547 1477 1794"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>適用件数</th> <th>適用額</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>0 (1)</td> <td>0 (217)</td> <td>0 (50)</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>0 (10)</td> <td>0 (2170)</td> <td>0 (500)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※前回要望時の適用件数及び減収額については、括弧内のおりである。</p> <p>適用数が当初に見込んだ件数に至らなかったが、成田国際空港周辺の新区域については今後一定数の適用が見込まれる</p>	年度	適用件数	適用額	減収額	令和元年度	1 (2)	79 (434)	15 (100)	令和2年度	0 (1)	0 (217)	0 (50)	令和3年度	1 (1)	176 (217)	33 (50)	年度	適用件数	適用額	減収額	令和元年度	0 (0)	0 (0)	0 (0)	令和2年度	0 (1)	0 (217)	0 (50)	令和3年度	0 (10)	0 (2170)	0 (500)
年度	適用件数	適用額	減収額																																
令和元年度	1 (2)	79 (434)	15 (100)																																
令和2年度	0 (1)	0 (217)	0 (50)																																
令和3年度	1 (1)	176 (217)	33 (50)																																
年度	適用件数	適用額	減収額																																
令和元年度	0 (0)	0 (0)	0 (0)																																
令和2年度	0 (1)	0 (217)	0 (50)																																
令和3年度	0 (10)	0 (2170)	0 (500)																																
		<p>租特透明化法に基づく</p>	<p>令和2年度適用実態調査結果 ①租税特別措置法の条項： 第65条の7～第65条の9 第68条の79～第68条の80</p>																																

	適用実態 調査結果	<p>②適用件数 平成30年度： 2件 令和元年度： 1件 令和2年度： 3件</p> <p>③適用総額 平成30年度： 11百万円 令和元年度： 79百万円 令和2年度： 968百万円</p> <p>※うち、航空機騒音障害防止法及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法に基づくものは、令和元年度に1件。 (買換特例の申請に必要な内外証明書の発行が有るため)</p>
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	本措置により、第二種区域(騒防法)及び航空機騒音障害防止特別地区(特騒法)の住民の生活の安定及び福祉の向上並びに空港の周辺地域との調和ある発展に寄与した。
	前回要望時の達成目標	<p>(特定飛行場) 令和2年度から令和4年度までの移転見込み 約30件</p> <p>(成田国際空港) 令和2年度から令和4年度までの移転見込み 約300件</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>(特定飛行場) 令和2年度から令和4年度までの移転見込み 約7件</p> <p>(成田国際空港) 令和2年度から令和4年度までの移転見込み 約100件</p> <p>申請者との丁寧な話し合いの中での双方の諸事情によるもの</p>
これまでの要望経緯	<p>昭和44年度 創設(6年間) 平成13年度 5年間延長</p> <p>昭和50年度 5年間延長 平成18年度 5年間延長</p> <p>昭和55年度 5年間延長 平成23年度 3年間延長</p> <p>昭和60年度 5年間延長 平成26年度 3年間延長</p> <p>平成元年度 1年間延長 平成29年度 3年間延長</p> <p>平成3年度 5年間延長 令和2年度 3年間延長(一部縮減)</p> <p>平成8年度 5年間延長</p>	

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(国土交通省観光庁参事官室)

項 目 名	I R 税制の具体化に係る所要の措置														
税 目	—														
要 望 の 内 容	<p>I R に関する税制について、令和 4 年度税制改正大綱に基づき、具体化する。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">—</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">百万円</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: center;">(—</td> <td style="text-align: right;">百万円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td style="text-align: center;">(—</td> <td style="text-align: right;">百万円)</td> <td></td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円		(制度自体の減収額)	(—	百万円)		(改正増減収額)	(—	百万円)	
平年度の減収見込額	—	百万円													
(制度自体の減収額)	(—	百万円)													
(改正増減収額)	(—	百万円)													
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号）に基づき、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための拠点施設である I R の整備を推進することにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現する。</p> <p>(2) 施策の必要性 I R は国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するものであり、訪日外国人旅行者数の増加、旅行消費額の拡大などによって、地域経済へ波及効果をもたらし、観光先進国の実現にも大きく寄与するものである。そのため、令和 4 年度与党税制改正大綱に基づき、I R に関する税制について具体化する必要がある。</p>														

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標20 観光立国を推進する
		政策の達成目標	税制について具体化し、IRの整備を推進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	IRは国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するものであり、訪日外国人旅行者数の増加、旅行消費額の拡大などによって、地域経済へ波及効果をもたらし、観光先進国の実現にも大きく寄与するものである。本措置により、IR整備が推進されるとともに、IR事業の国際競争力を確保できる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	税制上の取扱いについて具体化を図るものであり、予算その他の措置によって手当てすることはできない。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	令和3年度 IR事業の円滑な実施に向けた税制上の取扱いの明確化 令和4年度 IR税制の具体化に係る所要の措置	

（国土交通省 国土政策局 離島振興課）

項目名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長										
税目	所得税、法人税										
要望の内容	<p>【要望】 離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣（総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）が指定する地区における、法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る設備投資について、割増償却制度（5年間、償却限度額：機械・装置にあつては普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物にあつては普通償却限度額の48%）の適用期限を2年間（令和7年3月31日まで）延長する。 そのほか、所要の措置を講ずる。</p> <p>【現行制度】 1．製造業・旅館業 （1）対象 資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 （2）取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が以下に示す下限値以上である場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">資本金の規模</td> <td style="text-align: center;">5,000 万円以下</td> <td style="text-align: center;">5,000 万円超 1 億円以下</td> <td style="text-align: center;">1 億円超</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取得価額</td> <td style="text-align: center;">500 万円以上</td> <td style="text-align: center;">1,000 万円以上</td> <td style="text-align: center;">2,000 万円以上</td> </tr> </table> <p>2．農林水産物等販売業・情報サービス業等 （1）対象 資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 （2）取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が 500 万円以上である場合</p> <p>【関係条文】 ・ 離島振興法第 19 条 （所得税）租税特別措置法第 12 条第 4 項柱書及び表第 3 号 租税特別措置法施行令第 6 条の 3 第 14 項第 3 号、第 15 項第 3 号、第 22 項、第 23 項及び第 26 項 租税特別措置法施行規則第 5 条の 13 第 9 項及び第 10 項</p>			資本金の規模	5,000 万円以下	5,000 万円超 1 億円以下	1 億円超	取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上
資本金の規模	5,000 万円以下	5,000 万円超 1 億円以下	1 億円超								
取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上								

	<p>(法人税) 租税特別措置法第 45 条第 3 項柱書及び表第 3 号 租税特別措置法施行令第 28 条の 9 第 15 項第 3 号、第 16 項第 3 号、 第 23 項、第 24 項及び第 27 項 租税特別措置法施行規則第 20 条の 16 第 9 項及び第 10 項</p> <table border="1" data-bbox="874 315 1487 490"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>(400 百万円 の内数)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	百万円	(制度自体の減収額)	(400 百万円 の内数)	(改正増減収額)	(百万円)
平年度の減収見込額	百万円						
(制度自体の減収額)	(400 百万円 の内数)						
(改正増減収額)	(百万円)						
<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>政策目的</p> <p>離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化の進展など、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。</p> <p>そのため、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることにより、離島における人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る。</p> <p>施策の必要性</p> <p>政策目標である人口減少傾向の改善を図るためには、社会減による人口流出・人口減少が続く離島において、産業活動の活性化及び雇用の維持等の人口減少を最小限度に防止することに結びつく施策を行うことが必要である。離島の特産物等、離島ならではの特性を生かした地域経済の活性化を底支えしている製造業及び農林水産物等販売業、また離島の交流人口の増加の重要な位置付けである旅館業並びに成長産業であり、輸送コストの影響を受けにくい情報サービス業等は、それぞれの業種が離島にとって重要な産業である。</p> <p>ほぼ全ての地域において産業の振興に関する計画が策定され、本税制特例措置を活用した民間投資も増加傾向で推移してきた。しかしながら、離島の人口推移、就業者増減率等の指標は依然として厳しい状況を示している。この点、離島にとって重要な前述の産業の振興を図るため、地域内の事業者による投資促進を通じた内発的発展と地域外からの投資の呼び込みを促す必要があり、その効果的な手段である本特例措置が引き続き必要である。</p>						

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標 10...国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標 39...離島等の振興を図る 業績指標 108...離島等の総人口</p>
	合理性	<p>政策の達成目標</p> <p>離島振興対策実施地域の令和7年度末の人口を315千人以上とする。</p>
	合理性	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）</p>
	合理性	<p>同上の期間中の達成目標</p> <p>離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。 離島振興対策実施地域の人口 令和2年度：349千人 令和6年度：目標値321千人 平成30年度末～令和2年度末の離島振興対策実施地域の人口減少率の平均を乗じて算出した令和7年度末の当該地域の人口推計値は315千人である。そのため、人口減少を最小限度に阻止するという観点から、目標値をその値以上とする。</p>
	合理性	<p>政策目標の達成状況</p> <p>離島地域では、高齢化の進展と人口流出による人口減少が続いており、令和3年度の人口は344千人であった。</p>
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>地方公共団体が策定した産業の振興に関する計画に記載された設備投資の件数等から、以下のとおりの適用を見込んでいる。</p> <p>令和4年度 36件 令和5年度 41件 令和6年度 37件</p> <p>関係都道府県へ調査した令和4年度見込みの件数。それをもとに令和5年度、令和6年度の見込みを算出した。 継続の件数も含む。</p>
	<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象に設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで、地域内外からの投資が活発化し、就業機会の確保・人口減少傾向の改善に貢献することが見込まれている。</p>
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の措置</p>	<p>地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置 （減収補填：事業税、不動産取得税及び固定資産税） （関係法令）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島振興法第20条 ・離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に

		<p style="text-align: center;">伴う措置が適用される場合等を定める省令</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> <p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>公共事業予算の一括計上 44,097 百万円 離島活性化交付金 1,552 百万円 離島振興調査費 160 百万円 (令和5年度概算要求額)</p> </td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>離島振興に係る予算上の措置は、主に国、地方公共団体等が水産基盤や道路等の社会基盤整備、海上輸送費の軽減、観光の推進等を行うものである。また、企業誘致に関しては令和5年度概算要求しているが、これは事業者に対する直接支援ではなく、企業誘致を促進する自治体向けの支援措置であり、誘致のための素地を培うものである。</p> <p>それに対して、本特例措置は、事業者に対し、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進することで、経済の活性化及び就業機会の確保を図ることを目的として実施するものであり、支援目的が異なることから、両者の間に代替性はないばかりか、むしろ予算・税制が一体となって効果を発揮するものである。</p> <p style="margin-top: 10px;">要望の措置の妥当性</p> <p>隔絶性、遠隔性、狭小性等の条件不利性を抱える中、各種産業活動を活性化させるため、法人や個人の設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要であることから、これを実現する施策として、当該措置が妥当である。</p> <p>離島振興対策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や離島活性化交付金等の非公共事業等を行っているが、これらは主に行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担はなされている。</p> <p>また、特例措置の対象を全業種としているものでなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。</p>	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>公共事業予算の一括計上 44,097 百万円 離島活性化交付金 1,552 百万円 離島振興調査費 160 百万円 (令和5年度概算要求額)</p>														
<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>公共事業予算の一括計上 44,097 百万円 離島活性化交付金 1,552 百万円 離島振興調査費 160 百万円 (令和5年度概算要求額)</p>																	
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 20%;">適用件数</th> <th style="width: 20%;">適用額 (百万円)</th> <th style="width: 20%;">減収額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年</td> <td style="text-align: center;">26 (20)</td> <td style="text-align: center;">65 (54)</td> <td style="text-align: center;">15 (12)</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td style="text-align: center;">26 (25)</td> <td style="text-align: center;">58 (99)</td> <td style="text-align: center;">13 (23)</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td style="text-align: center;">32 (28)</td> <td style="text-align: center;">57 (94)</td> <td style="text-align: center;">13 (21)</td> </tr> </tbody> </table> <p>「適用件数」及び「適用額」は関係都道県への調査での確認書をもとに算出。</p> <p>「減収額」は上記適用額に各年度の法人税率を乗算した。 ()内は、前回要望時の適用見込値</p> <p>【計算式】 令和元年：適用額×23.2% (法人税率) = 減収額 令和2年：適用額×23.2% (法人税率) = 減収額 令和3年：適用額×23.2% (法人税率) = 減収額</p>		適用件数	適用額 (百万円)	減収額 (百万円)	令和元年	26 (20)	65 (54)	15 (12)	令和2年	26 (25)	58 (99)	13 (23)	令和3年	32 (28)	57 (94)	13 (21)
	適用件数	適用額 (百万円)	減収額 (百万円)															
令和元年	26 (20)	65 (54)	15 (12)															
令和2年	26 (25)	58 (99)	13 (23)															
令和3年	32 (28)	57 (94)	13 (21)															

	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>< 令和2年度調査結果 > 租税特別措置法の条項 第45条 適用件数及び適用総額</p> <table border="1" data-bbox="624 365 1251 539"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>12件</td> <td>45百万円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>8件</td> <td>30百万円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>8件</td> <td>42百万円</td> </tr> </tbody> </table>		適用件数	適用総額	平成30年度	12件	45百万円	令和元年度	8件	30百万円	令和2年度	8件	42百万円
	適用件数	適用総額												
平成30年度	12件	45百万円												
令和元年度	8件	30百万円												
令和2年度	8件	42百万円												
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置は、離島振興において特に重要な業種に係る設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで、地域内外からの投資が活発化し、就業機会の確保・人口減少傾向の改善に貢献することが考えられる。</p>												
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>令和4年度の離島振興対策実施地域の人口を336千人以上とする。</p>												
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和2年度の人口は348千人であり、令和4年度の目標値は達成できる見込みであるが、高齢化の進展と若年層の流出による人口減少に歯止めがかかっていない状況である。</p>												
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成5年度 製造業及び旅館業について要望(製造業のみ) 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加) 平成11年度 適用期限の2年延長 平成13年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成15年度 適用期限の2年延長 拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外) 平成17年度 適用期限の2年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 拡充(取得価格要件を2,500万円超から2,000万円超に引下げ) 平成21年度 適用期限の2年延長 平成23年度 適用期限の2年延長 拡充(情報サービス業を追加) 除外(農林水産物等販売業を除外) 平成25年度 割増償却への改組 拡充(農林水産物等販売業を追加)</p>												

	<p>拡充（取得価額用件を2,000万円超から500万円以上に引下げ（資本規模により異なる））</p> <p>拡充（旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区に拡充）</p> <p>平成27年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成29年度 適用期限の2年延長</p> <p>令和元年度 適用期限の2年延長</p> <p>令和3年度 適用期限の2年延長</p>
--	--

項 目 名	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長										
税 目	所得税、法人税										
要 望 の 内 容	<p>【要望】 奄美群島のうち、奄美群島振興開発特別措置法第 11 条第 1 項及び第 8 項の規定に基づき市町村が作成する産業振興促進計画を主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が認定した地区における、法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5 年間、償却限度額：機械・装置にあっては普通償却限度額の 32%、建物・附属設備、構築物にあっては普通償却限度額の 48%）の適用期限を 1 年間（令和 6 年 3 月 31 日まで）延長する。</p> <p>【現行制度】 1．製造業・旅館業 (1) 対象 資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 (2) 取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が以下に示す下限値以上である場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">資本金の規模</td> <td style="text-align: center;">5,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">5,000万円超 1億円以下</td> <td style="text-align: center;">1億円超</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取得価額</td> <td style="text-align: center;">500万円以上</td> <td style="text-align: center;">1,000万円以上</td> <td style="text-align: center;">2,000万円以上</td> </tr> </table> <p>2．農林水産物等販売業・情報サービス業等 (1) 対象 資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 (2) 取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が500万円以上である場合</p> <p>【関係条文】 ・奄美群島振興開発特別措置法第11条第 1 項及び第 8 項 (所得税) 租税特別措置法第12条第 4 項柱書及び表第 4 号 租税特別措置法施行令第 6 条の 3 第14項第 4 号、第15項第 4 号、第24項、第25項及び第26項 租税特別措置法施行規則第 5 条の13第 8 項、第 9 項及び第10項</p>			資本金の規模	5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超	取得価額	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
資本金の規模	5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超								
取得価額	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上								

	<p>(法人税) 租税特別措置法第 45 条第 3 項柱書及び表第 4 号 租税特別措置法施行令第 28 条の 9 第 15 項第 4 号、第 16 項第 4 号、第 25 項、第 26 項及び第 27 項 租税特別措置法施行規則第 20 条の 16 第 8 項、第 9 項及び第 10 項</p> <table border="1" data-bbox="874 282 1490 472"> <tr> <td data-bbox="874 282 1193 338">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1193 282 1490 338">- 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 338 1193 416">(制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1193 338 1490 416">(400 百万円の内数)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 416 1193 472">(改正増減収額)</td> <td data-bbox="1193 416 1490 472">(- 百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	- 百万円	(制度自体の減収額)	(400 百万円の内数)	(改正増減収額)	(- 百万円)
平年度の減収見込額	- 百万円						
(制度自体の減収額)	(400 百万円の内数)						
(改正増減収額)	(- 百万円)						
<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>政策目的</p> <p>戦後米軍統治下におかれ、昭和 28 年 12 月に本土復帰した奄美群島は、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、社会資本の整備や産業の振興等のための諸施策が着実に進められてきた。しかしながら、奄美群島においては、本土との間には所得水準をはじめとする経済面・生活面での諸格差が残されている。また、雇用の場が十分でないことから、若年層の多くが島を離れており、人口流出・人口減少が続いている。</p> <p>奄美群島においてこれらの現状・課題に対応し、定住人口の確保を図るためには、奄美群島の市町村が推し進める小規模零細な事業者を含めた民間事業者による投資促進を通じた内発的発展を実現することが必要である。</p> <p>施策の必要性</p> <p>政策目標である定住人口の減少傾向の改善を図るため、奄美群島においては、就業機会の確保が必要である。そのためには、奄美群島の魅力と資源を活用した自立的経済社会構造への転換が求められ、成長分野である、黒糖焼酎等の「製造業」、世界自然遺産登録を契機とした「旅館業」、さとうきび等の特産物を活かした「農林水産物等販売業」、整備された情報通信基盤を活用し地理的・自然的不利性を克服することができる「情報サービス業等」の振興を図る必要がある。奄美群島 12 市町村が策定した「奄美群島成長戦略ビジョン」においても、「6 次産業化や特産品開発、観光コンテンツの充実などを推進していく」、「農業、観光 / 交流、情報通信分野を中心とした産業振興や雇用創出... (中略) ...のための取組を推進していく」と位置づけられているところである。</p> <p>しかしながら、同地域の主力産業である「製造業」、「旅館業」、「農林水産物等販売業」における就業者数は依然として厳しい状況にあることから、設備投資や雇用機会創出の促進を強力に支援する必要がある。「情報サービス業等」については、IT 企業の誘致をはじめ、行政と連携して地元の IT スキルを持った人材育成にも取り組んでいる。更に今後テレワークやサテライトオフィス等の勤務形態が増加すると見込まれることから、企業の設備投資等を支援する必要がある。</p>						

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標 39 離島等の振興を図る 業績指標 108 離島等の総人口
		政策の達成目標	奄美群島内の令和5年度末の人口を目標値とする。 目標値 奄美群島の総人口 令和5年度末 103千人以上 (令和2年度末現在 105千人)
		租税特別措置の適用又は延長期間	1年間(令和5年4月1日～令和6年3月31日)
		同上の期間中の達成目標	目標値 奄美群島の総人口 令和5年度末 103千人以上 (令和2年度末現在 105千人)
	有効性	政策目標の達成状況	奄美群島の令和2年度末時点の総人口は105千人となっているが、高齢化の進展と若年層の流出による人口減少が続いている。
		要望の措置の適用見込み	令和4年度 7件 令和5年度 9件
	相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置は、奄美群島の振興開発において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。また、本特例措置の積極的な活用を促すことで、地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、経済の活性化及び就業機会の確保に貢献することが見込まれている。
		当該要望項目以外の税制上の措置	地方税の課税免除及び不均一課税に伴う措置 (減収補填：事業税、不動産取得税及び固定資産税) (関係法令) ・奄美群島振興開発特別措置法第38条 ・奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令
	予算上の措置等の要求内容及び金額	公共事業に係る国庫補助率の嵩上げ 奄美群島振興開発計画に基づく事業のうち、政令に定められた以下の事業に関する経費に対する国の負担又は補助の割合について、嵩上げされている。 対象事業：道路、港湾、空港、漁港、簡易水道、し尿・ごみ処理施設、海岸、河川及び義務教育施設	

		<p>(根拠法令：奄美群島振興開発特別措置法第6条) 令和5年度予算 概算要求額 18,500百万円</p> <p>奄美群島振興交付金 奄美群島振興開発計画に基づき、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は住民の生活の利便性の向上に資する事業を支援する。 対象事業：農業創出緊急支援事業、航路・航空路運賃軽減事業等</p> <p>(根拠法令：奄美群島振興開発特別措置法第9条) 令和5年度予算 概算要求額 2,799百万円</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>以上の措置は、主に国、地方公共団体等を対象に、道路や港湾等の社会基盤の整備、航空輸送費の軽減等の取組を支援するものである。他方、本特例措置は、奄美群島の個人や中小規模の事業者を主な対象として、各種事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進するものである。したがって、予算措置と支援目的が異なることから、両者の間に代替性はない。</p> <p>また、両施策が一体的に運用されることで、例えば予算事業により奄美群島の地域資源を有効活用する手法を確立するとともに、本特例措置により速やかな事業化を促進することができる等、相乗効果が生まれることが期待され、奄美群島振興開発特別措置法の法目的である同地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び奄美群島における定住の促進に寄与するものと考えられる。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>条件不利性を抱え、社会減を中心に人口減少が進む奄美群島においては、雇用の安定確保を図る必要がある。本特例措置は、民間事業者を対象に、事業立上期の設備投資を促進することで雇用の創出に資するものであり、効率的かつ効果的である。</p> <p>なお、奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は主に行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がなされている。また、奄美群島振興交付金による支援も行われているところであるが、これは主に行政に対する支援であり、本特例措置とは性質を異にするものである。</p> <p>また、本特例措置は、全業種を対象としているものではなく、奄美群島の振興開発において特に重要な業種を対象としており、必要最小限の措置である。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

	適用件数	適用額	減収額
令和元年	6件 (10件)	10百万円 (28百万円)	2百万円 (6百万円)
令和2年	4件 (6件)	7百万円 (9百万円)	2百万円 (2百万円)
令和3年	3件 (9件)	5百万円 (18百万円)	1百万円 (4百万円)

(出典：適用件数及び適用額は鹿児島県及び奄美群島市町村からの聞き取り結果より集計、法人税率は23.2%とした。)

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

特定地域における工業用機械等の特別償却
根拠条文：租税特別措置法第45条

	適用件数	適用額
平成30年度	4件	14百万円
令和元年度	3件	9百万円
令和2年度	2件	6百万円

租税特別措置の適用による効果
(手段としての有効性)

本特例措置は、奄美群島の振興開発において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。また、本特例措置の積極的な活用を促すことで、地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展や経済の活性化及び就業機会の確保に貢献するものと考えられる。

前回要望時の達成目標

目標値 奄美群島の総人口 令和5年度末 103千人以上

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

令和5年度末の目標値を令和3年度末現在では104千人と達成できているが、高齢化の進展と若年層の流出による人口減少が依然として続いている。

これまでの要望経緯

平成10年度 創設(奄美群島の過疎に類する地区)
(機械等13/100 建物等8/100 2,300万円超)
平成11年度 適用期限の2年間延長
(機械等12/100 建物等7/100)
平成12年度 拡充
(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加)
平成13年度 適用期限の3年間延長
(機械等11/100 建物等7/100 2,500万円超)
平成16年度 適用期限の2年間延長
拡充(離島振興対策実施地域に類する地区におけ

	る農林水産物を小売する事業を追加) 過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外 特別償却率の引き下げ (離島振興対策実施地域に類する地区) (機械等 11/100 10/100 建物等 7/100 6/100)
平成 17 年度	
平成 18 年度	適用期限を 1 年間延長
平成 19 年度	適用期限を 2 年間延長 取得価格要件の引き下げ (2,500 万円超 2,000 万円超)
平成 21 年度	適用期限を 2 年間延長 拡充(情報通信産業等を追加)
平成 23 年度	適用期限を 2 年間延長
平成 25 年度	過疎に類する地区の対象事業から旅館業を除外 適用期限の 1 年間延長 割増償却へ改組 拡充(旅館業を追加) 取得価格要件の引き下げ (2,000 万円超 500 万円超(資本規模により異なる))
平成 26 年度	適用期限を 1 年延長
平成 27 年度	適用期限を 2 年延長
平成 29 年度	適用期限を 2 年延長
令和 元年度	適用期限を 2 年延長
令和 3 年度	適用期限を 2 年延長

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設・拡充・延長)

(国土交通省 国土政策局 地方振興課半島振興室)

項 目 名	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長										
税 目	所得税、法人税										
要 望 の 内 容	<p>【要望】 半島振興対策実施地域として指定された地区のうち、半島振興法第 9 条の 2 第 1 項及び第 9 項の規定に基づき、市町村が策定する産業振興促進計画を主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が認定した地区における法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5 年間、償却限度額：機械・装置にあっては普通償却額の 32%、建物・附属設備、構築物にあっては普通償却限度額の 48%）について、適用期限を 2 年間（令和 7 年 3 月 31 日まで）延長する。</p> <p>【現行制度】 1．製造業・旅館業 (1) 対象 資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新増設に係る取得等 (2) 取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限値以上である場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">資本金の規模</td> <td style="width: 25%;">1,000 万円以下</td> <td style="width: 25%;">1,000 万円超 5,000 万円以下</td> <td style="width: 25%;">5,000 万円超</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>500 万円以上</td> <td>1,000 万円以上</td> <td>2,000 万円以上</td> </tr> </table> <p>2．農林水産物等販売業・情報サービス業等 (1) 対象 資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新増設に係る取得等 (2) 取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円以上である場合</p> <p>【関係条文】 ・半島振興法第 9 条の 2、第 16 条 (所得税) 租税特別措置法第 12 条第 4 項柱書及び表第 2 号 租税特別措置法施行令第 6 条の 3 第 14 項第 2 号、第 15 項第 2 号、第 20 項、第 21 項及び第 26 項 租税特別措置法施行規則第 5 条の 13 第 7 項、第 9 項及び第 10 項</p>			資本金の規模	1,000 万円以下	1,000 万円超 5,000 万円以下	5,000 万円超	取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上
資本金の規模	1,000 万円以下	1,000 万円超 5,000 万円以下	5,000 万円超								
取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上								

		(法人税) 租税特別措置法第45条第3項柱書及び表第2号 租税特別措置法施行令第28条の9第15項第2号、第16項第2号、 第21項、第22項及び第27項 租税特別措置法施行規則第20条の16第7項、第9項及び第10項	
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	- 百万円 (400百万円の内 数) (- 百万円)
新設・ 拡充又は 延長を 必要とする 理由	(1)政策目的 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれない等の地理的条件不利性を抱え、社会減による人口減少と高齢化の進展が全国平均を上回り、就業者も減少している状況にある。これらの課題に対応し、雇用機会を拡大し、ひいては定住を促進するため、半島地域の市町村が策定した産業振興促進計画に基づき、民間事業者による投資促進を通じた内発的発展を図る。		
	(2)施策の必要性 半島地域においては、地理的条件不利性により人口流出が生じ、同地域の活力が失われてきている。これらの課題に対応するには、雇用の場の確保を図り、若年層の人口流出の抑制や地域経済の活性化が必要である。 このためには、市町村が策定する産業振興促進計画に基づき、半島地域における就業者数の業種別割合において相対的に大きい割合を占める製造業、半島地域の恵まれた観光資源や農林水産物を有効に活用した旅館業・農林水産物等販売業、また、新たに立地する可能性がある情報サービス業等について、市場が求めるニーズに対応できるよう設備投資が円滑に行われるようにする必要がある。これらを踏まえれば、本特例措置の適用期限の延長が必要である。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する 業績指標 79 半島地域の総人口における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比
		政策の達成目標	半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超）（毎年度）
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超）（毎年度）
		政策目標の達成状況	令和3年度の半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比は、0.76となっている。

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和4年度 172件 令和5年度 163件 令和6年度 156件</p> <p>令和4年度分は関係道府県へ聞き取った結果をもとに算出したもの、令和5年度及び令和6年度分は令和4年度分の数値を基に算出した推計値。</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本特例措置を毎年活用することにより、最新の設備の導入、新規の顧客開拓及び海外への輸出による販路拡大、数十人規模の新規雇用を実現している事業所が複数ある等、投資促進及び雇用創出の両面から有効であると考えられる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置 (減収補填措置：事業税、不動産取得税及び固定資産税) (関係法令) ・半島振興法第17条 ・半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>半島振興広域連携促進事業 67百万円 都市・地域づくり推進調査費 18百万円 (令和5年度概算要求額)</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興及び定住の促進を図るため、半島地域内の様々な主体による取組を一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行う。 半島地域の振興に必要な基礎的な知見の調査を行う。</p> <p>これに対し、本特例措置は、民間事業者による各種の事業の立ち上げに必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的・支援対象が異なることから、両者の間に代替性はない。</p> <p>また、ソフト施策と本特例措置が一体的に運用されることで、例えば予算事業により半島地域の地域資源を有効活用する手法を確立するとともに、本特例措置により速やかな事業化を促進することができる等、相乗効果が生まれることが期待される。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置は、半島振興対策実施地域のうち主務大臣が認定した産業振興促進計画の実施地区における製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等を対象としているものであり、当該計画を策定した市町村の産業振興の方針にも合致す</p>

			<p>るものである。</p> <p>さらに、民間投資を刺激するのみならず、雇用の創出効果も期待されることから、施策の妥当性は高いと考えられる。</p> <p>半島地域では、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行しており、本特例措置により緩和されているとはいえ、今後、地域経済・社会の衰退が以前に増して問題となると想定される。これを踏まえ、半島地域の市町村が策定した産業振興促進計画に基づき、民間事業者による投資促進を通じた内発的発展を実現することが必要である。</p>																
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>(単位：(適用件数)件、(適用額、減収額)百万円)</p> <table border="1" data-bbox="564 584 1460 757"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用額</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年</td> <td>204 (150)</td> <td>1,748 (1,529)</td> <td>406 (355)</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>171 (162)</td> <td>1,721 (1,816)</td> <td>399 (451)</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>185 (161)</td> <td>1,815 (2,041)</td> <td>421 (473)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【出典】関係道府県に聞き取った結果をもとに算出。 ()内は前回要望時の見込値 (前回要望との乖離の理由) 前回要望時の聞き取り調査では税制特例適用の意向がなかったが、後日適用に至った案件が確認されたため。ただし適用額減少は、より実態に近づけるために計算に使用する適用耐用年数を細分化したことによる。</p>		適用件数	適用額	減収額	令和元年	204 (150)	1,748 (1,529)	406 (355)	令和2年	171 (162)	1,721 (1,816)	399 (451)	令和3年	185 (161)	1,815 (2,041)	421 (473)
		適用件数	適用額	減収額															
	令和元年	204 (150)	1,748 (1,529)	406 (355)															
	令和2年	171 (162)	1,721 (1,816)	399 (451)															
令和3年	185 (161)	1,815 (2,041)	421 (473)																
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>半島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却租税特別措置法の条項 租税特別措置法第45条 適用件数 平成30年度：82件 令和元年度：72件 令和2年度：73件 適用総額 平成30年度：725百万円 令和元年度：547百万円 令和2年度：688百万円</p>																	
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置は半島振興において重要としている業種に係る設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置を毎年活用して最新の製造設備を導入することで、数十人規模の新規雇用を実現している事業所もある等、投資促進及び雇用創出の両面から有効であると考えられる。</p> <p>これらを踏まえれば、当該特例措置が、地域の自立的発展に寄与する有効性を有していると考えられる。</p>																	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)(毎年度)</p>																	

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>20代後半から30代の子育て世帯等の転入などもみられた結果、令和3年の社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比は0.76であり、目標値は達成してはいるものの、全体として社会減であることは変わらず、また、年度ごとに上下しているため今後も予断は許さない状態である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>昭和61年度 創設（機械等 16/100 建物等 8/100 1,700万円超） 昭和63年度 適用期限の2年間延長 平成2年度 適用期限の2年間延長 平成4年度 適用期間の2年間延長（1,900万円超） 平成6年度 適用期間の1年間延長 （機械等 14/100 建物等 7/100 2,100万円超） 平成7年度 適用期限の2年間延長 平成9年度 適用期限の2年間延長（2,300万円超） 平成10年度 特別償却率引下げ（機械等 14/100 13/100） 平成11年度 適用期限の2年間延長（機械等 12/100 建物等 6/100） 平成13年度 適用期限の2年間延長（機械等 12/100 11/100） 平成15年度 適用期限の2年間延長（2,500万円超） 平成17年度 適用期限の2年間延長（機械等 11/100 10/100） 旅館業の追加（半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区：建物等 7/100） 平成19年度 適用期限の2年間延長 （旅館業：建物等 7/100 6/100 2,000万円超） 平成21年度 適用期間の2年間延長 平成23年度 適用期限の2年間延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加 平成25年度 割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ（2,000万円超 500万円以上） 平成27年度 適用期限の2年間延長 平成29年度 適用期限の2年間延長 令和元年度 適用期限の2年間延長 令和3年度 適用期限の2年間延長</p>

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課）

項目名	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	<p>長期保有（10 年超）の土地等を譲渡し、新たに事業用資産（買換資産）を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益について課税の繰延べ（繰延率 80%（一部 75%・70%））を認めている現行措置について、適用期限を 3 年間（令和 8 年 3 月 31 日まで）延長する。</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法第 37 条第 1 項第 4 号、第 37 条の 4、第 65 条の 7 第 1 項第 4 号、第 65 条の 8、第 65 条の 9</p>		
	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）</p>	<p>百万円 （▲110,300 百万円の内数） （ 百万円）</p>	

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

長期保有土地等の譲渡益を活用した事業再編や新たな国内設備投資を喚起し、更なる民間投資の呼び水とすることで、コロナ禍からの経済活動の回復を確かなものとするとともに、新陳代謝と多様性に満ちた裾野の広い経済成長の実現を図る。

(2) 施策の必要性

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による強い下押し圧力を受けながらも、持ち直しの動きを続けてきたが、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻等による影響により、世界経済の不確実性が増しており、コロナ禍からの経済回復が依然として脆弱である。また、感染症再拡大の影響やウクライナ情勢の長期化などが懸念されるなかで、原油価格・物価の更なる高騰の可能性など予断を許さない状況は続くと思込まれている。

また、現下の土地市場は、新型コロナウイルス感染症の影響等による地価の下落から回復の傾向が見られるものの、依然として低水準にある。

このような状況の中で、経済活動の基盤である土地について、その需要を喚起し、より有効に活用する担い手への移転を促進することで、経済の腰折れを防ぎ、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものにする必要がある。

「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和4年6月7日閣議決定）においても、「コロナ禍で失われた経済活動のダイナミズムを取り戻し、新陳代謝と多様性に満ちた裾野の広い経済成長（略）を実現する」こととされ、「これまで長期にわたり低迷してきた民間投資を喚起し、経済を安定成長経路に乗せていく必要がある」とされている。

このように、政府としてコロナ禍からの経済社会活動の回復や新陳代謝と多様性に満ちた裾野の広い経済成長の実現に向けて取り組む上で、本特例措置は、土地取引を通じて生じる譲渡益の活用により、事業再編や新たな国内設備投資を喚起することで、更なる民間投資につなげるものであり、引き続き措置する必要がある。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する
		政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地（空き地等）の面積（平成 30 年：18.9 万 ha→令和 5 年：20.6 万 ha、令和 10 年：22.3 万 ha） 法人の長期保有土地の取引件数（平成 29 年：2.7 万件→令和 7 年：2.9 万件）
		租税特別措置の適用又は延長期間	3 年間（令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地（空き地等）の面積（平成 30 年：18.9 万 ha→令和 5 年：20.6 万 ha、令和 7 年：21.3 万 ha） 法人の長期保有土地の取引件数（平成 29 年：2.7 万件→令和 7 年：2.9 万件）
		政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 低未利用地の面積は、全体で見れば 18.9 万 ha（平成 30 年）に増加しているものの、低未利用地のうち法人所有土地の面積については、本特例措置をはじめとした各種施策の効果もあり、6.3 万 ha（平成 15 年）から 5.3 万 ha（平成 30 年）に減少している。 法人の長期保有土地の取引件数は、令和 2 年については、新型コロナウイルス感染症の影響等により、件数が減少しているものの、平成 30 年から令和 3 年にかけて順調に増加しており（平成 30 年 2.69 万件→令和元年 2.71 万件→令和 2 年 2.69 万件→令和 3 年 2.83 万件）、直近の件数の推移から、前回評価時に目標とした 2.8 万件に到達するものと見込まれる。
	有効性	要望の措置の適用見込み	971 法人（平成 30 年～令和 2 年の適用法人数平均）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置は、長期保有している土地等の事業用資産を譲渡し、新たな土地等の資産に投資する際に課税の繰延べができるものであり、企業に土地等の譲渡益を活用することによって事業再編や新たな設備投資を行うインセンティブを与えることから、土地をより有効に活用する担い手に移転することを促進するといった本特例措置の目的を達成するために効果的である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	-
		予算上の措置等の要求内容及び金額	-
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-

		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>本特例措置は、土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要件を、長期保有土地等の買換えに限っており、かつ、措置の内容は課税の直接的な減免ではなく、課税の繰延であることから、経済活動の基盤である土地の取引需要を喚起し、より有効に活用する担い手への移転を促進するために企業の設備投資に対するインセンティブを与えるという政策目的に照らして、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>平成30年度 法人数 1,016件 損金算入額 4,968億円 減収額 957億円 ※推計値 (前回要望時の減収見込み：785億円)</p> <p>令和元年度 法人数 996件 損金算入額 4,689億円 減収額 898億円 ※推計値 (前回要望時の減収見込み：785億円)</p> <p>令和2年度 法人数 900件 損金算入額 3,854億円 減収額 718億円 ※推計値 (前回要望時の減収見込み：785億円)</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>① 租税特別措置法の条項 65の7～65の9</p> <p>② 適用件数 平成30年度：1,017件 令和元年度：997件 令和2年度：902件</p> <p>③ 適用総額 平成30年度：4,968億円 令和元年度：4,689億円 令和2年：3,854億円</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置は、長期保有している土地等の事業用資産を譲渡し、新たな土地等の資産に投資する際に課税の繰延べができるものであり、企業に土地等の譲渡益を活用した更なる設備投資のインセンティブを与えることから、土地取引の活性化、土地の有効利用の促進、産業の空洞化防止等の本特例措置の目的を達成するために効果的である。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地（空き地等）の面積（平成25年：15.5万ha→13.1万ha） 法人の長期保有土地の取引件数（平成29年：2.7万件→令和4年：2.8万件）
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> 低未利用地の面積は、全体で見れば18.9万ha（平成30年）に増加しているものの、低未利用地のうち法人所有土地の面積については、本特例措置をはじめとした各種施策の効果もあり、6.3万ha（平成15年）から5.3万ha（平成30年）に減少している。 売買による土地取引件数は、いわゆるリーマンショックを契機とする平成20年後半以来の景気後退の影響により、114万件（平成23年）まで落ち込んだところ、本特例措置をはじめとした各種施策の効果により、下げ止まりが見られ、令和3年には133万件となっている。
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成6年度 創設 平成7年度 延長 平成8年度 延長・拡充 平成9年度 延長・拡充 平成10年度 延長・拡充 平成13年度 延長 平成16年度 延長 平成19年度 延長</p>	

	平成21年度	延長
	平成24年度	延長・縮減
	平成27年度	延長・縮減
	平成29年度	延長
	令和2年度	延長

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・**延長**）

（国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課）

項目名	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	<p>優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例措置（所得税：2,000万円以下の部分について、税率を軽減（本則15%、特例10%）、法人税：法人重課の適用除外）の適用期限を3年間（令和7年12月31日まで）延長する。</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法第31条の2、第62条の3 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第5項、第19条第5項 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の5第5項、第18条の9第5項</p>		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	（制度自体の減収額）	（—	百万円）
	（改正増減収額）	（—	百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成の促進 等</p> <p>(2) 施策の必要性 職住近接や生活の利便性を重視した都心居住が進行するとともに、広い敷地や公園等を備えた優良な住環境に対するニーズは根強い。こうしたニーズに対応して、良好な環境を備えた住宅・宅地整備を促進することが引き続き求められており、「住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）」においても「地域のまちづくり方針と調和したコンパクトシティの推進とともに、（略）どの世代も安全で安心して暮らせる居住環境・住宅地を整備」を図ることが基本的な施策として掲げられているところ。 しかし、このような公共施設等の基盤整備を伴う良好な環境を備えた住宅・宅地開発は事業期間が長く、規模も大きいため、事業のコスト・リスク等が高くなっており、市場原理に任せただけでは十分に供給が進まない。 このため、税制上の特例措置を講じ、民間事業者等の用地取得を円滑化することにより、事業に要する期間の短期化、事業のコストやリスクの軽減を通じて上記事業を促進し、良好な環境を備えた住宅・宅地整備の促進を図る必要がある。 また、公共用地の確保等の施策についても、事業の迅速化の観点から一層の円滑化を図る等の必要がある。</p>	
	今回の要望（租税特別措置）に関する	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 等</p>
合理性	政策の達成目標	都市機能更新率 42.5%（平成30年度）→47.0%（令和10年度） 等
	租税特別措置の適用又は延長期間	3年間（令和5年1月1日～令和7年12月31日）
	同上の期間中の達成目標	都市機能更新率 45.7%（令和7年度） 等
	政策目標の達成状況	令和3年度における都市機能更新率は44.0%となっている。 等
有効性	要望の措置の適用見込み	<地権者数> ※推計値 個人 5,055人（平成30年度～令和2年度の平均値）

		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	優良な住宅地の供給を促進し、国民の居住水準の向上等を図るためには、土地所有者が優良な住宅地を造成しようとする事業者等に土地を譲渡するインセンティブを与えると同時に、事業者の仕入れコストを軽減することによって、最終購入価格を引き下げることが効果的である。そのため、本特例措置の要件を満たす土地の譲渡について、税負担を軽減することが有効である。
相当性		当該要望項目以外の税制上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の軽減措置（個人住民税、法人住民税） ・ 特定住宅地造成事業に係る土地等の譲渡所得に係る 1,500 万円特別控除（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税） <p style="text-align: right;">等</p>
		予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>社会資本整備総合交付金 （令和5年度予算概算要求額 6,900 億円の内数）</p> <p style="text-align: right;">等</p>
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>良好な居住環境の整備に関する事業の事業費等に対する施行者への予算措置を行うとともに、土地の譲渡者に対し本特例措置による税制上のインセンティブを付与する等、予算措置と税制上の特例による一体的な支援措置により良好な居住環境の整備を促進する。</p> <p style="text-align: right;">等</p>
		要望の措置の妥当性	<p>本特例措置は、優良な宅地開発等の種地の供給者に直接的に軽減措置を講ずることによって、その供給促進を図るものであることから、他の手段で代替することが困難なものであり、本特例措置は的確かつ必要最低限の措置である。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	<p><減収額> (所得税) 平成 30 年 2,926 百万円 令和元年 3,264 百万円 令和 2 年 3,064 百万円 (前回要望時の減収見込：平年度 2,960 百万円)</p> <p>(法人税) 0 (前回要望時の減収見込：0) (法人の土地譲渡益に対して、通常の法人税のほか、追加課税として特別税率が課される重課制度が停止中のため。)</p> <p><地権者数> (個人) ※推計値 平成 30 年 4,027 人 令和元年 5,163 人 令和 2 年 5,973 人 (前回要望時の地権者数見込：平年度 3,959 人)</p>
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—

	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置によって、良好な環境を備えた住宅地等の開発事業が約2,234ha（平成30年～令和2年）進められており、居住環境の改善等に相応の効果을 上げている。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>最低居住面積水準未満率 4.2%（平成25年度）→早期に解消 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 全国 : 42%（平成25年）→50%（令和7年） 大都市圏 : 37%（平成25年）→50%（令和7年）</p> <p style="text-align: right;">等</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成30年度における最低居住面積水準未満率は4.0%、平成30年度における子育て世帯における誘導居住面積水準達成率は全国で42%、大都市圏で39%となっており、居住環境の改善に相応の効果을 上げている。</p> <p style="text-align: right;">等</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和54年度 創設 昭和60年度 延長 昭和62年度 延長 平成2年度 拡充・延長 平成3年度 拡充・延長 平成8年度 拡充・延長 平成13年度 延長 平成16年度 拡充・延長 平成21年度 縮減・延長 平成26年度 拡充・延長 平成29年度 延長 令和2年度 縮減・延長</p>	

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課）

項 目 名	土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置の延長		
税 目	登録免許税		
要 望 の 内 容	<p>土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の税率について、下記の特例措置を2年間（令和7年3月31日まで）延長する。</p> <p>①所有権移転登記 本則税率：2% 特例税率：1.5%</p> <p>②信託登記 本則税率：0.4% 特例税率：0.3%</p> <p>（関係条文：租税特別措置法第72条第1項、登録免許税法別表第1－（二）ハ）</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (▲72,000 百万円) (— 百万円)	

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 土地の取得時の負担軽減により土地に対する需要を喚起することで、低未利用地の発生を抑制するとともに土地の流動化を通じた有効利用等の促進を図り、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとし、経済の好循環を加速・拡大させる。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による強い下押し圧力を受けながらも、持ち直しの動きを続けてきたが、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻等による影響により、世界経済の不確実性が増しており、コロナ禍からの経済回復が依然として脆弱である。また、感染症再拡大の影響やウクライナ情勢の長期化などが懸念されるなかで、原油価格・物価の更なる高騰の可能性など予断を許さない状況は続くと思込まれている。</p> <p>また、土地市場の状況としては、平成20年以降の急速な景気後退に伴って地価が大きく下落した後、新型コロナウイルス感染症の影響等による地価の下落から回復の傾向が見られるものの、特に地方圏では依然として低い水準にある。いわゆるバブル崩壊以降ほぼ一貫して長期的な地価下落が続く中、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用・不動産ストックの価値向上を促進することで、経済の好循環を加速・拡大させることが必要な状況である。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和4年6月7日閣議決定）においては、「コロナ禍で失われた経済活動のダイナミズムを取り戻し、新陳代謝と多様性に満ちた裾野の広い経済成長（略）を早期に実現する。」とされている。</p> <p>このように、政府としてコロナ禍からの経済社会活動の回復や新陳代謝と多様性に満ちた裾野の広い経済成長の実現に向けて取り組む上で、本特例は、土地の取得時の負担軽減により土地に対する需要を喚起することで、低未利用地の発生を抑制するとともに土地の流動化を通じた有効利用の促進・土地取引の活性化を図り、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとし、経済の好循環を加速・拡大させることに資するものであり、引き続き措置する必要がある。</p>						
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="323 1272 539 1727"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="539 1272 1479 1727"> <p>政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護</p> <p>施策目標 31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1727 539 1877"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="539 1727 1479 1877"> <ul style="list-style-type: none"> 法人及び世帯が所有する宅地などに係る低・未利用地（空き地等）の面積（平成30年：18.9万ha→令和5年：20.6万ha、令和10年：22.3万ha） 土地取引件数（平成25年：128万件→令和7年：138万件） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1877 539 2029"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="539 1877 1479 2029"> <p>2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）</p> </td> </tr> </table>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護</p> <p>施策目標 31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する</p>	<p>政策の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法人及び世帯が所有する宅地などに係る低・未利用地（空き地等）の面積（平成30年：18.9万ha→令和5年：20.6万ha、令和10年：22.3万ha） 土地取引件数（平成25年：128万件→令和7年：138万件） 	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）</p>
<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護</p> <p>施策目標 31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する</p>						
<p>政策の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法人及び世帯が所有する宅地などに係る低・未利用地（空き地等）の面積（平成30年：18.9万ha→令和5年：20.6万ha、令和10年：22.3万ha） 土地取引件数（平成25年：128万件→令和7年：138万件） 						
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）</p>						

	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 法人及び世帯が所有する宅地などに係る低・未利用地（空き地等）の面積（平成30年：18.9万ha→令和5年：20.6万ha、令和7年：21.3万ha） 土地取引件数（平成25年：128万件→令和7年：138万件）
	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 低未利用地の面積は5年に1度行われる調査により数値が明らかになるものであり、最新の値は平成30年度の実績値（18.9万ha）である。平成30年度の実績値は平成15年（初期値）・平成25年度の実績値に比べて増加しているものの、低未利用地のうち法人所有土地の面積については、本特例措置をはじめとした各種施策の効果もあり、6.3万ha（平成15年）→5.7万ha（平成25年）→5.3万ha（平成30年）と減少している。他方、低未利用地のうち個人の土地所有土地の面積については人口減少等の影響により、6.8万ha（平成15年）→9.8万ha（平成25年）→13.6万ha（平成30年）と急増している。 売買による土地取引件数は、いわゆるリーマンショックを契機とする平成20年後半以来の景気後退の影響により、114万件（平成23年）まで落ち込んだところ、本特例措置をはじめとした各種施策の効果により、上昇に転じ、令和3年には133万件となっている。
有効性	要望の措置の適用見込み	売買による土地の所有権移転登記に係る登録免許税の課税件数 令和5年度、令和6年度：1,104,150件 （令和元年度、令和2年度の平均値） 所有権の信託登記に係る登録免許税の課税件数 令和5年度、令和6年度：2,612件 （令和元年度、令和2年度の平均値）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	土地の流動化・有効利用を促進するためには、土地取引に係る税負担を軽減し、土地の需要を喚起することが有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の特例 （地方税法附則第11条の2） 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例 （地方税法附則第11条の5）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	—	—
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、適用件数が相当数に及ぶものであり、個別の補助金の申請手続を求めて交付する手法と比較して、国民・行政双方にとって負担の軽減の観点から優れた施策手段である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>土地の所有権移転登記に係る登録免許税の軽減件数 平成30年度 1,103,270件 令和元年度 1,123,004件 令和2年度 1,085,295件 (前回要望時の適用見込み件数：1,093,305件) 所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減件数 平成30年度 2,296件 令和元年度 2,845件 令和2年度 2,378件 (前回要望時の適用見込み件数：2,035件) 土地の所有権移転登記に係る登録免許税の減収額 平成30年度 588億円 令和元年度 573億円 令和2年度 518億円 (前回要望時の減収見込み：588億円) 所有権の信託登記に係る登録免許税の減収額 平成30年度 3億円 令和元年度 4億円 令和2年度 4億円 (前回要望時の減収見込み：3億円)</p>
<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>土地の流動化・有効利用を促進するためには、土地取引に係る税負担を軽減し、土地の需要を喚起することが有効である。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・低未利用地の面積（平成25年：15.5万ha→現状維持（令和4年：13.1万ha）） ・土地取引件数（平成31年：131万件→令和7年：138万件）
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・低未利用地の面積は5年に1度行われる調査により数値が明らかになるものであり、最新の値は平成30年度の実績値（18.9万ha）である。平成30年度の実績値は平成15年（初期値）・平成25年度の実績値に比べて増加しているものの、低未利用地のうち法人所有土地の面積については、本特例措置をはじめとした各種施策の効果もあり、6.3万ha（平成15年）→5.7万ha（平成25年）→5.3万ha（平成30年）と減少している。他方、低未利用地のうち個人の土地所有土地の面積については人口減少等の影響により、6.8万ha（平成15年）→9.8万ha（平成25年）→13.6万ha（平成30年）と急増しており、こうした傾向に歯止めをかけていく必要がある。 ・売買による土地取引件数は、いわゆるリーマンショックを契機とする平成20年後半以来の景気後退の影響により、114万件（平成23年）まで落ち込んだところ、本特例措置をはじめとした各種施策の効果により、下げ止まりが見られ、令和3年には133万件となっており、目標達成に向けて順調に増加している。

<p>これまでの 要望経緯</p>	<p>平成15年度 創設 平成18年度 2年間延長 平成20年度 3年間延長 (平成21年度より1年毎に段階的に税率を引き上げ) 平成21年度 段階的税率引き上げを2年間据え置き (当省からの要望なし) 平成25年度 2年間延長 平成27年度 2年間延長 平成29年度 2年間延長 令和元年度 2年間延長 令和3年度 2年間延長</p>
-----------------------	--

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課不動産投資市場整備室）

項 目 名	Ｊリート及び特定目的会社に係る登録免許税の特例措置の延長			
税 目	登録免許税			
要 望 の 内 容	<p>・ 投資法人、投資信託及び特定目的会社（以下「Ｊリート等」という。）が取得する不動産に係る登録免許税の特例措置について適用期限を２年間（令和 7 年 3 月 31 日まで）延長する。 Ｊリート等に係る特例税率：13/1000</p> <p>【参考】 本則税率：20/1000 土地の所有権移転登記等に係る特例税率：15/1000</p> <p><関係条文：租税特別措置法第 83 条の 2 の 3、 登録免許税法別表第 1 ー（二）ハ></p>			
		平年度の減収見込額	－	百万円
	(制度自体の減収額)	(－) 百万円)
	(改正増減収額)	(－) 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>Ｊリート等が取得する不動産に係る登録免許税の特例措置を延長し、Ｊリート等の不動産取得コストを引き続き軽減することにより、不動産の証券化を推進し、豊富な資金を使った物件の購入やバリューアップ等を通じて、地域経済の活性化や国際競争力の強化や脱炭素社会に資する優良な都市ストックの形成を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>不動産の証券化を推進し、優良な都市ストックの形成や地域経済の活性化を図るためには Ｊリート等が不動産を取得しやすい環境を整備する必要がある。本特例措置は、Ｊリート等が不動産を取得するための総費用を軽減するものであり、取得の際の経済的なインセンティブとして有効である。このため、Ｊリート等に係る登録免許税の特例措置を延長することが必要である。</p>			

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋） 「優良な不動産ストックの形成等のため、2030年頃までにリート等の資産総額を約40兆円とすることを目標とし、2022年度中にヘルスケアリートの活用に係るガイドラインを見直すとともに、2023年度中に不動産分野TCFD対応ガイダンスの改訂等により、リート等のアセットタイプの多様化や不動産投資市場におけるESG投資の促進を図る。」 <p>政策目標 9 「市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護」 施策目標 31 「不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する」 業績指標 95 「リート等の資産総額」</p>
		政策の達成目標	リート等の資産総額 (2020年約25兆円→2030年頃約40兆円)
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	リート等の資産総額 (2020年約25兆円→2024年約32兆円→2030年頃約40兆円)
		政策目標の達成状況	令和3年度末時点のリート等の資産総額は約27兆円
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和5年度：143件 令和6年度：143件 ※過去3年間平均件数
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置は、Jリート等が不動産を取得するための総費用を軽減する措置であるため、取得の際の経済的なインセンティブとして有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	Jリート・特定目的会社に係る課税標準の特例措置 (地方税法附則第11条第3項～5項)
		予算上の措置等の要求内容及び金額	「地域の価値向上に向けた不動産投資市場の形成促進」 令和5年度予算概算要求額13百万 「ESG投資等の動向を踏まえた不動産投資市場の環境整備」 令和5年度予算概算要求額30百万

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置は、専門家派遣等の人的支援を通じた、不動産証券化手法を活用した事業の推進及び ESG 投資を促すためのガイダンス改訂を目的としたものであり、不動産取得をする際の経済的インセンティブとなる本特例措置とあいまって、不動産投資市場の拡大を図るための施策である。																																
	要望の措置の妥当性	政策目標（リート等の資産総額を 2030 年頃までに約 40 兆円にすること）を達成するためには、Jリート等が不動産を取得しやすい環境を整備する必要があり、不動産取得に係る税の軽減は、その趣旨に適合する。																																
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p><適用件数（一部推計）> (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>投資法人</th> <th>特定目的会社</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>94(74)</td> <td>66(47)</td> <td>160(121)</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>56(74)</td> <td>58(47)</td> <td>114(121)</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>75(86)</td> <td>80(58)</td> <td>155(144)</td> </tr> </tbody> </table> <p><減収実績額（一部推計）> (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>投資法人</th> <th>特定目的会社</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>406(457)</td> <td>874(635)</td> <td>1,280(1,092)</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>783(457)</td> <td>613(635)</td> <td>1,396(1,092)</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>698(427)</td> <td>1,322(734)</td> <td>2,020(1,161)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）は令和元年度、令和3年度要望時における適用件数又は減収見込額</p> <p>出典：国土交通省「不動産証券化実態調査」、金融庁調査データ</p> <p>減免対象件数と減収額は、年度により見込値と実績値の乖離が生じているが、特例措置を活用して実物不動産の取得が行われており、不動産投資市場の拡大のためには、現行の特例措置の継続が必要である。</p>		投資法人	特定目的会社	計	令和元年度	94(74)	66(47)	160(121)	令和2年度	56(74)	58(47)	114(121)	令和3年度	75(86)	80(58)	155(144)		投資法人	特定目的会社	計	令和元年度	406(457)	874(635)	1,280(1,092)	令和2年度	783(457)	613(635)	1,396(1,092)	令和3年度	698(427)	1,322(734)	2,020(1,161)
		投資法人	特定目的会社	計																														
	令和元年度	94(74)	66(47)	160(121)																														
	令和2年度	56(74)	58(47)	114(121)																														
	令和3年度	75(86)	80(58)	155(144)																														
	投資法人	特定目的会社	計																															
令和元年度	406(457)	874(635)	1,280(1,092)																															
令和2年度	783(457)	613(635)	1,396(1,092)																															
令和3年度	698(427)	1,322(734)	2,020(1,161)																															
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																																	
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置は、Jリート等が物件を取得するための総費用を軽減する措置であるため、不動産取得の際の経済的なインセンティブとして有効である。																																	
前回要望時の達成目標	リート等の資産総額 (2015年約15兆円→2020年頃約30兆円)																																	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和3年度末時点でリート等の資産総額は、概ね30兆円であり、上記達成目標（2020年頃までに約30兆円）をおおよそ達成している。																																	
これまでの要望経緯	平成10年度 創設（特定目的会社のみ） 平成13年度 適用期限の3年延長（リート、投資信託追加） 平成15年度 税率の見直し（16/1000→6/1000） 平成16年度 適用期限の2年延長 平成18年度 適用期限の2年延長及び税率の見直し（6/1000→8/1000）																																	

平成 20 年度	適用期限の 2 年延長及び税率の見直し (平成 20 年度 8/1000、平成 21 年度 9/1000)
平成 21 年度	税率の見直し措置 (平成 21 年度 9/1000) を 1 年 据置
平成 22 年度	適用期限の 3 年延長及び税率の見直し (平成 22 年度 8/1000、平成 23 年度 11/1000、 平成 24 年度 13/1000)
平成 25 年度	適用期限の 2 年延長
平成 27 年度	適用期限の 2 年延長 倉庫及びその敷地を適用の対象に追加 (リート、投資信託)
平成 29 年度	適用期限の 2 年延長
令和元年度	適用期限の 2 年延長
令和 3 年度	適用期限の 2 年延長

令和 5 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課不動産投資市場整備室）

項目名	特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に係る税率の特例措置の延長										
税目	登録免許税										
要望の内容	<p>特例事業者等※が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に係る税率の特例措置を2年間（令和7年3月31日まで）延長する。</p> <p>※不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号。以下「法」という。）第2条第9項に規定する特例事業者、法第2条第11項に規定する適格特例投資家限定事業者、法第2条第7項に規定する小規模不動産特定共同事業者）</p> <p>特例事業者等に係る特例税率：13/1000（移転登記） ：3/1000（保存登記）</p> <p>【参考】 本則税率：20/1000（移転登記） ：4/1000（保存登記） 土地の所有権移転登記等に係る特例税率：15/1000</p> <p><関連条文> 租税特別措置法第83条の3、登録免許税法別表第1－（一）、同法別表第1－（二）ハ、租税特別措置法施行令第43条の3</p>										
		<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>－</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>－ 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>－ 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	－	百万円	（制度自体の減収額）	（	－ 百万円）	（改正増減収額）	（	－ 百万円）
平年度の減収見込額	－	百万円									
（制度自体の減収額）	（	－ 百万円）									
（改正増減収額）	（	－ 百万円）									

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>特例事業者及び適格特例投資家限定事業者に係る不動産取得コストを軽減することで、不動産の証券化を推進し、建築物の耐震化や老朽不動産の再生、豊富な資金と目利き力を活かした物件の開発やバリューアップ等を通じて、地域経済の活性化や国際競争力の強化にも資する優良な都市ストックの形成を促進する。</p> <p>また、小規模不動産特定共同事業者及び小規模特例事業者における不動産取得コストを軽減することで、宿泊施設・介護施設等の不動産の開発等の事業を促進し、そこで営まれる事業における雇用創出による地域経済の活性化や優良な都市ストックの形成を後押しする。全国各地域において空き家や空き店舗等が増加しているところ、地域における小規模不動産の再生等を促進し、地域経済の活性化に寄与する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>不動産の証券化を推進し、都市機能の向上及び地域活性化を図るためには、特例事業者等が不動産を取得しやすい環境を整備する必要がある。本特例措置は、特例事業者等が不動産を取得するための総費用を軽減するものであり、取得の際の経済的なインセンティブとして有効である。このため、特例事業者等が不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に係る税率の特例措置を延長することが必要である。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」（令和4年6月7日閣議決定） 「優良な不動産ストックの形成等のため、2030年頃までにリート等の資産総額を約40兆円とすることを目標とし、2022年度中にヘルスケアリートの活用に係るガイドラインを見直すとともに、2023年度中に不動産分野TCFD対応ガイダンスの改訂等により、リート等のアセットタイプの多様化や不動産投資市場におけるESG投資の促進を図る。」 ・ 「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定） 「不動産証券化手法の一つである不動産特定共同事業について、クラウドファンディングも含め、その活用を推進することにより、地域の空き家等の遊休不動産をコワーキング施設などデジタルに対応した施設等に再生・活用し、コミュニティの形成促進等による地域の社会課題解決を目指す。」 <p>政策目標 9 「市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護」</p> <p>施策目標 31 「不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する」</p>

		業績指標 95 「リート等の資産総額」 参考指標 165 「空き家・空き店舗の再生による新たな投資」
	政策の達成目標	リート等の資産総額 (2020年：約25兆円→2030年頃：約40兆円) 空き家・空き店舗の再生による新たな投資（小規模不動産特定共同事業の出資総額） (令和4年度から令和6年度の平均値：約5.0億円)
	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	リート等の資産総額 (2020年：約25兆円→2024年：約32兆円→2030年頃：約40兆円) 空き家・空き店舗の再生による新たな投資（小規模不動産特定共同事業の出資総額） (令和2年度から令和4年度の平均値：約5.0億円)
	政策目標の達成状況	令和3年度末時点のリート等の資産総額：約27兆円 小規模不動産特定共同事業の出資総額 令和2年度：0.98億円、令和3年度：5.5億円 (令和2年度から令和3年度の平均値：約3.2億円)
有効性	要望の措置の適用見込み	令和5年度：10件 令和6年度：10件
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置は、特例事業者等が不動産を取得するための総費用を軽減するものであり、取得の際の経済的なインセンティブとして有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	小規模不動産特定共同事業者等が不動産特定共同事業により取得する不動産に係る課税標準の特例措置（不動産取得税） (地方税法附則第11条第12項)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	「地域の価値向上に向けた不動産投資市場の形成促進」 令和5年度予算概算要求額 13百万 「ESG投資等の動向を踏まえた不動産投資市場の環境整備」 令和5年度予算概算要求額 30百万 「金融技術の進展等を踏まえた不動産投資市場の環境整備」 令和5年度予算概算要求額 20百万
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置は、専門家派遣等の人的支援を通じた、不動産証券化手法を活用した事業の推進及び不動産投資市場をとりまく環境の変化に対応した市場の環境整備を目的としたものであり、特例事業者等が不動産取得をする際の経済的インセンティブとなる本特例措置とあいまって、不動産投資市場の拡大を図るための施策である。

		要望の措置の妥当性	建築物の耐震化や老朽不動産の再生、民間施設の整備など、不動産の開発・改修を伴う民間事業に出資等を募る場合は、不動産特定共同事業が適している。また、地域経済の活性化や空き家等の再生を図る上でも、中小規模の案件に適する不動産特定共同事業について税制の特例措置を講じることは妥当である。												
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>減収額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>0(20)</td> <td>0(27.2)</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>3(30)</td> <td>1.4(41.7)</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>6(28)</td> <td>3.1(22.7)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用件数は不動産流通税軽減証明に基づく。 ※減収額は推計。 ※()は令和元年度、令和3年度要望時における適用件数又は減収見込額。 ※()は令和3年度税制改正時の拡充要望の内容を含む。</p> <p>適用件数と減収額の見込値と実績値については、令和元年度及び令和3年度の税制改正の拡充効果が徐々に表れているため異なっているが、今年度も複数案件の適用があるなど着実に実績が増加しており、現行の特例措置の継続が必要である。</p>		適用件数	減収額(百万円)	令和元年度	0(20)	0(27.2)	令和2年度	3(30)	1.4(41.7)	令和3年度	6(28)	3.1(22.7)
		適用件数	減収額(百万円)												
	令和元年度	0(20)	0(27.2)												
	令和2年度	3(30)	1.4(41.7)												
	令和3年度	6(28)	3.1(22.7)												
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—													
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本特例措置は、特例事業者等が物件を取得するための総費用を軽減する措置であるため、取得の際の経済的なインセンティブとして有効である。													
	前回要望時の達成目標	リート等の資産総額 (2015年：約15兆円→2020年頃：約30兆円) 空き家・空き店舗の再生による新たな投資(小規模不動産特定共同事業の出資総額) (令和2年度から令和4年度の平均値：約3.7億円)													
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和3年度末時点でリート等の資産総額は、概ね30兆円であり、上記達成目標(2020年頃までに約30兆円)をおおよそ達成している。 令和2年度から令和3年度の空き家・空き店舗の再生による新たな投資の平均値は約3.2億円となっており、かつ令和3年度は令和2年度の約5.5倍と、上記達成目標(令和2年度から令和4年度の平均値：約3.7億円)に向けて着実に推移している。													

これまでの 要望経緯	平成25年度 創設 平成27年度 延長・拡充 平成29年度 延長・拡充 令和元年度 延長・拡充 令和3年度 延長・拡充
---------------	---

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設・拡充・延長)

(国土交通省港湾局海岸・防災課)

項 目 名	港湾の民有護岸等 (特定技術基準対象施設) の耐震化の推進のための特例措置の延長	
税 目	法人税	
要 望 の 内 容	<p>【制度の概要】 令和 2 年 3 月 31 日までに耐震性に係る報告を港湾管理者に行った上で、報告後 3 年以内に耐震改修を行った民有の護岸、岸壁及び棧橋について、22% () 又は 18% の特別償却。 () 港湾区域が緊急確保航路の区域に隣接する港湾に存する施設</p> <p>【要望の内容】 耐震改修の期限を 3 年間に (令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日) 延長する。</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法 第 43 条の 2 租税特別措置法施行令 第 28 条の 2 租税特別措置法施行規則 第 20 条の 11</p> <p>港湾法 第 55 条の 3 の 5、第 56 条の 2 の 21、第 56 条の 2 の 22、第 56 条の 5 港湾法施行令 第 17 条の 10 港湾法施行規則 第 28 条の 22、第 38 条</p>	
	平年度の減収見込額	- 百万円
	(制度自体の減収額)	(- 百万円)
	(改正増減収額)	(- 百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p style="text-align: center;">政策目的</p> <p>本特例措置は、港湾において、災害時の海上輸送に活用される耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る航路の機能を非常災害時にも確保できるようにすることで、緊急物資輸送やエネルギー物資輸送の確実な実施を可能にすることを目的としている。</p> <p style="text-align: center;">施策の必要性</p> <p>近年、南海トラフ地震等の大規模地震の切迫性が指摘されているところ、災害発生後の迅速な被災者支援や災害復旧には、海上からの緊急物資輸送やエネルギー物資輸送が重要な役割を果たすことになる。</p> <p>国、港湾管理者等が総力を挙げて非常災害時の港湾機能の確保に向けた取組を行っている中、港湾の護岸等については、その約4分の1は民有の施設が占めており、老朽化により耐震性が不足し、更新が必要なものが急増している。</p> <p>こうした中、平成23年の東日本大震災では、航路沿いの民有護岸等の損壊により土砂が流出した結果、航路が閉塞し、船舶の通行に支障をきたす事態が発生した。</p> <p>また、令和4年3月の福島県沖の地震では、航路の閉塞こそ起きなかったものの、岸壁や護岸等が多数損壊した。近時は、南海トラフ地震等の大規模地震の切迫性が指摘されているところ、災害時の物資輸送に重要な役割を果たす航路の機能確保のためには、民有護岸等の耐震化の一層の促進が必要である。</p> <p>これまで、本特例措置による支援とともに、護岸等の地震に対する安全性に係る点検結果の報告徴収や港湾管理者による立入検査等の取組により、技術基準への適合状況を確認し、民有護岸等の耐震改修を促してきたところである。</p> <p>加えて、技術基準に適合していない施設における耐震改修の実施やシミュレーションによる航路への影響調査等の、民間事業者による取組が行われてきたところであり、国において「港湾における護岸等の耐震性調査・耐震改良のためのガイドライン（平成30年6月）」を作成するなど、民間事業者の取組に資する技術的支援を行ってきた。</p> <p>一方で、民間事業者が耐震改修を実施するに当たっては、多額の資金を要することが事業活動に影響を及ぼす上、昨今の建設資材単価や人件費の高騰、物価高等を受けて、収益に直接結びつかない護岸等への投資判断を遅らせる状況にあったため、当初の想定どおりには耐震改修が進んでいない状況である。</p> <p>このため、耐震改修の努力義務に係る新たな措置を検討するとともに、本特例措置による支援を継続することにより、民有護岸等の耐震改修を促していくことが必要である。</p>
--------------------------	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p> <p>「国土強靱化基本計画」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）において、「製油所の耐性評価・・・護岸等の強化等を着実に推進する」と記載あり。</p> <p>「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（令和 3 年 5 月 25 日中央防災会議決定）において、「港湾管理者等は、・・・岸壁、臨港交通施設等の耐震改修等を促進する」と記載あり。</p> <p>「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）において、「国及び港湾管理者は、緊急物資等の海上輸送基盤としての役割を担う岸壁や航路沿いの護岸等の耐震化を図る」と記載あり。</p> <p>「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」（平成 18 年 3 月 31 日中央防災会議決定）において、「国、地方公共団体、関係事業者は、・・・港湾・漁港の耐震性の強化を進める」と記載あり。</p>
		政策の達成目標	耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る航路沿いの民有護岸等の耐震性を確保する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	3 年間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
		同上の期間中の達成目標	南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁等に至る航路沿いの民有護岸等であって、港湾法第 56 条の 5 第 3 項に基づき、港湾管理者に対して耐震性に係る報告がなされた施設（47 施設）のうち、耐震改修が必要となるもの（14 施設（令和 4 年 8 月時点））について、耐震改修を完了する。
		政策目標の達成状況	南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁等に至る航路沿いの民有護岸等であって、港湾法第 56 条の 5 第 3 項に基づき、港湾管理者に対して耐震性に係る報告がなされた施設（47 施設）のうち、耐震改修が必要となる施設数は、令和 4 年 8 月時点で 14 施設である。
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p> <p>（適用件数） 令和 5 年度：1 件 令和 6 年度：1 件 令和 7 年度：2 件 別紙添付（算出根拠の詳細）</p> <p>（適用事業者の範囲） 所有する護岸・岸壁・棧橋の耐震改修を行う民間事業者</p>		

		<p>要望の措置の 効果見込み (手段としての有効性)</p>	<p>今後の達成目標の見通しとしては、直近では、労務単価の上昇や円安は依然として進行しているものの、建設資材や石油製品価格は上昇基調が一段落し、高止まりの傾向にあり、かつ、本特例措置の対象となる民間事業者における経営状況も回復傾向にあるため、今後、耐震改修の投資余力が生まれるものと想定している。</p> <p>また、令和4年7月までに実施した、護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングにより、令和5年度に1施設、令和6年度に1施設、令和7年度に2施設の耐震改修予定を確認している。なお、今後の適用数は少ないものの、これまでの取組により達成目標までの残りの施設数が14施設とわずかであり、さらに、現時点で耐震改修時期が未定である民間事業者についても、耐震改修の必要性は認識しており、本特例措置を積極的に活用したい意向があることを確認しているところである。よって、本特例措置による税制面での支援の継続と民間事業者に対する耐震性に係る点検の報告徴収や立入検査、耐震改修の努力義務化に係る新たな措置による規制強化等の取組を併せて実施していくことで、達成目標の実現は可能と考えている。</p> <p>達成目標の実現により、緊急確保航路に接続する港湾において、災害時の海上輸送に活用される耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る航路の機能を非常災害時にも確保できるようになり、大きな政策効果が発現すると言える。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置		<p>緊急物資等の輸送確保に向けた港湾における民有護岸等の耐震改修促進のための特例措置（固定資産税）</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額		<p>護岸等の改良に係る無利子貸付制度 (令和5年度要求額：港湾整備事業費2,896億円の内数)</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係		<p>民間事業者に対する無利子貸付制度は、民間事業者に対して改修の資金を供給することにより耐震改修を促進するものである。</p> <p>一方で、上記支援制度を行ってもなお、民間事業者は自身で調達する資金が必ず発生するため、この自己調達資金について本特例措置により特別償却を行うことで投下資金の早期回収を可能とし、資金繰りを改善することができる。</p> <p>このように、両制度は一体となって特定技術基準対象施設の耐震改修の促進に寄与するものである。</p>
		<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>災害時の航路機能を維持するため、広く民間事業者の所有する護岸等の耐震性確保を促進するという政策目的の達成に対して、護岸等は、一般的に収益性が低いにもかかわらず、耐震改修に多額の費用を要することから、事業者の初期投資段階における資金繰りの改善を図る必要がある。</p> <p>この点、初期投資の負担が軽減され、民間事業者による護岸等の耐震改修を促すインセンティブとなる点は減収額相当分を補助金として交付する制度と同様であるが、本特例措置は課税の繰り延べと同じ効果を有するため、補助金の交付制度よりも最終的な国の負担は少ない。</p> <p>さらに、民間事業者に対する耐震性に係る点検結果の報告徴収や立入検査、耐震改修の努力義務化に係る新たな措置による規制強化等の政策手段と併せて実施することにより、政策目的の達成が見込まれる。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

	適用件数	適用額	減収額
平成 30 年	0 件 (2 件)	0 円 (1,250 百万円)	0 円 (116 百万円)
令和元年	1 件 (4 件)	341 百万円 (4,940 百万円)	17.4 百万円 (458 百万円)
令和 2 年	0 件 (5 件)	0 円 (3,700 百万円)	0 円 (343 百万円)

(出典：港湾局調べ)
 前回要望時の適用件数及び減収額については、括弧内のとおりである。

(前回要望時の適用見込みとの乖離の理由)

本特例措置により上記期間中に全国で耐震性が不足する護岸・岸壁・棧橋の耐震改修が進むことを想定していたところである。

しかし、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う建設資材単価や人件費の高騰、昨今のウクライナ情勢や円安による物価高等を受けて、民間事業者においては、収益に直接結びつかない護岸等への投資判断を遅らせる状況にあったため、所期の想定どおりには耐震改修が進まなかった。

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

港湾湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却
 (耐震基準適合建物等の特別償却)

条項：租税特別措置法第 43 条の 2 第 2 項、同法第 68 条の 17 第 2 項

適用件数：平成 30 年度 0 件の内数
 令和元年度 0 件の内数
 令和 2 年度 0 件の内数
 適用額：平成 30 年度 0 (億円)の内数
 令和元年度 0 (億円)の内数
 令和 2 年度 0 (億円)の内数

租税特別措置の適用による効果
 (手段としての有効性)

平成 30 年度から令和 4 年度までについて、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁等に至る航路沿いの民有護岸等であって、港湾法第 56 条の 5 第 3 項に基づき、港湾管理者に対して耐震性に係る報告がなされた施設 (47 施設)のうち、耐震改修が必要となる施設数の推移は、以下のとおりである。

(耐震改修が必要となる施設数の推移)

平成 30 年度：47 施設
 令和元年度：22 施設
 令和 2 年度：18 施設
 令和 3 年度：17 施設
 令和 4 年度：14 施設

以上のように、耐震改修が必要となる施設数が減少している要因として、

- ・ 2 施設で耐震改修を実施したこと、
- ・ 3 施設で再照査により現行の技術基準への適合を確認したこと、
- ・ 3 施設で「港湾における護岸等の耐震性調査・耐震改良のためのガイドライン (平成 30 年 6 月)」に基づくシミュレーシ

		<p>ンにより、土砂流出による航路への影響が無いことを確認したこと、 が挙げられ、本特例措置があることや、本特例措置に伴って実施している規制強化や技術的支援等によって、現時点（令和4年8月）で、耐震改修が必要な施設数は残り14施設まで進捗しており、本特例措置は有効であった。</p> <p>今後の達成目標の見通しとしては、直近では、労務単価の上昇や円安は依然として進行しているものの、建設資材や石油製品価格は上昇基調が一段落し、高止まりの傾向にあり、かつ、本特例措置の対象となる民間事業者における経営状況も回復傾向にあるため、今後、耐震改修の投資余力が生まれるものと想定している。</p> <p>また、令和4年7月までに実施した、護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングにより、令和5年度に1施設、令和6年度に1施設、令和7年度に2施設の耐震改修予定を確認している。</p> <p>なお、今後の適用数は少ないものの、これまでの取組により達成目標までの残りの施設数が14施設とわずかであり、さらに、現時点で耐震改修時期が未定である民間事業者についても、耐震改修の必要性は認識しており、本特例措置を積極的に活用したい意向があることを確認しているところである。よって、本特例措置による税制面での支援の継続と民間事業者に対する耐震性に係る点検結果の報告徴収や立入検査、耐震改修の努力義務化に係る新たな措置による規制強化等の取組を併せて実施していくことで、達成目標の実現は可能と考えている。</p> <p>達成目標の実現により、緊急確保航路に接続する港湾において、災害時の海上輸送に活用される耐震強化岸壁や石油製品の出入荷施設に至る航路の機能を非常災害時にも確保できるようになり、大きな政策効果が発現すると言える。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>南海トラフ地震防災対策推進区域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの私有護岸等のうち、平成30年度に確立した簡易な耐震性調査手法等を用い、特に耐震改修が必要となるものについて、耐震性の確保を進める。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う建設資材単価や人件費の高騰、昨今のウクライナ情勢や円安による物価高を受けて、民間事業者においては、収益に直接結びつかない護岸等への投資判断を遅らせる状況にあったため、所期の想定どおりには耐震改修が進まなかった。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成26年度 創設 平成30年度 拡充・延長</p>

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設・拡充・延長)

(国土交通省航空局総務課企画室)

項目名	航空機燃料税に係る所要の措置											
税目	航空機燃料税											
要望の内容	<p>新型コロナウイルス感染症等の影響により、国際線をはじめとする航空旅客需要はいまだ回復途上にあり、航空ネットワークの担い手である航空会社を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いている。航空ネットワークを維持・確保し、航空需要の回復に的確に対応するため、航空機燃料税に係る所要の措置を講じる。</p> <p>【関連法令】 航空機燃料税法第 11 条 租税特別措置法第 90 条の 8・第 90 の 8 の 2・第 90 条の 9 沖縄振興特別措置法第 27 条</p> <table border="1" data-bbox="887 842 1489 1010"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>(</td> <td>— 百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(</td> <td>— 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	(— 百万円)	(改正増減収額)	(— 百万円)
平年度の減収見込額	—	百万円										
(制度自体の減収額)	(— 百万円)										
(改正増減収額)	(— 百万円)										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>航空ネットワークを維持・確保するため。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>航空ネットワークは公共交通として国民の社会経済活動を支えるとともに、ポストコロナの我が国の成長戦略の実現に不可欠な「空のインフラ」である。</p> <p>新型コロナウイルス感染症等の影響により、国際線をはじめとする航空旅客需要はいまだ回復途上にあり、航空ネットワークの担い手である航空会社を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いている。</p> <p>航空ネットワークを維持・確保し、今後の航空需要の回復に的確に対応するため、所要の措置を講じる必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○航空ネットワークの維持・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和4年6月7日閣議決定） 2. 社会課題の解決に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> （3）多極化・地域活性化の推進 <ul style="list-style-type: none"> （分散型国づくり・地域公共交通ネットワークの再構築） 我が国の成長と国民生活を支えるサプライチェーンの強化や観光等による地域活性化に向けた環境整備のため、航空ネットワークの維持・活性化等に取り組む。 （観光立国の復活） 国際交通を支える航空・空港関連企業の経営基盤強化を図りつつ、インバウンドの戦略的回復に取り組む。 ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2022（フォローアップ）（令和4年6月7日閣議決定） Ⅲ. 経済社会の多極集中化 <ul style="list-style-type: none"> 1. デジタル田園都市国家構想の推進 <ul style="list-style-type: none"> （2）デジタル田園都市国家を支える農林水産業、観光産業、教育の推進 ②インバウンドの復活など地域の実情に応じた産業支援（地域観光の復活に向けた支援） 観光需要の回復・拡大に向けて航空ネットワークを維持・強化するため、航空・空港会社の設備投資等を支援するとともに、…関西国際空港、中部国際空港、福岡空港等の機能強化を進める。 <p>政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標 24 航空交通ネットワークを強化する</p>
		政策の達成目標	—
	租税特別措置の適用又は延長期間	—	
	同上の期間中の達成目標	—	
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—

	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>航空機燃料税について、平成 23 年度～令和 4 年度に軽減措置を実施。 直近三年間の見込み減収額は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本則路線 (26,000 円/kl→18,000 円/kl) 軽減額※国税庁統計から算出。 H30 年度 25,880 百万円 R1 年度 26,413 百万円 R2 年度 12,830 百万円 ・ 沖縄路線 (13,000 円/kl→9,000 円/kl) 軽減額 H30 年度 15,848 百万円 R1 年度 16,394 百万円 R2 年度 9,966 百万円 ・ 特定離島路線 (19,500 円/kl→13,500 円/kl) 軽減額 H30 年度 785 百万円 R1 年度 778 百万円 R2 年度 557 百万円
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>○本則路線 国内航空路線に係る運航コストの低減を通じ、国内航空ネットワークの維持・回復につながっている。</p> <p>○沖縄路線 沖縄と本土、沖縄県内を結ぶ路線にかかる航空機燃料税の軽減措置は、航空運賃の低廉化を通じ、本土から安定的な観光・ビジネス需要を確保するために有効な手法である。</p> <p>○特定離島路線 離島住民にとって生活や産業を支える重要な交通手段であり、軽減措置の実施は地域経済の維持に有効な手法である。</p>
	前回要望時の達成目標	—

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>・本則特例 平成23年度 制度創設 平成26年度 延長（3年間） 平成29年度 延長（3年間） 令和2年度 延長（2年間） 令和3年度 拡充（18,000円/kl→9,000円/kl） 令和4年度 変更（9,000円/kl→13,000円/kl）</p> <p>・沖縄路線 平成9年度 制度創設 平成11年度 拡充（軽減率引き上げ：15,600円/kl→13,000円/kl） 平成14年度 延長（5年間） 平成19年度 延長（5年間） 平成23年度 拡充（1年間）（本則の軽減に伴い軽減率変更：13,000円/kl→9,000円/kl） 平成24年度 延長（2年間） 平成26年度 延長（3年間）、拡充（特定離島路線の一部を沖縄路線に変更） 平成29年度 延長（3年間） 令和元年度 拡充（軽減対象に下地島を追加） 令和2年度 延長（2年間） 令和3年度 拡充（9,000円/kl→4,500円/kl） 令和4年度 変更（4,500円/kl→6,500円/kl）</p> <p>・特定離島路線 平成11年度 制度創設 平成13年度 延長（2年間） 平成15年度 延長（2年間） 平成17年度 延長（2年間） 平成19年度 延長（2年間） 平成21年度 拡充（2年間）（指定追加） 平成23年度 拡充（3年間）（本則の軽減に伴い軽減率変更：19,500円/kl→13,500円/kl） 平成26年度 延長（3年間） 平成28年度 拡充（指定追加） 平成29年度 延長（3年間） 令和2年度 延長（2年間） 令和3年度 拡充（13,500円/kl→6,750円/kl） 令和4年度 変更（6,750円/kl→9,750円/kl）</p>

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(国土交通省 大臣官房 技術調査課)

項 目 名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長		
税 目	所得税 (租税特別措置法第 10 条、租税特別措置法施行令第 5 条の 3、 租税特別措置法施行規則第 5 条の 6) 法人税 (租税特別措置法第 42 条の 4、 租税特別措置法施行令第 27 条の 4、 租税特別措置法施行規則第 20 条)		
要 望 の 内 容	<p>我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>具体的には、企業が研究開発投資を増加させるインセンティブの更なる向上を図るため、投資インセンティブが効果的に働くよう見直しを行うとともに、オープンイノベーションの促進を図るための制度の見直し等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般型のインセンティブ強化 ○オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び控除率の引上げ ○サービス開発の要件の見直し ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 (2 年間延長 (令和 6 年度末まで)) ○試験研究費の額が平均売上金額の 10% 超の場合の上乗措置の適用期限の延長 (2 年間延長 (令和 6 年度末まで)) ○中小企業者等について、試験研究費が 9.4% 超増加した場合の上乗措置の適用期限を延長 (2 年間延長 (令和 6 年度末まで)) ○オープンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別研究機関等に福島国際研究教育機構を追加するとともに、成果活用促進事業者及び新事業開拓における研究開発の成果を活用する事業者と同機構から出資を受ける者を追加 等 		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	(精査中) 百万円 (▲505,300 百万円) (▲24,000 百万円)	

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

我が国の研究開発投資総額（令和2年度：19.2兆円）の約7割（同：13.8兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。

(2) 施策の必要性

我が国の民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約7割を担っており、イノベーション創出にあたって中核的な機能を果たしている。我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進していく必要がある。

しかしながら我が国は、長年主要国中第1位であった研究開発投資の対GDP比率で平成21年度に韓国に抜かれ、主要国中第2位であった民間の研究開発投資額でも平成22年度に中国に抜かれ、後塵を拝している。また、リーマンショック後、足許における主要国の研究開発投資伸び率を比較すると、我が国の伸び率は他国と比較して最も低く、大きな危機感を持たざるを得ない状況である。

一般的に、研究開発投資は、企業にとっては「今すぐには稼げない」投資であり、その経済効果も後から生まれるものであることから、短期的に見た場合には優先順位が低くなる。

また、研究開発投資は、一企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える（スピルオーバー効果）いわゆる外部経済性を有するため、社会的に望ましい水準を下回り過小投資となりやすい性質も持つ。そのため、我が国の成長力・国際競争力の源泉となる研究開発活動を適正水準へと促し、さらに加速させるために政府による支援が必要である。

革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。

こうした中、科学技術・イノベーション基本計画〔令和3年3月26日閣議決定〕において、2021年度から2025年度までの5年間で、官民合わせた研究開発投資の総額約120兆円を達成することが目標として定められた。このような高い目標を達成するためには、我が国の研究開発投資総額の約7割を担う民間企業の研究開発投資を促していくことが重要。そのためにも、研究開発投資を増加する企業に対して、より一層のインセンティブを付与していくような制度設計が必要である。

加えて、産業全体が成熟しつつある我が国において、今後もイノベーションを起こし続けていくためには、大企業とスタートアップのオープンイノベーションを促すことが重要である。すなわち、「大企業にとっては新技術を取り込むことで新陳代謝が促され、更なる成長を見込むことができる」、「スタートアップにとっては大規模な経営資源を活用することで効率的な経営と事業の拡大が期待できる」ことから、オープンイノベーションは双方にとって非常に有意義であると言える。しかし、我が国においては、海外の主要国と比べても、大企業とスタートアップのオープンイノベーションが十分に進んでいるとは言えない状況であり、オープンイノベーションがより促進させるような制度に見直ししていく必要がある。

<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及</p> <p>○ 科学技術・イノベーション基本計画 [令和 3 年 3 月 26 日閣議決定] 第 3 章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化 (b) あるべき姿とその実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標） ・ 2021 年度より 2025 年度までの、政府研究開発投資の総額の規模：約 30 兆円 ・ 2021 年度より 2025 年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額：約 120 兆円（政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案）</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針） [令和 4 年 6 月 7 日閣議決定] 第 2 章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (2) 科学技術・イノベーションへの投資 ～略～研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。～略～</p> <p>(3) スタートアップ（新規創業）への投資 ～略～ベンチャーキャピタルとも連携した支援の拡充や創業ベンチャーへの支援の強化を行うほか、革新技术の研究開発とスタートアップ創出を行う拠点づくりを海外の大学等とも連携し、民間資金を基盤として運営される形で進める。～略～</p> <p>○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 [令和 4 年 6 月 7 日閣議決定] Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資 ～略～民間の現預金を活用した研究開発投資に対するインセンティブを強化する。具体的には、オープンイノベーションを更に加速し、研究開発投資全体を押し上げられるよう、民間企業の研究開発投資を促進するための税制の在り方について検討を進める。 ～略～ その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。</p> <p>3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進 (2) 付加価値創造とオープンイノベーション</p> <p>② 既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し ～略～スタートアップに投資し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。このため、オープンイノベーションを促進するため、税制等の在り方をこれまでの効果も勘案し再検証する。</p> <p>○ 激変する世界・日本における今後の中小企業政策の方向性—成長に向けた自己変革に挑戦し、地域を支える中小企業が「成長と分配の好循環」をリードする— [令和 4 年 6 月 22 日 中小企業政策審議会 総会] 第 4 章</p>
-----------------------------	------------	--------------------------	--

		<p>(略)世界や日本が構造変化に直面する中、日本経済全体のパフォーマンスを向上させ、「成長と分配の好循環」を実現する上でも、また、新たな価値観や地政学リスクに対応するサプライチェーンを構築する上でも、中小企業・小規模事業者が本来持つ強み(分厚い構造、イノベーションに適した特性等)を發揮し、成長・生産性向上を目指していくことが重要である。(略)こうした企業が成長志向に変革していき、一者でも多くの中小企業・小規模事業者が成長志向になることを目指して、政策支援を展開していきたい。</p>																																			
	政策の達成目標	<p>官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする。 (政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案)</p>																																			
	租税特別措置の適用又は延長期間	<p>○一般型のインセンティブを強化 ○オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び控除率の引上げ ○サービス開発の要件の見直し ○オープンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別研究機関等に福島国際研究教育機構を追加するとともに、成果活用促進事業者及び新事業開拓における研究開発の成果を活用する事業者と同機関から出資を受ける者を追加 (以上、適用期限の定めなし) ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 ○試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の上乗せ措置 ○中小企業者等について、試験研究費が9.4%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組み (以上、令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年間))</p>																																			
	同上の期間中の達成目標	<p>官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする。</p>																																			
	政策目標の達成状況	<p>○公共機関等における研究開発投資は増加したものの、企業における投資は減少したことから、研究開発投資の総額は減少している。</p> <p>研究主体別研究費の推移(億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2016年度</th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> <th>前年比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総額</td> <td>184,326</td> <td>190,504</td> <td>195,260</td> <td>195,757</td> <td>192,365</td> <td>-1.7</td> </tr> <tr> <td>企業</td> <td>133,183</td> <td>137,989</td> <td>142,316</td> <td>142,121</td> <td>138,608</td> <td>-2.4</td> </tr> <tr> <td>非営利団体・公共機関</td> <td>151,102</td> <td>16,097</td> <td>16,160</td> <td>16,435</td> <td>16,997</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>大学等</td> <td>36,042</td> <td>36,418</td> <td>36,784</td> <td>37,202</td> <td>36,760</td> <td>-1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：総務省「科学技術研究調査」)</p>		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	前年比(%)	総額	184,326	190,504	195,260	195,757	192,365	-1.7	企業	133,183	137,989	142,316	142,121	138,608	-2.4	非営利団体・公共機関	151,102	16,097	16,160	16,435	16,997	3.4	大学等	36,042	36,418	36,784	37,202	36,760	-1.1
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	前年比(%)																															
総額	184,326	190,504	195,260	195,757	192,365	-1.7																															
企業	133,183	137,989	142,316	142,121	138,608	-2.4																															
非営利団体・公共機関	151,102	16,097	16,160	16,435	16,997	3.4																															
大学等	36,042	36,418	36,784	37,202	36,760	-1.1																															
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>○令和5年度適用件数見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般型 3,698件/事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制 6,091件/事業年度 ・オープンイノベーション型 692件/事業年度 																																			

		<p>要望の措置の 効果見込み (手段としての有効性)</p>	<p>経済波及効果の試算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度減収額 5,053 億円 ↓ 研究開発税制等による研究開発投資押し上げ効果 ・ 研究開発税制等の研究開発投資押し上げ効果：5,851 億円 ・ 令和2年度～令和12年度までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果：3兆5,093 億円 <p>(出典：経済産業省「令和3年度産業技術調査事業（研究開発税制の今後の在り方に関する調査）」)</p> <p>研究論文 (Kasahara et al. (2014)) によれば、2003年度の税制改正における総額型の導入により、研究開発投資が3.0～3.4%増加したとされている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所がEBPMの一環として行った研究のディスカッションペーパー(池内(2022))によれば、2015年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。</p> <p>以上のように、本税制の効果分析は一定程度行われているところであるが、こうした過去の分析等を踏まえつつ、引き続き、本税制の効果分析について検討していく。</p>																																			
相 当 性	<p>当該要望項目以外の税制上の措置</p>		<p>なし</p>																																			
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>		<p>政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定</p>																																			
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>		<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>なお、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p> <p>民間研究開発投資に対する政府支援の対民間研究開発比率 (2019)</p> <table border="1" data-bbox="549 1498 1302 1872"> <thead> <tr> <th></th> <th>研究開発税制</th> <th>補助金等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>9.98%</td> <td>2.05%</td> <td>12.03%</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td>11.37%</td> <td>12.33%</td> <td>23.70%</td> </tr> <tr> <td>英国</td> <td>33.01%</td> <td>8.14%</td> <td>41.15%</td> </tr> <tr> <td>独国</td> <td>0.00%</td> <td>6.97%</td> <td>6.97%</td> </tr> <tr> <td>仏国</td> <td>28.39%</td> <td>11.09%</td> <td>39.48%</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>12.23%</td> <td>16.50%</td> <td>28.73%</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>6.85%</td> <td>5.65%</td> <td>12.50%</td> </tr> <tr> <td>7カ国平均</td> <td>14.55%</td> <td>8.96%</td> <td>23.51%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：OECD Main Science and Technology Indicators)</p> <p>※独国は従来税制支援制度が無かったが、研究開発に係る税制上の優遇措置に関する法律 Research Allowance Act (RAA) を2019年可決、2020年1月から施行。</p>		研究開発税制	補助金等	合計	日本	9.98%	2.05%	12.03%	米国	11.37%	12.33%	23.70%	英国	33.01%	8.14%	41.15%	独国	0.00%	6.97%	6.97%	仏国	28.39%	11.09%	39.48%	韓国	12.23%	16.50%	28.73%	中国	6.85%	5.65%	12.50%	7カ国平均	14.55%	8.96%
	研究開発税制	補助金等	合計																																			
日本	9.98%	2.05%	12.03%																																			
米国	11.37%	12.33%	23.70%																																			
英国	33.01%	8.14%	41.15%																																			
独国	0.00%	6.97%	6.97%																																			
仏国	28.39%	11.09%	39.48%																																			
韓国	12.23%	16.50%	28.73%																																			
中国	6.85%	5.65%	12.50%																																			
7カ国平均	14.55%	8.96%	23.51%																																			

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。</p> <p>研究開発税制については、平成 29 年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。さらに、令和元年度税制改正、令和 3 年度税制改正のそれぞれにおいて控除率カーブを変更し、更なるメリハリの強化を進めてきたところ。</p> <p>しかしながら、2021 年に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において「官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする」ことが目標として示されており、これを達成するためには、今まで以上のスピードで、研究開発投資を増加させていくことが必要な状況となっており、インセンティブをさらに強化し、民間の研究開発投資を後押ししていく。</p> <p>大企業とスタートアップの委託・共同研究を促すことは、大企業にとっては、新しい技術・アイデアを取り込むことにつながり、新領域への研究開発投資の機会を生み出すことにつながる。また、スタートアップにとっては、大企業の経営資源を活用することで、成長のスピードを加速化することができ、その成長過程で多額の研究開発投資を行うことができる。</p> <p>そのため、大企業のスタートアップとの委託・共同研究を支援するオープンイノベーション型を、より使いやすい制度に見直すことは、我が国の研究開発投資を増やすことに効果的であり、政府目標の達成を目指す上で妥当であると考えられる。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>① 減取額実績（うち、資本金 1 億円以下の法人分）</p> <p><一般型> 平成 30 年度 5,751 億円（57 億円） 令和 元年度 5,192 億円（101 億円） 令和 2 年度 4,737 億円（132 億円）</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 平成 30 年度 357 億円（357 億円） 令和 元年度 287 億円（286 億円） 令和 2 年度 208 億円（206 億円）</p> <p><高水準型> 平成 30 年度 23 億円（1.2 億円） 令和 元年度 6.7 億円（0.3 億円） 令和 2 年度 -1 億円（-1 億円）</p> <p><オープンイノベーション型> 平成 30 年度 84 億円（3.7 億円） 令和 元年度 88 億円（4.0 億円） 令和 2 年度 108 億円（4.5 億円）</p> <p>② 適用事業者数（うち、資本金 1 億円以下の法人分）</p> <p><一般型> 平成 30 年度 3,822 法人（1,017 法人） 令和 元年度 3,598 法人（1,010 法人） 令和 2 年度 3,504 法人（1,024 法人）</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 平成 30 年度 5,690 法人（5,674 法人） 令和 元年度 5,478 法人（5,463 法人） 令和 2 年度 5,164 法人（5,148 法人）</p> <p><高水準型></p>

		<p>平成 30 年度 149 法人 (110 法人) 令和 元年度 96 法人 (79 法人) 令和 2 年度 -法人 (-法人)</p> <p><オープンイノベーション型> 平成 30 年度 580 法人 (283 法人) 令和 元年度 554 法人 (254 法人) 令和 2 年度 562 法人 (281 法人) (出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>※前回要望時（令和 3 年度税制改正要望時）における令和 2 年度の総額型、中小企業技術基盤強化税制の減収見込額及び適用見込事業者数は、別紙に記載。</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>① 租税特別措置法の条項 42 条の 4</p> <p>②令和 2 年度適用件数（うち、資本金 1 億円以下の法人分） (1) 一般型：3,504 法人 (1,024 法人) (2) 中小企業技術基盤強化税制：5,164 法人 (5,148 法人) (3) オープンイノベーション型：562 法人 (281 法人)</p> <p>③令和 2 年度適用額（うち、資本金 1 億円以下の法人分） (1) 一般型：4,737 億円 (132 億円) (2) 中小企業技術基盤強化税制：208 億円 (206 億円) (3) オープンイノベーション型：108 億円 (4.5 億円)</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>○企業の研究開発費の推移（うち、資本金 1 億円未満の企業分）</p> <p>平成 26 年度 135,864 億円 (5,141 億円) 平成 27 年度 136,857 億円 (4,404 億円) 平成 28 年度 133,183 億円 (4,357 億円) 平成 29 年度 137,989 億円 (3,955 億円) 平成 30 年度 142,316 億円 (3,809 億円) 令和 元年度 142,121 億円 (4,077 億円) 令和 2 年度 138,608 億円 (4,261 億円) (出典：総務省「科学技術研究調査」)</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>次期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和 2 年度の民間企業の研究開発投資は、対 GDP 比 2.59%となっている（総務省「科学技術研究調査」）</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>昭和 42 年度 創設 増加した試験研究費の 25%税額控除 昭和 43 年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分………25%税額控除 昭和 49 年度 縮減 15%を越える増加分…50%税額控除 15%以下増加分………25%税額控除 昭和 51 年度 縮減 増加した試験研究費の 20%税額控除 昭和 60 年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設 昭和 63 年度 拡充 特定株式の取得価額の 20%を増加試験研究費として特別加算 平成 5 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設</p>

		(共同試験研究促進税制の創設)
平成 6 年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (国際共同試験研究促進税制の創設)
平成 7 年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を追加)
平成 9 年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を行う民間企業が自 社内で支出する試験研究費を税額控除の対象 に追加)
平成 11 年度	拡充	比較試験研究費の額を過去 5 年間の各期の試 験研究費の額の多い方から 3 期分の平均額と し、当期の試験研究費の額を超える場合に は、その比較試験研究費の額を超える部分の 金額の 15%相当額を税額控除する制度へ改 組。 特別税額控除限度額を当期の法人税額の 12% 相当額(特別試験研究の額がある場合には、 その支出額の 15%相当額を加算することと し、当期の法人税額の 14%相当額)に変更。
	縮減	基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑 化法の特定事業者に係る特例の廃止。
平成 13 年度	拡充	特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試 験研究機関等に該当する特定独立行政法人と の共同試験研究を追加。
	縮減	伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造 協同組合等が賦課する負担金の廃止。
平成 15 年度	拡充	試験研究費総額の一定割合の税額控除制度 (総額型)の創設。
平成 18 年度	拡充	試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創 設。
	縮減	税額控除率の 2%上乗せ措置の廃止。
平成 20 年度	拡充	試験研究費の増加額×5%を税額控除する制 度(増加型)の創設。 売上高の 10%を超える額×一定比率を税額控 除する制度(高水準型)の創設。
平成 21 年度	拡充	産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後 の同法に規定する試験研究独立行政法人と共 同して行う試験研究に係る費用及び同法人に 委託する試験研究に係る費用を加える。
	拡充	(経済対策)総額型等について①控除上限の 引上げ(20%→30%)、②税額控除限度超過 額の平成 23、24 年度への繰越控除を措置 (22 年度末まで)。
平成 22 年度	延長	増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長 (23 年度末まで)。
平成 23 年度	縮減	総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上 げる措置について、適用期限延長せず。
	延長	(平成 23 年 6 月再つなぎ法) 総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上

		<p>げる措置を延長（23年度末まで）。</p> <p>平成24年度 延長 増加型・高水準型の適用期限を2年間延長（25年度末まで）。</p> <p>平成25年度 拡充 総額型の控除上限の引上げ（20%→30%）（26年度末まで）</p> <p>平成26年度 拡充 増加型・高水準型の適用期限を3年間延長（28年度末まで）</p> <p>増加型を、試験研究費の増加割合に応じて控除率が高くなる仕組み（最大30%まで）に改組。</p> <p>平成27年度 拡充 総額型と特別試験研究費税額控除制度（O1型）をあわせ、控除上限を30%（総額型25%、O1型5%）にするとともに、両制度を適用期限の定めのない措置に改組。</p> <p>O1型について、①控除率の引上げ（12%→20%/30%）、②対象費用の拡大（中小企業者等からの知財権の使用料の追加）。</p> <p>縮減 繰越控除制度の廃止。</p> <p>平成29年度 拡充 増加型を廃止した上で、試験研究費の増減率に応じて総額型の控除率が変動する仕組みを導入（控除率の一部は30年度末まで）。</p> <p>売上高試験研究費割合が10%超の場合、その割合に応じて控除上限を上乗せできる仕組みを導入（30年度末まで）。</p> <p>中小企業者等について、試験研究費が5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを導入（30年度末まで）。</p> <p>試験研究費の定義を見直し、サービスの開発を支援対象に追加。</p> <p>O1型の要件を緩和。</p> <p>延長 高水準型の適用期限を2年間延長（30年度末まで）。</p> <p>令和元年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の控除上限引上げ（5%→10%）、支援対象の拡大及び一部控除率の引上げ</p> <p>総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。</p> <p>高水準型を廃止し、試験研究費割合が10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設（令和2年度末まで）。</p> <p>ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。</p> <p>延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和2年度末まで）</p> <p>令和3年度 拡充 一般型（総額型から改名）の控除上限を25%から30%に引き上げ（2年間）</p> <p>※2020年2月1日より前に終了する事業年度と比較し一定の要件を満たした場合。</p> <p>一般型の控除率を見直し増加インセンティブ</p>
--	--	---

	<p>を強化。</p> <p>自社利用ソフトウェアに区分されるソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。</p> <p>特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研究法人の外部化法人及び人文系の研究機関を追加。</p> <p>縮減 特別試験研究費について、50万円超の共同研究に限定。</p> <p>延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和4年度末まで）</p>
--	--

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省鉄道局総務課企画室）

項目名	DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の拡充及び延長		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	適用期限を2年間延長する。（令和6年度末まで）		
	より一層効果的なDXにつながるデジタル投資を支援するため税制認定要件等の見直しを図る。		
	「関係条文」 ・ 租税特別措置法第十条の五の六 ・ 租税特別措置法第四十二条の十二の七 ・ 租税特別措置法施行令第二十七条の十二の七 ・ 租税特別措置法施行規則第二十条の十の三		
容	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	精査中 (- 百万円) (▲11,000 百万円)	

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国企業が「新たな日常」に適応していくために行う、従前とは異なる事業領域への進出等の取組を支援し、我が国の産業競争力の強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>新型コロナウイルス感染症により人の生活や経済の在り方がリアル（接触・対面）からバーチャル（非接触・遠隔）へと転換する中、コロナ以前からあった“ビジネスのデジタル化”の流れが速化することは不可避。また、海外に目を向けると、既に DX を実施していた企業を中心に、コロナ禍においても売上を増加させているなど、不確実性の高い時代においても生き抜ける構造に転換してきている。日本企業においてもこうした、With/Post コロナにおける事業環境に適応し、事業の回復、新たな需要の取り込みを図るためには、DX を推し進めることが必須。</p> <p>しかし、企業の業態変革を伴う先進的なデジタル投資は、短期主義的観点から十分になされない可能性や、企業の変革を伴わない小手先・表面だけのデジタル化になる可能性など、当該投資が生み出す将来収益の不確実性が高く、更にコロナにより事業・財務が毀損し、新規投資を躊躇している状況。</p> <p>先進的な取組を行う意欲ある企業を後押すため、産業競争力強化法の支援措置に加え、税制上のインセンティブを付与することで、企業変革を伴うデジタル投資のリスクを低減することが重要であり、事業適応に必要なデジタル投資を支援するため、クラウドサービス等の利用に係る費用も対象にした税制措置を令和2年度税制改正で創設したところ。</p> <p>本税制の支援の結果、コロナ禍における事業環境の変化に対応するため、通常の企業変革に比べても難易度の高い DX に取り組む企業の大胆な投資を、DX 税制を通して後押しし、好事例を創出。全体的にも、企業による IT 投資は回復の傾向に向かい、小手先の IT 活用ではなくデジタルを活用して企業変革に取り組む企業が徐々に増えつつある。</p> <p>一方、依然として、企業においては、「ランザビジネス（現行ビジネスの維持・運営）」の予算が多く（2021年度:76.4%）を占め、「バリューアップ（ビジネスの新しい施策展開）」の予算に移行できていない。また、現行制度では投資意思決定日から事業供用日（期限）が約2年程度であることから、大規模なシステム投資実態と適用期間が合わないことが課題の1つとして挙げられる。世界との差は依然大きく、「新しい資本主義」の実現により、経済を立て直し、新たな成長軌道に乗せていくため、引き続き DX 税制により大胆な投資を促していくことが重要。</p> <p>加えて、「モノからコトへ」にも象徴されるように、DX、GXといった大きな変革の波の中にあって創造性を発揮するためには、人の重要性が増しており、人への投資が不可欠となっており、デジタル投資と併せてこれを活用した企業変革を推進する人材の確保・育成についても企業自ら迅速かつ計画的に進めていくことが必要。</p> <p>以上のことから、引き続き日本企業への DX 推進を促すため、本税制の期限を令和7年3月31日まで延長するとともに、より一層効果的なDXにつながるデジタル投資を支援するため税制認定要件等の見直しを図る。</p>	
	今回の要望（租税	合理性

への投資」を拡大することにより、次なる成長の機会を生み出すことが不可欠である。「人への投資」は、新しい資本主義に向けて計画的な重点投資を行う科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXに共通する基盤への中核的な投資であるとも言える。こうした考えの下、働く人への分配を強化する賃上げを推進するとともに、職業訓練、生涯教育等への投資により人的資本の蓄積を加速させる。(後略)

2. 社会課題の解決に向けた取組

(3) 多極化・地域活性化の推進 (デジタル田園都市国家構想) 「デジタル田園都市国家構想基本方針」に基づき、(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決、(2) ハード・ソフトのデジタル基盤整備、(3) デジタル人材の育成・確保、(4) 誰一人取り残されないための取組、の4つを柱として取組を進め、「デジタル田園都市国家構想」の実現を目指す。

(人的資本投資)

成長分野における重点投資等を通じた質の高い雇用の拡大を図りつつ、「人への投資」を抜本的に強化するため、2024年度までの3年間に、一般の方から募集したアイデアを踏まえた、4,000億円規模の予算を投入する施策パッケージを講じ、働く人が自らの意思でスキルアップし、デジタルなど成長分野へ移動できるよう強力に支援する。(中略)

○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 (令和4年6月7日閣議決定)

Ⅱ. 新しい資本主義を実現する上での考え方

2. 我が国企業における研究開発投資や設備投資は諸外国に大きく遅れをとっている。我が国においても、新たな官民連携により、イノベーションを大胆に推進し、我が国の経済・社会システムをバージョンアップしていくことが不可欠であり、コストカットによる競争から付加価値の創造へ大胆に変革していく。また、アイデアが実用化されるスピードが速く、新たな技術が高速でアップデートされ続けるDX・GX時代には、競争力の源泉は、従来型の機械設備等のモノではなく、モノよりコト、有形資産より無形資産が重要になっている。(後略)

○新しい資本主義 フォローアップ (令和4年6月7日閣議決定)

Ⅲ. 経済社会の多極集中化

1. デジタル田園都市国家構想の推進

(3) デジタル田園都市国家構想の前提となる安心の確保
②豊かな田園都市国家を支える交通・物流インフラの整備
・各地のローカル鉄道について、国が中心となった新たな協議の枠組みを通じて、鉄道事業者と沿線地域が相互に協力・協働しながら、地域での必要性を再確認し、保守等を含むDXの推進や新技術の活用、輸送モード間の連携等により、地域の理解を得つつ、持続可能性と利便性の高い地域交通ネットワークへ再構築していくための具体的方策を2022年度中に検討し、その再構築のための環境を整備する。

4. 産業のデジタル化

(3) 産業全体のデジタルトランスフォーメーション
DXの推進原則 (デジタルガバナンス・コード) に適合した企業を認定するDX認定制度や、優れたDXの取組を行う上場企業を選定するDX銘柄の取組を通じて市場の評価を通じたDXの推進を進めるとともに、DX認定を受けた企業が認定計画に基づいて行うデジタル関連投資に対する税制措置であるDX投資促進税制を通じて、企業のDX推進を後押しし、更な

		る産業全体のデジタルトランスフォーメーションを促す。
	政策の達成目標	我が国事業者によるデジタルトランスフォーメーション(DX)の実現による高い生産性及び十分な需要を確保することにより、高い収益性の実現を図る。
	租税特別措置の適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年間)
	同上の期間中の達成目標	我が国事業者によるデジタルトランスフォーメーション(DX)の実現による高い生産性及び十分な需要を確保することにより、高い収益性の実現を図る。 具体的には、5年間の計画期を経て措置を適用した事業者において、事業適応計画終了年度におけるROAが2014-2018年平均から1.5%向上すること、同計画の終了年度における売上高伸び率が過去5年度の業種売上高伸び率+5%ポイントとなること
	政策目標の達成状況	事業適応計画認定数は29件(令和4年8月9日時点)、うち13の事業者から各社の適応計画の実施状況報告(令和4年8月9日時点)を受けており、大規模な投資計画の策定・実施を含めてDXの取組が進められている。
有効性	要望の措置の適用見込み	【事業適応計画数】 令和3年度 20件 令和4年度(見込み) 34件 令和5年度(見込み) 34件 令和6年度(見込み) 34件 ※令和4年度の見込みについては、令和3年度の実績をもとに、制度施行が同年8月となったことを考慮し、期間を割り戻すことで算出することとし、令和5、6年度の見込みについては、令和4年度と同様としている
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本税制は、産業競争力強化法に基づく事業適応計画と紐付いた税制措置であり、その計画の目的として、上記達成目標に準じたものを事業者毎に設定する制度措置が講じられる予定であるため、この計画を実施していくことで直接的に高い生産性及び十分な需要を確保することが期待される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	新型コロナウイルス感染症は、産業構造転換を大幅に加速するものであり、ウィズ・ポストコロナにおいて我が国企業が競争力を維持・強化するためには、事業環境の変化に適応し、企業変革を行うことが不可欠。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	<p>【適用件数】 令和3年度（見込み）20件 令和4年度（見込み）34件</p> <p>【減収額】 令和3年度（見込み）79億円 令和4年度（見込み）118億円</p> <p>※令和3年度の見込みについては、計画認定ベースの数値を記載している ※令和4年度の見込みについては、適用件数、減収額ともに、上記の「要望の措置の適用見込み」で示した考え方の下で記載している</p>
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	コロナ禍における事業環境の変化に対応するため、通常の企業変革に比べても難易度の高いDXに取り組む企業の大胆な投資を、本税制を通して後押しし、好事例を創出。全体的にも、業務プロセスの効率化等の小手先のIT活用ではなく、デジタルを活用してビジネスモデルの変革に取り組む企業が徐々に増えつつある。
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯		令和3年度 DX投資促進税制を創設

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省自動車局貨物課）

項目名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長								
税目	所得税 租税特別措置法第10条の3 租税特別措置法施行令第5条の5 租税特別措置法施行規則第5条の8 法人税 租税特別措置法第42条の6、第52条の2 租税特別措置法施行令第27条の6、第30条 租税特別措置法施行規則第20条の3								
要望の内容	適用期限を2年間延長する。 <table border="1" data-bbox="887 972 1490 1140"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（▲46,300 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（▲46,300 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	— 百万円								
（制度自体の減収額）	（▲46,300 百万円）								
（改正増減収額）	（ — 百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国土交通省関係の中小企業者が生産性向上のための投資をしやすい環境を整備することを通じて、質の高い物流サービスの提供や公共事業の確実な施行等を確保し、もって国民生活の安定と我が国の経済活動の発展に資することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。</p> <p>物価高・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業の収益環境は悪化している。生産性を向上させ、賃上げを行い、経済の好循環を進めるためにも、設備投資を促進する必要があるところ、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ設備投資がまだ十分回復していない状況にある。</p> <p>このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促すため、特別償却等の税制上の強力な支援を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。</p>								

<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>7. 中小企業及び地域経済の発展</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和4年6月7日） 第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 （1）人への投資と分配 （賃上げ・最低賃金） 今年、ここ数年低下してきた賃上げ率を反転させたが、ウクライナ情勢も相まって物価が上昇している。こうした中、賃上げの流れをサプライチェーン内の適切な分配を通じて中小企業に広げ、全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。 このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組む、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。 また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。</p> <p>（3）多極化・地域活性化の推進</p> <p>（中堅・中小企業の活力向上） 地域の経済やコミュニティを支える中堅・中小企業の生産性向上等を推進し、その活力を向上させ、経済の底上げにつなげていく。感染症に加え、デジタル、グリーン等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築や生産性向上の支援、円滑な事業承継やM&Aの支援、伴走支援を行う体制の整備等に取り組む。</p>
		<p>政策の達成目標</p> <p>国土交通関係中小企業者が生産性向上のための投資をしやすい環境を整備することを通じて、質の高い物流サービスの提供や公共事業の確実な施行等を確保し、もって国民生活の安定と我が国の経済活動の発展を図る。 具体的には、下記の指標を満たすことを目標とする。 【トラック】 ・営業用トラックの新車登録台数 対平成10年度比100%以上又は全車種の対平成10年度比を上回ること 【内航船】 ・内航船舶の代替建造の促進 年間代替建造隻数を90隻以上</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）</p>
	<p>同上の期間中の達成目標</p> <p>国土交通関係中小企業の生産性の向上等を図るため、以下のとおり、これら中小企業の設備投資を促進する。 ・営業トラックの新車登録台数 対平成10年度比100%以上又は全車種の対平成10年度比を上回ること</p>	

- ・内航船舶の代替建造の促進
年間代替建造隻数を90隻以上

【トラック】

	(参考) 10年度	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
営業用 トラック 単位：台	52,850 (100.0)	72,009 (136.3)	68,808 (130.0)	68,457 (129.9)	66,993 (126.8)	60,102 (113.7)
全車種 単位： 千台	4,234 (100.0)	3,359 (79.3)	3,368 (79.5)	3,206 (75.7)	2,975 (70.3)	2,685 (63.4)

政策目標の
達成状況

- ・全車種の新車登録台数は平成10年度と比較して大きく減少し、近年は横ばいで推移している一方で、車両総重量3.5t超の営業用トラックの新車登録台数は対平成10年度比113.7%となっている。
- ・いずれの年度も、営業用トラックは、全車種の対平成10年度比を上回っている。

【内航海運】

内航船舶の代替建造隻数
→代替建造隻数：年平均78隻（直近3カ年）となっている。

	平成 29年度	平成 30年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度
代替 建造 隻数	93	90	80	80	74

要望の
措置の
適用見込み

（適用期間内における適用件数見込み）
令和5年度 49,060件
令和6年度 49,060件
※令和2年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計

有効性

要望の措置
の効果見込み
(手段としての有効性)

現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。

加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（内航船舶以外はファイナンス・リースも含む）に適用が可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。

また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（令和4年度中小企業庁アンケート調査より）、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。

相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制がある。</p> <p>中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置（即時償却又は取得価格の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%））を利用できる税制となっている。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、検査工具・測定工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（内航船舶以外はファイナンス・リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>【適用件数】</p> <p>平成30年度：54,634件 令和元年度：53,930件 令和2年度：49,060件</p> <p>【減収額】</p> <p>平成30年度：573億円 令和元年度：550億円 令和2年度：463億円</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>租税特別措置法の条項：第42条の66、第68条の11</p> <p>適用件数：特別償却 22,894件 税額控除 26,166件</p> <p>適用額：特別償却 1,999億円 税額控除 163億円</p> <p>※令和2年度の適用状況</p>
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>【トラック】</p> <p>税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、税制措置があることによって約6割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免（キャッシュフローの増加）分の使途としては、約4割が新たな設備や人材育成等への再投資に回るとのアンケート結果がある。（トラック事業者の意識調査（トラック協会によるアンケート））</p> <p>【内航海運】</p> <p>内航海運業は、経営基盤の脆弱な中小企業が大宗を占め、老朽化した船舶を更新するなどの新たな投資を行う意欲を有していても、十分な資金を確保できないために、これに踏み切れない者が多い。このような状況の下、意欲ある中小企業の設備投</p>

		<p>資を後押しすることにより、生産性の向上及び経営の近代化・合理化が図られている。</p> <p>令和3年度に中小企業庁が実施した委託調査を活用し、令和4年5月に、細野薫氏、布袋正樹氏、宮川大介氏によって、中小企業向け設備投資税制の因果効果についてのディスカッションペーパーが公表※されている。</p> <p>※公表ページ 独立行政法人経済産業研究所ホームページ ノンテクニカルサマリー「中小企業向け設備投資税制の因果効果」 https://www.rieti.go.jp/jp/publications/nts/22e048.html</p> <p>同ディスカッションペーパーでは、2014年度に生産性向上設備に対する租税誘因として導入された税制優遇措置（中小企業投資促進税制の上乗せ措置、2017年度に中小企業経営強化税制に改組）について「制度利用中小企業の設備投資比率の変動を中小企業に比較的資本金規模の近い大企業（資本金1億円超10億円以下）と比較した」ところ、「制度利用開始年度を中心に設備投資比率が比較対象企業に比べて上昇していることが分かる。つまり、制度を利用した中小企業を類似企業と比較した場合には、設備投資優遇税制が設備投資を後押しした効果が確認」されたと示している。</p> <p>このように、経営強化税制の前身制度において一定の効果が確認されたところであるが、本税制の効果を確認する手法として、今後も、税制利用企業のデータを活用した効果検証の手法の活用を検討する。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>国土交通関係中小企業者が生産性向上のための投資をしやすい環境を整備することを通じて、質の高い物流サービスの提供や公共事業の確実な施行等を確保し、もって国民生活の安定と我が国の経済活動の発展を図る。</p> <p>具体的には、下記の指標を満たすことを目標とする。</p> <p>【トラック】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業用トラックの新車登録台数 対平成10年度比100%以上又は全車種の対平成10年度比を上回ること <p>【内航船】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内航船舶の代替建造の促進 年間代替建造隻数を90隻以上
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>営業用トラック、は令和3年度末時点で、平成10年度比113.7%となっており、目標を達成している。内航船舶の代替建造隻数については、直近3ヶ年の平均が78隻となっており、目標は達成できていない。その要因としては、国内貨物輸送量が増えない中、建造のペースが上がらないことが一因と考えられる。</p> <p>中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大以前は持ち直し傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響についても、感染症拡大当初の2年前と比較すると、最近は、回復傾向が見られたが、未だ、持ち直している状況とは言えず、また、昨今の物価高・資源高等の影響等、先行きの不透明さがあり、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成10年度 「総合経済対策」（平成10年4月）に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量8トﾝ以上→3.5トﾝ以上）</p>

平成 12 年度	1 年間の延長（平成 13 年 5 月末までの適用期間の延長）
平成 13 年度	10 ヶ月の延長（平成 14 年 3 月末までの適用期間の延長）
平成 14 年度	2 年間の延長（平成 16 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ
平成 16 年度	2 年間の延長（平成 18 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ
平成 18 年度	2 年間の延長（平成 20 年 3 月末までの適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加）
平成 20 年度	2 年間の延長（平成 22 年 3 月末までの適用期間の延長）
平成 22 年度	2 年間の延長（平成 24 年 3 月末までの適用期間の延長）
平成 24 年度	2 年間の延長（平成 26 年 3 月末までの適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加）
平成 26 年度	3 年間の延長（平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長、上乘せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充）
平成 29 年度	上乘せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長（平成 31 年 3 月末までの適用期間の延長）
令和元年度	2 年間の延長（令和 3 年 3 月末までの適用期間の延長）
令和 3 年度	2 年間の延長（令和 5 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省自動車局整備課）

項 目 名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の見直し及び延長	
税 目	所得税 租税特別措置法第 10 条の 5 の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 3 租税特別措置法施行規則第 5 条の 11 法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 4、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 4、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 9	
要 望 の 内 容	円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナ禍の中で、中小企業の生産性向上や DX に資する投資をメリハリの効いた形で後押しするための所要の措置を講じ、適用期限を 2 年間延長する。	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	(精査中) 百万円 (▲76,800 百万円) (— 百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備やIT化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。</p> <p>円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナウイルス感染症の影響で、中小企業の収益環境は悪化している。生産性を向上させ、賃上げを行い、経済の好循環を進めるためにも、設備投資を促進する必要があるところ、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ設備投資がまだ十分回復していない状況にある。</p> <p>このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促すため、中小企業の生産性向上やDXに資する投資をメリハリの効いた形で後押しするための所要の措置を講じ特別償却等の税制上の強力な支援を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。</p>
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標V 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標15 道路交通の安全性を確保・向上する 17 自動車の安全性を高める</p> <p>政策目標Ⅷ 市場環境の整備、産業の生産向上性、消費者利益の保護 施策目標32 建設市場の整備を推進する</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日） 第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 (1) 人への投資と分配 (賃上げ・最低賃金) 今年は、ここ数年低下してきた賃上げ率を反転させたが、ウクライナ情勢も相まって物価が上昇している。こうした中、賃上げの流れをサプライチェーン内の適切な分配を通じて中小企業に広げ、全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。 このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促</p>

			<p>進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。</p> <p>また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が 1000 円以上となることを目指し、引上げに取り組む。</p> <p>(3) 多極化・地域活性化の推進 (中堅・中小企業の活力向上)</p> <p>地域の経済やコミュニティを支える中堅・中小企業の生産性向上等を推進し、その活力を向上させ、経済の底上げにつなげていく。感染症に加え、デジタル、グリーン等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築や生産性向上の支援、円滑な事業承継や M&A の支援、伴走支援を行う体制の整備等に取り組む。</p>																																																			
	政策の達成目標		中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させること。																																																			
	租税特別措置の適用又は延長期間		令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（2 年間）																																																			
	同上の期間中の達成目標		中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させること。																																																			
	政策目標の達成状況		<p>新型コロナウイルス感染症の影響により設備投資が令和 2 年度に大きく減少。令和 3 年度もほぼ横ばいであり、今後も、円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナウイルス感染症の影響で、先行きが不透明な状況。</p> <p>(兆円)</p> <p style="text-align: center;">設備投資額の推移（年間）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>大企業 (兆円)</th> <th>中小企業 (兆円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2006</td><td>37.0</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>2007</td><td>39.0</td><td>14.3</td></tr> <tr><td>2008</td><td>37.0</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>2009</td><td>30.0</td><td>9.1</td></tr> <tr><td>2010</td><td>25.0</td><td>9.6</td></tr> <tr><td>2011</td><td>25.0</td><td>9.4</td></tr> <tr><td>2012</td><td>25.5</td><td>9.2</td></tr> <tr><td>2013</td><td>25.0</td><td>9.0</td></tr> <tr><td>2014</td><td>26.0</td><td>9.8</td></tr> <tr><td>2015</td><td>28.0</td><td>10.7</td></tr> <tr><td>2016</td><td>29.0</td><td>11.3</td></tr> <tr><td>2017</td><td>30.0</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>2018</td><td>32.0</td><td>11.2</td></tr> <tr><td>2019</td><td>34.0</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>2020</td><td>33.0</td><td>10.7</td></tr> <tr><td>2021</td><td>30.0</td><td>10.8</td></tr> </tbody> </table> <p>資料：財務省「法人企業統計調査年報」 (注)ここでいう大企業とは資本金1000千円以上1億円以下の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。</p>	年	大企業 (兆円)	中小企業 (兆円)	2006	37.0	12.9	2007	39.0	14.3	2008	37.0	12.9	2009	30.0	9.1	2010	25.0	9.6	2011	25.0	9.4	2012	25.5	9.2	2013	25.0	9.0	2014	26.0	9.8	2015	28.0	10.7	2016	29.0	11.3	2017	30.0	11.4	2018	32.0	11.2	2019	34.0	11.4	2020	33.0	10.7	2021	30.0	10.8
年	大企業 (兆円)	中小企業 (兆円)																																																				
2006	37.0	12.9																																																				
2007	39.0	14.3																																																				
2008	37.0	12.9																																																				
2009	30.0	9.1																																																				
2010	25.0	9.6																																																				
2011	25.0	9.4																																																				
2012	25.5	9.2																																																				
2013	25.0	9.0																																																				
2014	26.0	9.8																																																				
2015	28.0	10.7																																																				
2016	29.0	11.3																																																				
2017	30.0	11.4																																																				
2018	32.0	11.2																																																				
2019	34.0	11.4																																																				
2020	33.0	10.7																																																				
2021	30.0	10.8																																																				
有効性	要望の措置の適用見込み		<p>(適用期間内における適用件数)</p> <p>令和 3 年度 23,079 件</p> <p>令和 4 年度 23,079 件</p>																																																			

		<p>※令和2年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計</p>
	<p>要望の措置の 効果見込み (手段としての有効性)</p>	<p>現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（ファイナンス・リースも含む）に適用を可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（令和4年度中小企業庁アンケート調査より）、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の措置</p>	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。また、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できることとされている。</p>
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	—
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	—
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等の質の高い投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、器具備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制</p>

		度設計がなされている。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>【適用件数】 平成30年度：26,469件 令和元年度：26,159件 令和2年度：23,079件</p> <p>【減収額】 平成30年度：1,063億円 令和元年度：975億円 令和2年度：768億円</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>租税特別措置法の条項：第42条の12の4、第68条の15の5 適用件数：（特別償却）15,742件 （税額控除）7,337件 適用額：（特別償却）4,742億円 （税額控除）96億円 ※令和2年度の適用状況</p>
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>アンケート結果によると、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち半数以上の企業が、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したとしている。</p> <p>令和3年度に中小企業庁が実施した委託調査を活用し、令和4年5月に、細野薫氏、布袋正樹氏、宮川大介氏によって、中小企業向け設備投資税制の因果効果についてのディスカッションペーパーが公表※されている。</p> <p>※公表ページ 独立行政法人経済産業研究所ホームページ ノンテクニカルサマリー「中小企業向け設備投資税制の因果効果」 https://www.rieti.go.jp/jp/publications/nts/22e048.html</p> <p>同ディスカッションペーパーでは、「2014年度に生産性向上設備に対する租税誘因として導入された税制優遇措置（中小企業投資促進税制の上乗せ措置、2017年度に中小企業経営強化税制に改組）」について「制度利用中小企業の設備投資比率の変動を中小企業に比較的資本金規模の近い大企業（資本金1億円超10億円以下）と比較した」ところ、「制度利用開始年度を中心に設備投資比率が比較対象企業に比べて上昇していることが分かる。つまり、制度を利用した中小企業を類似企業と比較した場合には、設備投資優遇税制が設備投資を後押しした効果が確認」されたと示している。</p> <p>このように、経営強化税制の前身制度において一定の効果が確認されたところであるが、本税制の効果を確認する手法として、今後も、税制利用企業のデータを活用した効果検証の手法の活用を検討する。</p>

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>中小企業の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させること。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和3年度における中小企業者等の設備投資は 11 兆円（四半期で3兆円）となっている。 設備投資は増加傾向にあったが、令和2年以降新型コロナウイルス感染症の影響により、経済は大きく落ち込み、設備投資も減少した。 新型コロナウイルス感染症の影響から日本経済は回復しつつあるものの、規模や業種により、回復の程度は異なっている。また、円安・資源高等の影響により、中小企業の業況については先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向も不安定な状況にある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成26年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設（平成29年3月末までの適用期間の延長） 平成29年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設（適用期間は平成31年3月末まで） 令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長（適用期間は令和3年3月末まで） 令和2年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加 令和3年度 修正ROA等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長（適用期間は令和5年3月末まで）</p>

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(国土交通省海事局船員政策課)

項 目 名	駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者等に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等の延長等 (船員となろうとする漁業離職者関係)	
税 目	所得税、国税徴収法	
要 望 の 内 容	<p>国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法 (昭和 52 年法律第 94 号。以下「漁臨法」という。) 第 7 条の規定に基づき、船員となろうとする漁業離職者に対して職業転換給付金が支給されている。</p> <p>また、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法 (昭和 51 年法律第 43 号。以下「漁特法」という。) 第 12 条において、政府は、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するために実施された漁船の隻数の縮減に伴い離職を余儀なくされた者の就職を促進するため、就職のあっせん、職業訓練の実施その他の措置を講ずるように努めるものとして規定されており、かかる措置として、漁特法第 13 条の規定に基づき、当該離職を余儀なくされた者のうち、船員になろうとする者 (以下「漁業経営の改善等に伴う漁業離職者」という。) に対して職業転換給付金が支給されている。</p> <p>そして、漁臨法第 7 条及び漁特法第 13 条の規定に基づくこれらの者に対する職業転換給付金の支給については、漁臨法第 8 条及び漁特法第 14 条で準用する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 (昭和 41 年法律第 132 号。以下「労推法」という。) 第 21 条において、当該給付金を受ける権利は差押えが禁止されており、また、漁臨法第 9 条及び漁特法第 14 条で準用する労推法第 22 条において、当該給付金を標準として租税その他の公課を課することが禁止されている。</p> <p>漁臨法については、同法の有効期限は平成 35 年 (令和 5 年) 6 月 30 日とされているところ、今後も国際情勢の変化等に伴い、国際協定の締結等に伴う漁業離職者が発生することが予想されることから、有効期限を延長するための法改正及び省令改正を行う予定であり、有効期限延長後も、当該離職者に対して支給する職業転換給付金について、引き続き非課税措置及び差押禁止措置を存続させることとしたい。また、漁特法については、現状の漁業区分実態に即した支援を行う観点から、職業転換給付金の支給対象となる漁業離職者が従事する漁業として、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令 (昭和 51 年運輸省令第 25 号) 第 1 条第 6 号に規定する中型いか釣り漁業の定義の拡充も行うこととしたい。</p>	
	平年度の減収見込額	▲ 1 百万円
	(制度自体の減収額)	(- 百万円)
	(改正増減収額)	(- 百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 就職が困難な状況にある船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び漁業経営の改善等に伴う漁業離職者に対しては、その有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進するために職業転換給付金を支給しているところであり、この目的を十分に達成するために、当該給付金について非課税措置及び差押禁止措置を講じている。</p> <p>(2) 施策の必要性 職業転換給付金の支給については、就職が困難な状況にある者の最低生活を保障するものであり、同給付金を課税・差押えの対象とした場合、支給目的が著しく減殺されることとなる。このため、船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び漁業経営の改善等に伴う漁業離職者に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置及び差押禁止措置は必要不可欠である。</p>											
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="536 1211 687 1413"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="687 1211 1489 1413"> <p>政策目標 9：市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 36：海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1413 687 1608"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="687 1413 1489 1608"> <p>就職が困難な状況にある船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び漁業経営の改善等に伴う漁業離職者がその有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1608 687 1765"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="687 1608 1489 1765"> <p>漁臨法について5年間（令和5年7月1日～令和10年6月30日）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1765 687 1960"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="687 1765 1489 1960"> <p>就職が困難な状況にある船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び漁業経営の改善等に伴う漁業離職者がその有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1960 687 2145"> <p>政策目標の達成状況</p> </td> <td data-bbox="687 1960 1489 2145"> <p>平成30年度から令和3年度までの4年間において、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に対する就職促進手当の支給は11,640円（2人日）であり、求職活動の促進とその生活の安定を図るための措置を講じた。</p> </td> </tr> </table>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 9：市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 36：海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>就職が困難な状況にある船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び漁業経営の改善等に伴う漁業離職者がその有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進する。</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>漁臨法について5年間（令和5年7月1日～令和10年6月30日）</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>就職が困難な状況にある船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び漁業経営の改善等に伴う漁業離職者がその有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進する。</p>	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>平成30年度から令和3年度までの4年間において、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に対する就職促進手当の支給は11,640円（2人日）であり、求職活動の促進とその生活の安定を図るための措置を講じた。</p>
<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 9：市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 36：海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る</p>											
<p>政策の達成目標</p>	<p>就職が困難な状況にある船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び漁業経営の改善等に伴う漁業離職者がその有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進する。</p>											
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>漁臨法について5年間（令和5年7月1日～令和10年6月30日）</p>											
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>就職が困難な状況にある船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び漁業経営の改善等に伴う漁業離職者がその有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進する。</p>											
<p>政策目標の達成状況</p>	<p>平成30年度から令和3年度までの4年間において、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に対する就職促進手当の支給は11,640円（2人日）であり、求職活動の促進とその生活の安定を図るための措置を講じた。</p>											

	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び漁業経営の改善等に伴う漁業離職者に対して支給される職業転換給付金に係る個人住民税の非課税措置・差押禁止措置の延長等
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	職業転換給付金の支給については、就職が困難な状況にある者の最低生活を保障するものであり、同給付金を課税・差押えの対象とした場合、支給目的が著しく減殺されることとなる。したがって、船員となろうとする漁業離職者に対して支給する職業転換給付金については、引き続き非課税・差押禁止とすることが妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	○国際協定の締結等に伴う漁業離職者に対する就職促進手当の支給実績 平成30年度 11,640円(2人日) 令和元年度 0 令和2年度 0 令和3年度 0 ○漁業経営の改善等に伴う漁業離職者に対する就職促進手当の支給実績 平成30年度 0 令和元年度 0 令和2年度 0 令和3年度 0	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	就職が困難な状況にある船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者がその有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 年間に於いて、船員となろうとする者に関する国際協定の締結に伴う漁業離職者に対する就職促進手当の支給は 11,640 円 (2 人日) であり、求職活動の促進とその生活の安定を図るための措置を講じた。
これまでの要望経緯		平成 20 年 主税局に対し漁臨法改正及び省令改正について説明 平成 25 年 延長要望 平成 30 年 延長要望